

令和3年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和3年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（11月30日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○報告第12号及び議案第62号～議案第79号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	13

第2号（12月2日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	15
○議会事務局職員	15
○開議の宣告	17
○諸般の報告	17
○一般質問	17

17番 君 嶋 寿 男 君

災害時における地域と学校との連携について	18
企業誘致について	21

7番 大和田 和 男 君

農業施策について	25
----------	----

8番 富山 豪 君	
投票率の向上について……………	3 6
ふるさと納税について……………	4 1
カーボンニュートラルを見据えた街づくりについて……………	4 5
9番 花島 進 君	
新型コロナウイルス感染症について……………	4 9
2021年人事院勧告について……………	5 5
国民健康保険について……………	5 7
ごみ収集について……………	6 1
3番 小池 正 夫 君	
児童虐待について……………	6 3
那珂市のゴミについて……………	7 0
15番 武藤 博 光 君	
学校教育について……………	7 5
指定ゴミ袋について……………	8 5
太陽光パネルについて……………	8 8
○散会の宣告……………	9 0

第 3 号 (12月3日)

○議事日程……………	9 1
○本日の会議に付した事件……………	9 1
○出席議員……………	9 1
○欠席議員……………	9 1
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	9 1
○議会事務局職員……………	9 1
○開議の宣告……………	9 3
○諸般の報告……………	9 3
○一般質問……………	9 3

5番 石川 義 光 君

民生委員について……………	9 4
災害時における障がい者対応……………	9 9

12番 古川 洋 一 君

新型コロナウイルスワクチン接種について……………	1 0 3
市体育施設の利用について……………	1 0 7
部活動の地域移行について……………	1 1 4

1番 原田陽子君	
図書館の利用について……………	119
北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組みについて……………	126
2番 小泉周司君	
農産物の価格下落に対する対応について……………	129
敬老事業のあり方について……………	135
10番 寺門厚君	
広域避難計画について……………	142
太陽光発電施設について……………	149
○議案等の質疑……………	159
○議案等の委員会付託……………	159
○散会の宣告……………	160

第4号（12月17日）

○議事日程……………	161
○本日の会議に付した事件……………	162
○出席議員……………	162
○欠席議員……………	162
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	162
○議会事務局職員……………	162
○開議の宣告……………	163
○諸般の報告……………	163
○議案第62号～議案第79号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	163
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	167
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	170
○議員派遣について……………	171
○委員会の閉会中の継続審査申出について……………	171
○閉会の宣告……………	172
○署名議員……………	173

那珂市告示第 1 7 1 号

令和 3 年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 3 年 1 1 月 3 0 日 (火)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和3年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	11月30日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	12月1日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	12月2日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(君嶋、大和田、富山、花島、小池、武藤)
第4日	12月3日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(石川、古川、原田、小泉、寺門) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第5日	12月4日	土		休会	
第6日	12月5日	日		休会	
第7日	12月6日	月		休会	(議事整理)
第8日	12月7日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	12月8日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	12月9日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	12月10日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	12月11日	土		休会	
第13日	12月12日	日		休会	
第14日	12月13日	月		休会	(議事整理)
第15日	12月14日	火		休会	(議事整理)
第16日	12月15日	水		休会	(議事整理)
第17日	12月16日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)
第18日	12月17日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決

					2.閉 会
--	--	--	--	--	-------

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	原 田 陽 子 君	2番	小 泉 周 司 君
3番	小 池 正 夫 君	4番	福 田 耕 四 郎 君
5番	石 川 義 光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和 男 君	8番	富 山 豪 君
9番	花 島 進 君	10番	寺 門 厚 君
11番	木 野 広 宣 君	12番	古 川 洋 一 君
13番	萩 谷 俊 行 君	14番	勝 村 晃 夫 君
15番	武 藤 博 光 君	16番	笹 島 猛 君
17番	君 嶋 寿 男 君		

不応招議員（なし）

令和3年第4回定例会

那珂市議会会議録

第1号（11月30日）

令和3年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程説明
- 報告第12号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 那珂市健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例
- 議案第69号 那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例
- 議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第71号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第72号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第73号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 令和3年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第75号 令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第76号 茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第77号 いばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第78号 茨城北農業共済事務組合の解散について
- 議案第79号 茨城北農協共済事務組合の解散に伴う財産処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐 (総括)	大内秀幸君
次長補佐	三田寺裕臣君	書記	田村栄里君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第4回那珂市議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本会議場内の皆さんにご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。

また、感染症予防のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力を願います。

傍聴席につきましては1席ずつ間隔を空けてお座りをいただきますようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどをよろしく願いをいたします。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付してあります。

市長から行政概要報告及び令和4年度予算編成方針が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

監査委員から令和3年9月、10月、11月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、石川義光議員、6番、關 守議員を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審査日程等につきましては、議会運営委員会萩谷俊行委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎報告第12号及び議案第62号～議案第79号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、報告第12号から議案第79号まで以上19件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和3年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、このところ県内でも落ち着きを見せておりますが、新たな変異株オミクロン株が諸外国で確認されていることから、引き続き基本的な感染症対策を継続し、万全を期してまいります。

今後も皆様と力を合わせて、新型コロナウイルス感染症の早期克服に全力で取り組むとともに市民の安心・安全を第一に全庁的に取り組んでまいりますので、議員の皆様にはお力添え賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和3年第4回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告として専決処分に係るものが1件、条例の一部改正が6件、条例の廃止が1件、条例の新規制定が1件、令和3年度各種会計補正予算が6

件、その他が4件の計19件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第12号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和3年10月5日に北酒出地内で発生した舗装の損傷による車両損傷事故及び令和3年10月25日に飯田地内で発生した舗装の損傷による自転車転倒事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、それぞれの賠償の額を決定し、和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の案件でございます。

5ページをお開き願います。

議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定が追加されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、17ページをお開き願います。

議案第63号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例。

那珂市学校管理規則第3条の規定の中で、休業日から創立記念日が削除されたことに伴い、那珂市放課後学童保育対策事業条例に規定する学童保育所の休日から創立記念日を削除するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

続いて、21ページをお開き願います。

議案第64号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりました。

一方、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされました。

これらを踏まえて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、25ページをお開き願います。

議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例。

都市計画法施行令の一部改正により、区域指定の区域における災害ハザード区域の除外が厳格化されたことから、当市の区域指定の区域から土砂災害警戒区域及び水防法における浸水想定区域のうち一定の区域を除外するため改正するものでございます。また、市街化調整区域の立地基準の一つである世帯分離における母屋の要件を緩和し、店舗等併用住宅からの世帯分離も許可対象とするため、併せて改正するものでございます。

続いて、31ページをお開き願います。

議案第66号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例。

市街化調整区域等において新たに下水道に接続する場合、接続に要する工事費等は原因者の負担としていますが、地方公営企業法として経営の効率化・健全化を図る観点から、道路法第32条に基づく道路管理者の占有許可に係る事務手数料を水道事業と同様に定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、35ページをお開き願います。

議案第67号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

農業集落排水処理施設事業区域内において新たに下水道に接続する場合、接続に要する工事費等は原因者の負担としておりますが、地方公営企業として経営の効率化・健全化を図る観点から、道路法第32条に基づく道路管理者の占有許可に係る事務手数料を水道事業と同様に定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、40ページをお開き願います。

議案第68号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例。

県央地域9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）においては、平成28年度に定住自立圏を形成し、相互の役割分担の下、各種の連携事業を進めてきたところでございますが、さらなる充実を図り、県央地域を発展させていくことを目的に、令和4年度より連携中枢都市圏を形成することになったため、本条例を廃止するものでございます。

続いて、42ページをお開き願います。

議案第69号 那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例。

かわまちづくり支援制度活用事業により整備された那珂西リバーサイドパークについて、令和4年4月1日から供用開始するに当たり、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

続いて、補正予算の説明になります。

那珂市一般会計補正予算書をお開き願います。

議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ4億1,227万8,000円を追加し、221億6,610万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、社会保障・税番号制度対策事業において、健診結果の情報連携等に伴うシステム改修に係る委託料を計上し、基金積立事業において、茨城北農業共済事務組合の解散に伴う負担金返還金を農業農村整備基金へ積み立てる積立金を、市税等過誤納還付金において、個人市民税等の還付見込額の増に伴う還付金を、コミュニティ助成事業において、事業の追加申請に伴う補助金を、ふれあいセンターよこぼり管理事業において、空調機の故障等に係る修繕料等をそれぞれ増額するものでございます。

民生費については、児童手当支給事務費において、児童手当の制度改正に伴うシステム改修に係る委託料を計上し、障害福祉サービス給付事業において、自立支援サービス給付費等の見込額の増に伴う扶助費を、病児保育補助事業において、国の基準額改正等による補助金を、学童保育事業において、9月の小学校臨時休業に伴い開所した民間学童保育所への補助金を、民間保育所等整備事業において、令和4年度から家庭的保育事業を開始する事業者の施設改修に係る補助金等をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、衛生害虫等対策事業において、スズメバチ駆除費の補助申請増に伴い補助金を増額するものなどです。

土木費については、菅谷市毛線街路整備事業及び下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）において、土地購入箇所等の確定により土地購入費を減額し、補償金を増額するものでございます。

教育費については、国庫補助金の追加交付に伴い、菅谷西小学校屋内運動場大規模改造事業及び第一中学校武道場大規模改修事業において、工事請負費等を計上し、小学校、中学校それぞれの施設管理事業において、防火設備等の修繕に係る修繕料を増額するものなどです。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、児童手当交付金、多面的支払交付金等の過年度精算による返納金を増額するものでございます。

歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債を増額するものでございます。

続いて、那珂市国民健康保険特別会計補正予算書をお開き願います。

議案第71号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ2,124万9,000円を減額し、51億7,875万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、国民保健事業費納付金については、一般被保険者医療給付費分等の確定に伴う負担金を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、繰越金を増額するものでございます。

続いて、那珂市介護保険特別会計補正予算書をお開き願います。

議案第72号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、48億9,888万円とするものでございます。

歳出の内容として、諸支出金については、第1号被保険者保険料還付金の見込額の増に伴う還付金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算書をお開き願います。

議案第73号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、7億9,065万3,000円とするものでございます。

歳出の内容として、分担金及び負担金について、広域連合納付金の確定に伴う負担金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を減額し、繰越金を増額するものでございます。

続いて、那珂市水道事業会計補正予算書をお開き願います。

議案第74号 令和3年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

令和4年度の水道事業運営に要する契約について、令和3年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、那珂市下水道事業会計補正予算書をお開き願います。

議案第75号 令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和4年度の下水道事業運営に要する契約について、令和3年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案書の47ページをお開き願います。

議案第76号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について。

県央地域9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）においては、平成28年度に定住自立圏を形成し、相互の役割分担の下、各種の連携事業を進めてきたところでございますが、さらなる充実を図り、県央地域を発展させていくことを目的に、令和4年度より連携中枢都市圏を形成することになったため、本協定を廃止するものでございます。

続いて、48ページをお開き願います。

議案第77号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について。

県央地域9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）においては、平成28年度に定住自立圏を形成し、相互の役割分担の下、各種の連携事業を進めてきたところでございますが、さらなる充実を図り、県央地域を発展させていくことを目的に、令和4年度より連携中枢都市圏を形成することとなりました。

つきましては、連携中枢都市である水戸市といばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結をするため、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、57ページをお開き願います。

議案第78号 茨城北農業共済事務組合の解散について。

農業保険法第95条の規定により、共済事業の効率化を図るため、令和4年4月1日に茨城県内4団体による新組合を設立することに伴い、茨城北農業共済事務組合を解散することから、地方自治法第288条に規定された協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、県央南農業共済組合及び茨城県みなみ農業共済組合が合併し、新組合を設立します。なお、茨城北農業共済事務組合及び水戸地方農業共済事務組合は解散し、解散後の共済事業については新組合に引き継がれることとなります。

続いて、58ページをお開き願います。

議案第79号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について。

茨城北農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分することから、地方自治法第289条に規定された協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

茨城北農業共済事務組合が保有する財産のうち、土地、建物、無形固定資産及び物品は新組合に帰属します。

また、業務引当金（業務残金）については、平成12年度から平成17年度分までは新組合に帰属し、平成18年度から令和3年度分は、構成市町村の分担金方式による事務費補助金であるため、打ち切り決算後に金額が決定し、年度内に各構成市町村に配分をされます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前10時26分

令和3年第4回定例会

那珂市議会会議録

第2号（12月2日）

令和3年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年12月2日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊 莊一 君	次長補佐	大内 秀幸 君
次長補佐	三田寺 裕臣 君	(長総括)	田村 栄里 君
		書	記

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（福田耕四郎君） おはようございます。
ただいまの出席議員は17名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。
-

◎一般質問

- 議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。
質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりでございます。
質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。
会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めております。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は、通告7番から11番までの議員が行います。
また、会議中は静粛をお願いいたします。
携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いします。拍手等についても、ご遠慮くださるよう重ねてお願いいたします。
なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減をさせていただいております。隣との間隔を1席ずつ空けて着席をいただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力を願います。
-

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（福田耕四郎君） 通告1番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 災害時における地域と学校との連携について。 2. 企業誘致について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔17番 君嶋寿男君 登壇〕

○17番（君嶋寿男君） 皆さんおはようございます。17番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして質問を行ってまいります。

内閣府防災情報のページには、減災の手引きとして、自助・共助、地域の危険を知る、地震に強い家、家具の固定、日頃からの備え、家族で防災会議を開く、地域とのつながりの7つの備えが紹介されています。この中で、最後の地域とのつながりは、自分や家族だけではつukれない関係性です。災害時では、消防などの活動は限界があり、地域に住む住民が、自ら救助等を行わなければならない場面もあり、災害に弱い方の立場に立った心がけが大事であります。弱い立場と言え、子供たちも同じで、日中、子供たちは、幼稚園、保育園や学校で過ごし、言わば学校が子供たちにとっては地域と言えるのではないのでしょうか。また、校舎は避難所として利用される場合も多く、災害と学校の関係は極めて重要なものです。

そこで、地域と地域の連携が重要なことは当然ですが、ここに、地域と学校の連携も必要になると考えられ、学校内での防災、災害発生時の対応、マニュアルの策定などについて伺ってまいります。

まず初めに、災害はいつ起きるか分かりません。特に地震は、急に揺れが来たり、時には想像を超える力で襲ってきます。けさも夜中、午前1時58分頃地震がありました。もし、登下校時に強い地震が起きた場合、子供たちの対応についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

登下校の途中で地震が発生した場合、児童・生徒は、自宅に近ければ自宅へ戻り、学校に近ければ学校へ行きます。どちらでもない場合には、近くの安全な場所、例えば公園や公民館等の敷地など、建物の倒壊のおそれがない広い場所に避難し、待機をします。

学校の教職員は通学路を通過して各地区へ向かい、通学路の安全確認や待機した児童・生徒を引率して、学校へ避難することとしています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 安全な場所、広い場所の避難や、待機をされると言われても、児童・生徒たちはなかなか理解することは難しいと思います。登下校時に大きな災害場面を想定して、日頃から通学団の団長や、高学年の生徒たちには、この対応方法の指導を今後よろしく

お願いをしたいと思います。

では、学校内在校時に災害が発生した場合、下校することが危険な場合の対応について、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

地震やそのほかの災害が発生し、児童・生徒だけでは下校の安全が確保できない場合には、保護者へ引渡しをすることとしています。

保護者が迎えに来られない場合や、地域の被災状況により学校が避難所となる場合など、学校での待機や避難となることが考えられます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 保護者も共働きとって、なかなか迎えに来られなくて、引渡しができない場合もあると思います。そのときは、学校での待機ということですが、子供たちの安全が確保されるまでは、大変でも学校の先生方はきちんと子供たちを見守っていたらと思います。

次に、保護者への対応についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

災害発生により、児童・生徒を引渡して下校させる必要がある場合、保護者へは学校から緊急メールや電話により周知することとしております。

また、各学校では、災害発生時の対応について、学校だよりや保護者通知といった各種のお便りで保護者にお知らせをするとともに、年に1回は保護者に協力いただき、災害を想定した引渡し訓練を実施して、学校と保護者双方が災害時の対応を確認しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 次に、現在は共働きの家庭が多く、すぐに保護者との連絡が取れない場合もあるかと思えます。その対応についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各学校では、保護者への連絡は、緊急メールが使用可能であればメールで、使えない場合は電話で行います。学校だよりやお便りなどにより、大きな地震などの災害時にメール配信や電話が使用不可能な場合には、学校での引渡し下校が基本となることをお知らせしていますので、そのような状況になった場合には、保護者の判断で迎えに来ていただけるものと考えております。

すぐに迎えに来られないご家庭もあるかと思えますが、そのような場合には、保護者が来

るまで学校で待機することとなります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） ふだんから学校だよりなどで、学校と保護者との連携が最も重要だと思いますので、今後も連携については、きちんと指導のほどをよろしく願いをいたします。

次に、児童・生徒たちは、学校に水筒を現在持参して通っております。学校で避難した場合や、避難所となった場合の食料、飲料水の確保について、現状と今後の予定について、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在、水や乾パン等を備蓄している学校は2校ございます。備蓄内容は、飲料水、乾パン、缶入パンとなっております。

災害発生後、保護者へ迅速な引渡しができない場合には、児童・生徒は学校で待機することとなります。今回議員からご指摘をいただき、各校に一定程度の備えは必要であると認識いたしましたので、現在備蓄していない学校につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 水や乾パンを備蓄している学校、現在2校と答弁をいただきました。その中の1校は芳野小学校、ここはもう数年前から、PTA会費の一部を、災害時、非常時に備えて、水、ペットボトル、乾パンなどを準備して、備蓄しているということです。もう1校も多分そういうやり方をしているかと思いますが、この近隣でも、水戸市や太子町等各学校に水、乾パンなどを備蓄していますので、今後、検討していただくということですが、PTA会費の中から出すのではなく、教育委員会のほうから、きちんと市のほうで対応していただけるように、強くここは要望させていただきます。

この質問の中で、最後に、学校と地域、保護者との防災対応についてのマニュアル作成についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各学校におきましては、地震や火災、風水害といった各種の災害を初め、不審者なども想定した危機管理マニュアルを作成しております。その中で事象に応じた避難行動や教職員の対応、また、保護者への周知方法につきまして明示しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

教職員の対応、保護者への周知などの対応だけではなくて、今後、各地区地域で防犯パトロールなどを行っている代表者と意見交換もすることも、一つ情報交換の中で、子供たちを守る、そして、防災に対しても、連携を深めることができるのではないかと思いますので、その点についても、今後のご指導、よろしく願いをいたします。

この質問は、ここで終わらせていただきます。

次に、企業誘致についての質問に入らせていただきます。

これまで何度か企業誘致について、質問を行ってまいりましたが、その後の誘致状況などについて、お伺いをいたします。

初めに、那珂市内の工業専用地や工業団地として、市・県の指定を受けている場所と数についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市内の工業団地としましては、那珂西部工業団地の1か所のみとなっております。また、工業専用地域としましては、市の東部に位置します向山地区に、那珂研究所を含む向山工業専用地域があり、こちらには多くの企業が立地している状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） では、那珂西部工業団地や工業専用地域への企業の進出状況についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

那珂西部工業団地につきましては、高度産業技術集積地域の一翼を担う工業団地に位置づけられており、最先端技術を用いた電気・電子部品等を製造する企業が現在6社立地しております。

また、向山工業専用地域には、那珂研究所を初め、ガス発電所や植物工場が近年操業し、金属・機械部品や化学製品等を製造する企業など20社以上が立地している状況でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 昨年から、コロナ禍の中で、工業専用地域、西部工業団地等への誘致活動は何かと大変かと思いますが、今までどのような誘致への対応を行ってきたか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

那珂西部工業団地や工業専用地域への誘致対応・対策としましては、県の関係部署や金融機関、不動産事業者等と連携を図りながら、立地に関する情報の提供・収集に努め、民間企業のスピード感に速やかに対応できるよう、市役所内部、庁内の連絡体制も強化をしている

ところでございます。

また、昨年度はコロナの影響によりオンラインでの実施となりましたが、例年、首都圏で開催される、いばらき産業立地セミナーに参加し、那珂市や那珂西部工業団地等のPRを行っているとともに、今年度につきましては、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を活用し、アンケート調査や企業立地ガイドを作成しました。これらの結果を基に、現在、企業への直接的なアプローチ等を実施しているところでございます。

引き続き、固定資産税の課税免除や電気料金の補助、雇用奨励金などの優遇制度を活用しながら、那珂市の強みをPRし、積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） この誘致活動の中で、常陸大宮市、常陸太田市にまたがる宮の郷工業団地では、地元の企業、製作所の進出や、昨年は、物流の会社も進出してきております。常磐自動車道那珂インターから約15キロ、決してアクセスがよいとは言えません。それに比べ、那珂西部工業団地は、那珂インターから約3キロ、水戸北インターからも車で10分ぐらいの好アクセスの場所だということを、これからも強くPRをしていただいて、県の立地整備課との連携を取りながら、ぜひ誘致活動を進めていただければと思います。

現在、市内の工業専用地や工業団地以外の場所に工場が建てられている会社、事業所を見かけます。工業専用地や工業団地以外で、今、何社ぐらいの事業所が進出しているか。また、事業内容などについて、分かればお願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 工業専用地域以外での企業の進出状況ということでございますが、こちらは、どういう業種とか、規模感というのがございますので、なかなか正確に把握をできていない状況でございますので、細かい数字をお答えするのは難しいということでございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 分かりました。

ここの市内の工業団地以外でも、今建っているところあると思うんですけども、その地域で瓜連なら瓜連ということとか、そういうことを聞いたかったんですけども。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 業種や数ということではなくて、工業用地以外で、こういったところ、こういった業種が進出しているかということでお答えしたいと思います。

市としては、基本的には、用途地域上、企業等が立地可能である市街化区域を中心に、現在誘致活動を進めているところでありますが、先ほど申し上げました工業団地や工業専用地域以外での工業進出状況については、例えば菅谷の寄居地区の、これは工業地域になりますが、こちらは沿道型商業施設が立地という状況です。瓜連地区の準工業地域、こちらにつき

ましては、医療福祉施設が立地という状況であります。

また、条件次第では、市街化調整区域においても工場等を立地することが可能な業種もありまして、近年では、野菜等の水耕栽培を行う植物工場が市内に進出しているという例もございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） では、次に、サテライトオフィスについてお伺いをいたします。

通信技術の発達により、多くの仕事が、実際には在宅で行うことが可能な状況になってきております。しかし、これまでの慣例、労働時間の管理、家庭での仕事場の確保の問題など、現状としては、多くの方が長時間の通勤を余儀なくされているのが現実であります。コロナ感染が拡大し、コロナ禍の中、大都市、中心部の大きなオフィスに全員が毎日通う必要はなく、在宅、あるいは、在宅地の近くに小規模なサテライトオフィスといったことで、多くの業務は可能な状況となってきています。

また、体の不自由な方、妊産婦、子育て中の方、介護を必要とする家族のいる方など、テレワークが促進することで、もっと十分に能力を発揮して、仕事することができるのではないかと思います。

このようなことから、テレワークの促進策が必要ではないかと思います。那珂市に、低料金でサテライトオフィスとして利用できるスペースなどを用意し、企業に利用などを働きかけるなど行うことにより、定住促進など期待できるのではないかと思います。その点について、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

昨年5月に策定した第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、仕事の創生に寄与する施策の一環として、新たな就業機会を創出するために、サテライトオフィスの導入について掲げました。

その後、具体的な検討を進めてきた結果、本年4月より市商工会2階部分に、インターネット環境等を整備した貸しオフィスやコワーキングスペース、会議室などを提供する、いい那珂オフィスを開設し、企業支援コーディネーターによる創業支援や移住支援員による移住相談等を現在実施しているところでございます。

また、地方進出に興味のある企業とのマッチングイベントに出展し、サテライトオフィス誘致に向けたPR活動を行うとともに、テレワーク移住された方に対する支援金制度についても実施しているところでございます。

多様な働き方が可能となるサテライトオフィスについては、コロナ禍におけるテレワーク等の浸透に伴い注目を集めており、通勤時間の短縮や仕事と育児、介護等の両立など、ワークライフバランスの実現にも寄与するものと期待が高まっております。今後も、市としましては、いい那珂オフィスの周知やPRに努めるとともに、不動産事業者等との連携を強化し、

市内空き店舗などへのサテライトオフィスの誘致についても積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 現在、いい那珂オフィスを開設して行っているということですが、東京から、電車でも車でも2時間以内、住みよい環境をこの那珂市内につくっていただいて、首都圏から人を少しでも呼び込めるような施策をしていただけるように、これからもお願いをいたします。

次に、那珂市は常陸那珂港周辺企業のバックヤードとよく話を聞きますが、常陸那珂港周辺企業とどのような連携を取り、今後誘致活動を進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 議員ご指摘のとおり、那珂市は、常陸那珂港のバックヤードとしての好立地条件にあるということは、重々認識しているところでございます。

常陸那珂港と常磐自動車道とを結ぶ結節点に位置しておりますので、交通、産業面においても大きなポテンシャルを持っているという認識を持っております。加えて、現在県が整備を進めている茨城北部幹線道路の計画実現により、議員がおっしゃる常陸那珂港周辺の企業やその関連企業等の物流面での優位性に注目し、誘致に結びつく可能性は高いのではないかと考えております。

今後も、茨城北部幹線道路の整備実現に向け、国や県への要望活動を積極的に行っていくとともに、民間企業の進出意欲について、アンテナを高くして有力な情報を収集しながら、那珂市の優位性をPRし、将来を見据えた誘致活動にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） やはりPR活動が一番大事かと思っておりますので、その点についてはよろしくをお願いをいたします。

この質問の中で最後になりますけれども、今後企業誘致を進める上で、県職員時代、産業立地推進東京副本部長を務めてきた、谷口副市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 副市長。

○副市長（谷口克文君） お答えします。

企業誘致については、新たな雇用の創出や地域産業の集積、市税の増収や地域の活性化など、まさに那珂ビジョンで市長が掲げる、活力あふれる那珂市に直結するものと認識しております。

先ほど企画部長が答弁しましたとおり、本市においてこれまで、茨城県との連携や関係機関等との情報共有、首都圏におけるPRなどの誘致活動を実施してまいりましたが、県との連携体制をこれまで以上に強化するために、私がパイプ役となり、企業誘致に関する情報の提供や収集、意見交換等を実施しているところでございます。

その中でも、特に近年成長分野として注目を集めている植物工場については、私も期待を

しているところであり、令和元年度に税制優遇の適用範囲拡大や電気料金の補助等のメリットを活用し、市内への立地が進んでいる状況であることから、この状況を好機と捉え、今年度、全国の植物工場に対して、那珂市のPRを兼ねたアンケート調査を実施したところでございます。

今後も、市長共々、あらゆる機会を使って有力な情報を収集、発信し、本市のPRと併せまして、本市に立地した際の優位性をアピールし、企業誘致の実現に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 副市長がパイプ役となって、これからも積極的に誘致活動を進めていく、大変心強い答えをいただきまして、ありがとうございます。

現在、那珂市内でも、植物工場は3か所ぐらい進出しているかと思えますけれども、この那珂市に全国的な植物工場、いろんな種類の工場が誘致できるように、今、期待をしていきたいと思っておりますので、これからも一生懸命活動のほどお願いをいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。消毒をお願いいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（福田耕四郎君） 通告2番、大和田和男議員。

質問事項 1. 農業施策について。

大和田和男議員、登壇を願います。

大和田議員。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 議席番号7番、大和田和男です。

まず初めに、通告の小項目の質問内容の順番を入れ替えて、耕作放棄地の発生防止、解消対策についてを先に質問させていただきます。

さて、今回は、農業施策について質問させていただくわけですが、那珂市において、非常にフェルミエの皆様や、地域おこし協力隊、ひいては、水戸農業高等学校の女の子たち、そういった方々が、また、先日新聞でも拝見しましたが、担い手確保育成協議会、そういった本当にメディアに多く出ていて、とても活躍されているなど感じております。この場を借りて、そういった方々に敬意を表したいと思います。

ですが、残念ながら、私の耳に入ってくるのは、どちらかというと、その他の大部分の農家の方々、数反歩の田んぼを耕作している方ですとか、兼業農家さんですとか、定年後細々と耕作している方々、また、機械がなくて放棄地になっちゃったとか、ただ耕しているだけで作物は植えていないよ、跡取りがいなくて、出て行っちゃってとか、自分の代で終わりだなんていうような、皆様の周りも多々いらっしゃるような方々だと思うんですけども、そういった方々から聞こえてくる明るい話ではないほうが、私の耳には多く寄せられています。これは、那珂市だけではなく、全国的な課題の一つですが、何とか解消しようと汗を流している自治体や団体さんがあるとも聞いております。

それでは、那珂市においては何ができるか、今回質問、提案させていただきます。

まず初めに、耕作放棄地の解消というわけですが、私も市民の方々が相談に来られて、うちの田んぼの脇がぼさなんだけれどもというわけで、見に行ってみると、その隣だけじゃなくて、ちょっと遠くも、あっちもこっちもぼさなんだなんていうところがありました。那珂市の耕作放棄地の現状はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（海老澤美彦君） お答えします。

令和2年度の数値になりますけれども、農地台帳面積としましては、田で2,055ヘクタール、畑2,297ヘクタール、合わせまして4,352ヘクタールとなります。

このうち、耕作放棄地の面積としましては、田48ヘクタール、率としましては2.3%、畑92ヘクタール、率としまして4%、農地全体としましては140ヘクタール、3.2%となります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

本当に、放棄地、ぼさというのは目立つから、少しでもあると目につきますし、近隣地権者は本当に困っていると思います。高齢化や、後継者がいない、あと、場所が悪いとか、面積とかで引受先とマッチングしないとかあると思うんですけども、そういった放棄地は、地図化はされているんですよね。

○議長（福田耕四郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（海老澤美彦君） お答えします。

毎年7月に、農業委員及び農地最適化推進委員により行われます農地パトロールにより、

耕作放棄地の農地を把握する地図化をしております。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） その地図は、デジタル化は済んでいるということですか。

○議長（福田耕四郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（海老澤美彦君） デジタル化のほうはしております、パソコン上の中で管理しております。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

私は、この農地パトロールというのが、農業委員さんや推進委員の本来の、仕事は仕事なんですけれども、本来の仕事ではない、ただの入り口という形であると思っています。その先にある、放棄地解消のための担い手さんの意向把握のほうに専念していただきたいと思います。また、農業委員さんも推進委員さん自体も高齢化、また、成り手不足が懸念されます。これらの地図作製にも支障を来す日が来るのではないかと危惧をしております。この農地パトロールにおいては、タブレットとかドローンというのを活用し、そして、AIでの自動解析により負担軽減や、先ほど述べた課題解消につながるとは思います、導入の考えはあるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（海老澤美彦君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、ドローンやタブレットを利用した農地パトロールは非常に有効な手段と考えております。

しかしながら、先ほどお話ししましたけれども、農地パトロールにつきましては、同時期に市内各地の農地について調査を実施していますので、ドローン等を活用した農地パトロールになりますと、地区別にもそういった機材等が必要になることから、現状としては難しいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 本当に、夏の暑い時期に、農業委員さん、ぼさをかき分けてパトロールしているという話も聞いております。また、同時期にやっているということなんですが、同時期にやらなければいいと思いますし、また、今の時代、機械ができるところは機械に頼ってもいいのかと思います。下妻でもやっていますか、その他、県内でもどこか導入されていると思うんです。そういったのを活用して、負担軽減を図っていただきたい。

それでは、この耕作放棄地発生防止に向けて、最前線で働いておられる委員の皆様の負担軽減について、方法はないのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（海老澤美彦君） お答えします。

市内一斉に実施されます農地パトロールにつきましては、農地法に基づき年1回、遊休農地の発生防止、解消に向けて行っているものでございます。

しかし、現状としましては、毎月、農業委員、農地最適化推進委員の皆様には、定期的に農地パトロールのほうは実施していただいております。実施されている農地パトロールにつきまして、毎年度一斉農地パトロールの結果の地図を、紙媒体としまして、早期に委員の皆様にお渡しすることで、日々のパトロールのほうに生かすことができることとなりますので、少なからずとも負担軽減になるのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 少しずつでもいいですので、負担軽減のほうをしていただきたいと思います。やはり先ほど申し上げましたが、委員の皆様には、やはり担い手の意向把握に専念してもらいたい。そして、パトロールはその前段階なので、楽にやっていただきたい。そして、意向把握に専念して、遊休農地があれば、荒廃する前に担い手につなげる。それが、耕作放棄地発生防止解消の一番の対策になるはずだと思っております。そういった動きの中で、地域全体で農地利用の最適化を図っていこうと、そういう形になっていくのではないかと思います。

そういった農地利用の最適化について、次は産業部長に伺っていくわけですが、その農地利用の最適化を図るため、人・農地プランの実質化を図ることが必要となりますが、那珂市の現状はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

人・農地プランとは、将来にわたり地域の農地を誰がどのように耕作していくのかを示した方針でございます。

人・農地プランの実効性を高めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律が令和元年度に改正されまして、人・農地プランの実質化を各市町村において進めていくこととなりました。

人・農地プランの実質化とは、将来における地域の農家と農地の関係につきまして、アンケートを実施し、耕作する農家がいなくなる農地を地図化しまして、地域の農業者、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者と話し合い、地域の中心となる農家と農地の集積・集約化などについて決定をしていくものでございます。

本市については、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地域の話合いの場を設けることができなくなったことから、県から示された代替手順でありますアンケート方式に基づきまして、令和3年3月に実質化をしまして、人・農地プランを作成したところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 取りあえずというか、代替策ということで、アンケートを取ったということなんですけれども、ほとんど実質化ということなのかなと疑問も残るところですし、基準を満たしたただけなのかなんていうのも感じるんですけれども、コロナが落ち着いてきたというか、最近はおミクロン株がまたなんていう話もあると思うんですけれども、水際対策で、何とかそこは止めていただくとして、やはりしっかり対面で、膝を詰めて、本当に地域の農業をどうしていくのか、やはり農政課が少し音頭を取って、話を詰めていってもらえたらと思います。

そして、プランの実行を重点として動いていただきたいと思います。遊休農地の解消、集積から集約、担い手不足など、実行に当たっては、地域の実情に合った対策が必要であります。また、年ごとに変わっていく農地なので、これで終わりではなく、絶えず話し合いを続けていただきたいと思います。そして、担い手さんに引き継いでいく。ですが、その担い手不足というのも課題となっております。

担い手さんも、高齢化や後継者不足から近い将来農地としての活用の展望がない地域が増加している現状がありますが、那珂市の状況とその対策について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本市においても農業者の高齢化や後継者不足等が課題となっておりますが、地域の担い手を中心に農地の集積が進められているほか、近隣の農業法人による借地も進んでいる状況となっております。

一方で、借地が進まない農家につきましては、地域の担い手や農地利用最適化を進める農業委員会と協力、連携するほか、農地中間管理事業を活用した農地の流動化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そういった借地が進まない農地、これが遊休農地となって放棄地につながっていくと。そこを農業委員会と協力、連携、そして、農地中間管理事業を活用することですから、やはり先ほど事務局長にも質問いたしましたが、農業委員さんの負担軽減を図って、こういった地域の農地利用最適化に注力をしていただきたいと思います。

そして、借手があっても、よくいつ返されるかといっぴくびくしている世帯も多くあります。うちもその世帯なんですけれども、借地が進んでいるところについても、そういった現状を把握しながら、対策を進めていただきたいと思います。

そういった対策には、やはり、集積・集約、ほ場整備が必要になってくるわけだと思うんですが、本市の農地に太陽光発電施設が建設されている現状から、農地の集積・集約化に少なからず影響があると考えておりますが、那珂市において、過去5年間に農地から太陽光発電施設に転用した面積はどれくらいになるか。また、併せて5年間の山林から太陽光発電施設

設に開発された面積も伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農地から太陽光発電施設に転用された面積でございますけれども、平成28年度から令和3年度の11月時点までにおいて、183件、約31ヘクタール、農地に太陽光パネルの設置と併せまして、空間を有効活用して営農を行うソーラーシェアリングにつきましては、17件、約6ヘクタールとなっております。また、山林については209件、約111ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 農地から転用されたのは183件、31ヘクタールということで、大きいですね、やはり。道の駅が何個できちゃうんだろうというぐらいの大きさだと思うんですけども、ソーラーシェアリングというのは、営農型という形で増えても来たと思います。

最近、私の耳に太陽光によるお悩み相談が多く寄せられることが多くなってきました。最近それだけ増えているということだと思います。中途半端な場所にぽこぽこ太陽光発電施設ができていて、やはり、集積・集約にも影響を及ぼすと考えられます。まずは、那珂市の農地の集積・集約の現状について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、農地から太陽光発電施設への転用は、集積・集約化に少なからず影響しているものと考えております。

本市の集積・集約の状況でございますけれども、農地中間管理事業や利用権によりまして、担い手に農地を貸し出す集積については、令和2年度末におきまして23.9%の集積率となっております。近隣市町村と同水準となっております。

また、担い手が農地を集团的に集めていく集約でございますが、借手の希望を踏まえ、現在、借手が耕作している農地に近い土地を相談窓口や農業委員会等により紹介しますほか、集積・集約化を促進する農地中間管理事業の集積協力金や経営転換協力金の支援措置の活用、また、農地のほ場整備等によりまして推進しているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

集約は、今進めている真っ最中という感じですかね。

そして、集積・集約を進めていくには、ハード面として、ほ場整備等も必要と考えております。整備には多額の費用と事業期間もかかることから、県との連携も含め、今後のほ場整備の進め方について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ほ場整備は、土地所有者全員によります事業への参加と同意が不可欠でございます。土地所有者が農地を今後どのように維持管理及び営農していきたいかで進め方が変わってきます。

ほ場整備事業計画を進めるに当たりましては、地権者を代表する推進委員、県、土地改良区等関係機関との連携を図りまして、段階ごとに地権者の同意を得ながら慎重に進めているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そうですね。しっかり連携をして進めていただきたいなと思います。

農家さん、本当に近年の農産物の価格下落も打撃ですし、やはりなるべく経費がかからないよう、細かくくろはるのはもう嫌ですよ。そういったやればやるだけ赤字だと、今年も農家さん言っております。そういった中、限られた予算や人材を活用し、集積・集約を進め、農家さんを助けてあげたい。選択と集中という観点から、ほ場整備を進める重点地区を計画的に設けることが必要だと思うのですが、市の考え方を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ほ場整備事業は、土地所有者及び耕作者の農地利用形態が異なっていることや、整備面積にもよりますが、現在事業採択された地区を参考にいたしますと、約200ヘクタールの規模のほ場整備の場合、完了するまでに約10年間の事業期間を要しておりまして、長期化すると想定されます。

また、ほ場整備事業の実施に当たっては、地区内改良区は、金融公庫からの借入、返済が必要となることから、土地所有者から整備を行うための事業負担金を徴収するなど、金銭的な負担や、土地改良法の制度上、整備を行う区域内の土地所有者全員から事業同意申請が必要となります。

したがって、土地所有者や土地改良区など、まずは地域からの申出が必要不可欠であり、行政側から重点的に設けることは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 土地所有者、地域からの申出ということなんですけれども、その地域も本当に高齢化が進んでいる、声を上げにくい。よくちょっと投げやりな場所もあったりしているということを聞いております。ということは、やはり先ほど質問した人・農地プランの実質化において、やはりアンケートで終わるのではなく、やはりしっかり地域で議論する場、そして、そこで、那珂市のそう遠くない将来の展望を、農政課が主体となって地域に示すことが重要だと思います。土地所有者も耕作できるうちは反対とかしちゃうりするん

ですけれども、少し高齢になってくると、あのときやればよかったななんていう話もよく聞きます。例え10年かかろうと、今、地域とともに議論していかなければならないと思います。そういった地域を、一つ一つ重点地区として選定して、議論する場を選定してもらいたいと思います。お願いいたします。

また、そのほ場整備が難しい場所は、しっかりと集約化を図っていただきたい。そこにはくいの問題があると思うんです。農地の境界にあるウツギや境界ぐいが農業機械での作業中に支障を及ぼすことがあると聞いています。そこで、地中マーカールというような境界表示技術があるんですが、それは、生産性の向上や作業の効率化を促進するものと考えておるのですが、導入について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨年11月に茨城県農地中間管理機構が地中マーカールによる境界表示技術の実証実験を行いまして、一定程度の効果が得られたとの報道がございました。そのような技術は農地利用最適化の手段として有効であると考えております。

始まって間もない技術であることから、導入に要するコストが確立されていないこと、ウツギやくい等の境界表示物では正確な境界確認ができていないため、改めて測量する必要があること、さらに現存の境界表示物の撤去に抵抗があるなど、地権者の様々な意向が課題となっております。現段階において、そこまでに至っていないという状況でございます。

今後は、当該技術の効果と課題の検証の蓄積が進むものと考えられますので、引き続き情報の収集をしていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

費用もかかるというところですし、モデル地区なんか、そういうのに、そんなのが出てくるかどうか分かりませんが、選定されるといいなと思うんですけれども、また、農地の集積・集約を円滑に進めるためには、境界確認や境界の復元が必要となってくると思います。これに費用がかかります。農地の境界を明らかにして農地の集積・集約をさらに進めるための費用補助について、考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農地の境界確認や境界復元への費用補助については、土地が個人の財産ということもございまして、現在では難しいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

測量等で、復元なんかで、うん十万かかったとか、果たしてもっとかかるなんていう話も聞いております。これでは、なかなか集約に手を出しにくいと思います。

であれば、担い手育成のためには、どのような補助ができるかななんて考えますと、道路交通法の改正により、ロータリーを装着したままの公道走行が可能になりましたが、トラクター自体が小型特殊や普通自動車運転免許で運転できるものでも、幅が1.7メートルを超えるロータリー等を装着して走行する場合は、農耕車限定の大型特殊免許が必要になります。道路交通法の改正を受け、大型特殊免許の取得を希望する農家が増えてくることが見込まれることから、取得に対する費用補助を出す考えがあるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、農家の方を対象に、茨城県農業大学校におきまして、農耕車限定ではございますけれども、大型特殊免許を民間の自動車学校より安価に取得できる講座を開講しております。

したがって、市としましては、費用補助は行わず、茨城県農業大学校での取得につきまして、引き続き案内、周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

いろいろと補助等の提案等もさせていただいたんですが、基幹産業は農業だという、那珂市はうたっているわけですが、補助制度、ちょっと乏しいなと思います。担い手育成は重要課題であり、資金面の支援が経営安定化への効果が大きいと思います。那珂市における支援制度はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、国においてですけれども、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の制度、担い手確保・経営強化支援事業等によりまして、認定農業者等が農業機械や設備の整備、事業資金を支援する制度、農業近代化資金や、農業経営基盤強化資金によりまして借入に対する利子の助成制度、農業次世代人材育成事業による新規就農者への経営安定を支援する制度がございます。

また、県におきましては、もうかる産地支援事業による先進技術の導入、高品質安定生産に向けた取組支援を目的とした制度がございます。

市におきましても、認定農業者等が農業機械の導入に際し活用できます、那珂市認定農業者等経営支援補助制度がございます。さらに、今年度新たに設けました那珂市認定新規就農者経営支援補助によりまして、認定新規就農者への経営基盤の早期安定化のための支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 様々な支援制度があるというところなんですけれども、そういった中身、そういったのがあれば、やりづらい農地みたいなのも借りてくれるといいんですけども、こうやって本当に議論すればするほど、小さな課題も大きな課題も山積をされていて、これからの地域の農業というのはどうなってしまうのかが、非常に心配なところです。考えちゃいますね。共に頑張っていければと思います。

市長、今回このように農政について質問をさせていただきましたが、詰めれば詰めるほど、国の政策も転換期なのかなと思うところもあります。生産調整ですとか、農地法、そして、もしかしたら、民法に至るまで、改正していくというか、メスを入れていかなければ解決できないものも多くあります。

ですが、今の制度下でも、何もしないという選択肢はありません。国を待っている猶予は地方にはありません。担当部署は全然変わってしまうんですけども、立地適正化の資料を見たと思うんですが、20年後の那珂市は高齢化で真っ青ですよ。そのような中、当然那珂市の基幹産業である農業についても、担い手の高齢化や後継者不足等の課題から、5年後、10年後の展望が危惧されます。

今、大きなかじ取りをしなければならぬと考えますが、農地利用の最適化を初め、今後の那珂市の農業政策をどのように進めていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

大和田議員、産業建設の委員長さん、あるいは、ここにおいで市の市議会議員の皆様方にも、おそらく身の回りの農業に関するいろんな相談事や、悩み事が届いていると思います。そういった中で、一つ課題を取り上げていただいて、質問をいただきました。

議員がおっしゃるように、担い手の確保・育成や農地利用の最適化による農地の集積・集約化の促進は、本市のみならず全国的な課題、そのように認識をいたしております。

本年度、市内の先進農家と市が一体となった、那珂市農業担い手確保・育成協議会、これを発足しました。これは、おそらく県内で唯一那珂市が先手を切ったというふうに言われております。この活動の中で、技術指導、あるいは情報提供を行うほか、新規就農者等からの様々な相談に応じられる、そういう体制をつくりました。

このような先進農家と交流活動をはじめ、様々な事業を実施し、次世代の担い手の確保・育成・定着に向けて包括的な支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、農地利用の最適化を図るためには、引き続き農地中間管理事業、そして、ほ場整備事業等を促進して、集積・集約による生産能力の効率化を進めてまいりたいと考えております。

さらに、販路拡大、品質の向上、そして、6次産業化の推進及びブランド化による収益力の向上を図るなど、もうかる農業の実現、これ県も言っていますけれども、このもうかる農

業の実現に市も邁進していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 先ほどの担い手確保・育成協議会、県内唯一ということで、非常に期待するところであります。あと、そのほかに対しても、一步一步進めているといった感じだと思っておりますけれども、5年、10年はあつという間だと思います。できることを本当に唯一ということで、素晴らしいことだと思っておりますけれども、できること、スピード感を持って、すぐに手をつけていただきたい。

そして、先ほど県もやっているもうかる農業という話もありました。大きな担い手さんには、やはりもうけていただかないと、集約、6次化とかいうのも進まないと思います。ですが、そうではない、冒頭に述べた大部分の農家さんは、まだまだというか、もうかる農業にはまだぴんと来ていないと思います。我が家の農地がどうなっていくのかというほうが強いと思います。だから、県、JA、土地改良区、整理組合、農業委員会、農業法人、そして、大きな担い手さん、そして、地域の小さな農家さんとともに連携をして、多くの問題について、まずは農業、那珂市農政課が主体となって働いていただきたいと思っております。市長、部長、事務局長、どうぞよろしく願いいたします。

これで、質問を終わりにします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告2番、大和田和男議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしまして、再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（福田耕四郎君） 通告3番、富山 豪議員。

質問事項 1. 投票率の向上について。2. ふるさと納税について。3. カーボンニュートラルを見据えたまちづくりについて。

富山 豪議員、登壇を願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、投票率の向上について伺います。

さきに取り行われました衆議院総選挙の投票率は、皆様方もご存じのとおり、戦後3番目の低さとなります55.93%という結果になりました。今回に限って言えば、その要因は新型コロナウイルスの感染拡大が大きな要因であると思われまます。ですが、それ以外にも様々な要因が重なり合って、有権者約半数の方々が棄権してしまう事態が起きております。今までにも多くの方々が質問をされました事項ではありますが、少しでも改善につながればの思いで質問させていただきます。

それでは、まず、本年行われました衆議院総選挙、県知事選挙の本市の投票率を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

令和3年10月31日に執行されました衆議院議員総選挙の投票率は51.78%、9月5日に執行されました県知事選挙の投票率は39.08%となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 衆議院総選挙では、全国平均55.93%の投票率を下回り、県知事選挙では、県平均の35.02%を辛うじて上回るという状況であります。県知事選挙は、緊急事態宣言下での選挙であったことを踏まえましても、いずれにせよ、本市も低投票率の渦中にあると考えます。

一般的に言われますことは、年齢層が高くなるほど投票率が高くなる傾向があるとされています。18歳に選挙権が引き下げられ、しばらく経過いたしました。本市の状況はどうか、18歳から20歳までの投票率の推移状況を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

平成27年6月の公職選挙法の改正によりまして、投票できる年齢が、議員おっしゃるとおり「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられたところでございます。

現在の那珂市内の18歳から20歳までの有権者数は1,455名、全体の3.15%となっております。

投票率につきましては、本市の標準投票所に指定されております五台第2投票区の18歳から20歳までの投票率で申し上げます。衆議院総選挙小選挙区では、18歳が42.1%、19歳が9.1%、20歳が36.4%でございます。

県知事選挙では、18歳が47.1%、19歳が36.4%、20歳が25.0%となっております。

全体的に見ますと、18歳から20歳までの若い方の投票率は18歳の投票率が一番高く、19歳、20歳になるにつれまして、投票率が低くなる傾向となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 本市の人口割合も全国と同じように少子高齢の状況にあり、18歳から20歳までの有権者数は3.15%であることも、改めての驚きではありますが、衆議院総選挙での19歳の投票率が一桁台であることに、若い世代の政治や選挙への関心の低さが、数字でしっかりと表れた結果となっていると認識いたしました。

しかし、そのような中でも、制度導入後過去最高の投票率の伸びを見せたのが期日前投票であると報道等で目にしておりますが、こちらにおいても、本市の期日前投票と併せて不在者投票の投票率を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

期日前投票につきましては、投票日に都合により投票所に行くことができない方が、選挙の公示日の翌日から投票日の前日までの間に、選挙管理委員会が設置する投票所で投票ができる制度となっております。

近年はライフスタイルや趣味の多様化等に伴いまして、期日前投票の利用が増加している傾向がございます。また、本市でのコロナ禍における初めての選挙となった今年の選挙では、選挙管理委員会からも、新型コロナウイルス感染症対策としまして、投開票日当日の会場の密集を避けるため、積極的な期日前投票の利用を呼びかけてまいりました。

このような呼びかけを行ったこともあります。衆議院総選挙と県知事選挙の期日前投票率は24.54%と18.41%となっており、全体投票率の半数に近い方が期日前投票を利用して投票を行っていることから、制度としても浸透しているというふうに考えてございます。

また、不在者投票につきましては、仕事や旅行、通学等で、投票日や期日前投票期間に本市で投票できない方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での投票することができたり、都道府県選挙管理委員会が指定してございます病院等に入院、入所している方が、その施設内で投票ができる制度になります。

本市の衆議院総選挙の不在者投票率は0.31%となっておりますが、どの選挙におきましても0.3%程度と、ほぼ横ばいの数値となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） こちらにおいても、本市でも期日前投票制度の浸透が順調に図られ、呼びかけ効果も相まって、約半数の方々が利用されているとのことで、大変によかったと感じております。

ですが、一方、不在者投票は、今回に限らず、利用者が0.3%と少ない状況にあると理解いたします。なぜ、不在者投票が浸透できないかを考えますと、容易ではありますが、不在者投票の煩わしい部分の、投票券の取り寄せがあると考えられます。

そこでもう一つ、本市の郵送によります不在者投票券の取り寄せ人数を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

郵送による不在者投票用紙の取り寄せができる場合としましては、選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会における不在者投票を行う場合、重い障がいなどにより投票に行けない方が対象となる郵便等による不在者投票を行う場合、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの指定施設で不在者投票をする指定病院等における不在者投票を行う場合の3つがございます。

郵送による不在者投票用紙の取り寄せ人数としましては、選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会における不在者投票を行う場合が、衆議院選挙で18名、県知事選挙で6名となっています。重い障がいなどにより投票に行けない方が対象となる郵便等による不在者投票を行う場合が、衆議院選挙としまして5名、県知事選挙で3名。都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの指定施設で不在者投票をする場合が、衆議院選挙で55名、県知事選挙で42名となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 2つの選挙ともいずれも本当に少ない人数かなと思われまして。

不在者投票の制度を利用しなければ投票ができない、全体での人数が把握できないので、一概には言えないところではありますが、でも、それにしても少し少ないのではないかと感じてしまいます。それには、不在者投票制度自体の仕組みの周知が不足していると考えますが、現状の周知方法、どのように行っているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

周知方法としましては、本市が発行しております広報なかにて、選挙いろいろQ&Aというものを掲載しており、その中で選挙制度についての疑問や知識について解説をしながら、市民の皆さんに選挙に対する意識啓発を行っているところでございます。

その記事の中で、不在者投票制度につきましても紹介しております。また、各種選挙が執行されるたびにSNS等を活用し、ホームページ等でも制度説明のお知らせを行っております。

また、不在者投票が行える場合としましては、先ほど答弁いたしました3つの場合がありますが、事前に証明書の登録を済ませている郵便不在者投票の対象者に対しましては、直接郵送にてご案内しているところでございます。また、指定病院等における不在者投票の対象者に対しましては、指定病院を対象に県の選挙管理委員会にて説明会を実施し、制度説明を行っております。請求漏れ等がないよう取り組んでおります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 広報、SNS、また、様々な場面で周知しているとのことですが、なおこの制度を理解して、利用していただきたい皆さんの投票権を有している世代は、本市に住所登録があり、進学などで、住居実態はほかにある若い世代であると考えますが、この方々にこそ、分かりやすい仕組みの説明が必要であると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

進学や就職などで引っ越された方は、原則、引っ越し先として住んでいる寮やアパートが住所地になるため、忘れずに住民票の異動手続をしていただくようお願いしているところで

す。

しかしながら、諸事情により引っ越し前の住所を使用している方もおります。そのような、主にただいま議員おっしゃられたとおり、学生などの若い世代の方々が投票を行う場合は、先ほど答弁いたしました不在者投票の3つの場合のうちの1つ、選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会における不在者投票を行うこととなります。

議員おっしゃるとおり、選挙に不慣れな若い世代の方でも投票制度を正しく理解していただけるような、分かりやすい制度の周知を行うことは、投票率を向上させる上で有効な手段だと考えております。今後につきましては、政治に対する意見を無駄にすることなく投票ができるよう、広報なかやホームページ等で図解を用いて説明等を行うなど、分かりやすく伝えることを心がけ、工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ぜひとも、答弁にありましたとおり、分かりやすい丁寧な周知、説明をよろしく願いいたします。

それとは別に、この不在者投票制度を利用する、ハードルを高くしてしまっている部分に、郵送によります手続の煩わしさがあると感じております。そして、結果として、若い世代が、徐々に政治や選挙から遠ざかる仕組みが出来上がるのではないかと感じております。ですので、この仕組みを簡略化することが、とても大事であると考えます。

そこで、既に水戸市などでも実施しておりますオンラインによります投票券の取り寄せ制度を考えていただきたいと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

本市におきましては、以前まで、茨城県及び各市町村の申請・届出を分かりやすく表示しておりました、電子申請を行うことができる、いばらき電子申請サービスを利用して、オンラインによる申請に対応してまいりました。利用者数がなかったこともありまして、一旦休

止しておりました。

しかしながら、国で運営するマイナポータルの電子申請機能、ぴったりサービスというものがあるんですけども、そちらによる不在者投票用紙等のオンライン請求の受付を積極的に実施するように国から事務連絡があったこともありまして、今年の県知事選挙より、本市におきましても、ぴったりサービスを使った投票用紙等のオンライン請求が利用可能となっております。

今後については、新たに始まった制度ということもあり、有権者の方にもなじみのないシステムであることから、制度の周知をさらに進め、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） オンラインの請求は利用可能であるとの答弁ではありますが、今回の衆議院総選挙の際、市のホームページ等々で様々調べてみましたが、オンラインでの請求は見つけることができませんでした。便利なよいシステムがせっかく構築されていても、周知がされていなければ、言うまでもなく誰も使いません。新しいシステムであるということは理解いたしますが、素早く対応していただき、18歳で行いました投票行動を、19歳、20歳、さらにその上につなげていけるような、万全な態勢づくりを心よりお願い申し上げます。

この件に関して最後の質問ですが、投票率を上げるためには、投票所を駅の近くや、ショッピングセンターなど、あるいは、高校、大学など、たくさんの人が集まる場所に設置することは、非常に有効的な手段と考えられます。また、投票所の設置については、自治体の裁量によって行われると伺っておりますが、臨時投票所の設置について、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務課長。

○総務課長（会沢義範君） お答えいたします。

現在、本市において投票所としましては、当日投票所26か所と期日前投票所2か所を設置しており、臨時の投票所の設置は行っておりません。

選挙管理委員会としましては、有権者が投票しやすい環境をつくるということは、投票率の向上に向けても重要であると考えております。例えば、他自治体では、市内の高校や大学、ショッピングセンターや駅など、自然と人が集まり、人の流れが多い場所に投票所を設置するなどの取組を実施されております。このように、人がたくさん集まるような場所に投票所を設置することができれば、人目にも留まりますし、様々な人の投票への関心につながると考えてございます。

本市におきましても、他自治体の取組を参考にできればと、期日前投票を実施するに当たり、商業施設等にお伺いし、場所の提供などの相談をさせていただいた経緯もございますが、やはりスペースの確保やセキュリティーの問題、経費の面、短期間に日程調整が必要なこと

など多くの課題があり、なかなか実施が困難な状況でございます。

いずれにしましても、有権者の利便性の向上や投票率向上のための取組につきましては、今後も調査・研究を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） セキュリティー等々の課題があるとの答弁ですが、それに関しましては、一定の理解はいたします。ですが、全国、あるいは県内の自治体においても、次々と取組が始められてきております。この状況を見ましても、決して無理な取組ではないと感じております。どうぞ、他市町村の取組をしっかりと調査・研究していただき、また、不在者投票制度のオンライン請求を含めました分かりやすい周知をお願いし、投票率向上に努めていただきますよう、心より期待申し上げます、この項の質問を閉じさせていただきます。

続いての質問は、ふるさと納税について伺います。

皆様方もご存じのとおり、ふるさと納税とは、生まれ育った故郷や、応援したい自治体に寄附ができ、手続をしますと、寄附金のうち2,000円を超える部分には所得税の還付、住民税の控除が受けられ、寄附金の使い道も指定ができ、地域の名産品などの返礼品がいただける制度であります。最近ではCMなどでも目にする機会が増え、国民の関心も高い制度になっております。

そこでまずは、本市への納税額と、市民の皆様が他自治体に寄附をされている状況はどのようなになっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

令和2年度で比較をさせていただきます。那珂市へのふるさと納税の寄附金の受領額は4,415万4,000円でございます。

一方、那珂市民が他自治体へ寄附をした金額は、令和3年度住民税の課税状況において、8,622万円となっております、これを市民税の控除額に換算しますと、4,124万1,000円でございます。

結果、昨年度は、差は僅かではありますけれども、市民が他自治体へ寄附したことによる住民税の減少額よりも、市は寄附金を多く受領しているという状況になってございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 僅かではあります、本市のほうが多く寄附金を受領しているとのことですが、現状ではほぼ同等な状況にあると理解いたします。これには、担当課が一生懸命にアイデアを出して、努力されていることだろうと察するところではあります、ぜひとも、さらにもう一踏ん張りをお願いしたいと思っております。

このふるさと納税を利用される方は、ほとんどの方々がふるさと納税の専用サイトから来られていると思われ、ます。ですので、利用者が多いサイトに登録することと、できるだけ多

くのサイトで目にする機会を増やすことが重要であると思われませんが、本市の登録サイトは、どのサイトで、いくつ登録されているのか、現状を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

実は、市長から直接、ふるさと納税については、力を入れるようという指示を受けております。本年度は、寄附金受領額の多い先進自治体などの取組について情報収集に努め、いくつか見直しを進めているところでございます。

その一つとして、寄附金受付の窓口となるポータルサイトを増やすことに取り組んでおります。具体的には、本市のふるさと納税ポータルサイトは、平成27年度から、ふるさとチョイスとふるぽの2サイトで運用してきましたが、本年11月1日から、楽天ふるさと納税、auPAYふるさと納税を、12月1日からは、ANAのふるさと納税を追加し、合わせて現在5サイトで運用しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在5つのサイトで利用ができるとのことではありますが、どのぐらいの数のサイトで開設すればいいのかとは、適正な数はなく、なかなか答えが出ない話だと思われま。

また、当然ながら、開設に当たっては、費用が発生することだと思いますので、新たに3つのサイトで開設ということなので、力を入れ始めた現状に合う数を開設したと理解いたします。

ただ、それに加えまして意見といたしまして、先ほども申し上げましたが、利用者が多いサイトへの開設が、当然ながら目に留まる機会が多いわけで、利用も増えるのではと考えます。最近では、ふるさと納税サイトのCMも目にする機会も増えてきましたが、そのようなCM等をしている比較的に認知度のあるサイトへ積極的に登録を行ってみてはどうか、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、認知度の高いポータルサイトを活用することは重要であると考えております。

ポータルサイトは、おのおの閲覧者の傾向等も違っておりますので、多角的に登録していくことで、より多くの方に那珂市を知ってもらうことが、ふるさと納税につながるものと考えております。先ほどご説明した新設の3サイトの中においても、とりわけ認知度の高いと言われている、楽天ふるさと納税につきましても、開設早々よい反応が出ているところでございます。

一方で、ポータルサイトの利用等を含め、ふるさと納税に係る市の経費につきましては、

国から寄附金の合計額の5割以内と定められております。このため、ポータルサイト増設に当たっては、ポータルサイトの利用率が低率であることや、国が指定する寄附金控除に関する証明書を発行することのできる特定事業者の要件を備えていることなどを確認しております。

また、ポータルサイトが増えますと、返礼品の提供事業者の受発注業務が煩雑化しますので、受発注管理の効率化など、返礼品事業者の過度の負担とならないような状況を見ながら、引き続きポータルサイトの増設に取り組むたいと考えているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 私も、今回の質問に当たりまして調べてみたところ、答弁にありました、本市で登録、開設しております楽天ふるさと納税、ふるさとチョイスは、比較的認知度、ユーザー数も高く、一般的に大手とされているサイトであると紹介されておりました。楽天でよい反応とありましたが、まさにそういうところが影響しているのかなと感じました。

また、一方、年齢、性別、収入などにより、サイトの閲覧傾向が変わるという部分に配慮しての登録サイトの選定であるとも理解いたします。今後ではありますが、どのサイトを経由して来たかという情報などをしっかり精査しながら、ぜひとも答弁にありましたとおり、引き続きポータルサイトの増設に取り組んでいただきたいようお願い申し上げます。

そして、もう一方、このふるさと納税で大変重要なことは、返礼品であります。もっと言わせていただければ、この返礼品が魅力的であれば、どのサイトに登録しようが関係なく、利用者が勝手に来てくれるほど、この制度の柱となる大変に重要な部分になります。各自治体もアイデアを出して、しのぎを削っているのは、皆様方もご存じのとおりであります。

そこで、この返礼品、本市においては、どのようなものが用意されているのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

那珂市のブランド認証品である常陸野ネストビールや、那珂かぼちゃ、干し芋などをはじめ、那珂市の特産品を中心に登録をしております。

その他、具体的には、食べ物であれば、常陸牛、ローズポーク、お米、平飼たまご、青パパイヤ、青大豆味噌、ひまわりオイル、ギョーザ、麺類、パン類、酒類、コーヒー豆、ピクルスなどがあります。

食べ物以外ですと、シクラメン、カーネーション、多肉植物、コケ山水の花き類、ヒノキのまな板、ままごとセット、縁なし置き畳といった品物、そば打ち体験やゴルフプレー券、お墓のお掃除、畑の除草といったサービスの提供などもございます。

その他、ネストビール、静織米、平飼たまごにつきましては、3か月コースや12か月コースなど、定期便を設定しているものもございます。

返礼品の品数につきましては、順次増やしていくよう努めておりますけれども、現在那珂市の特産品等を中心に、約100種類以上が登録しているという状況にございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 特産品から畑の除草という斬新なアイデアまで、100を超えるであろう返礼品を用意しているとの答弁、担当課の努力に感謝いたします。

ですが、さらに本市の強みを活用しました返礼品があれば、那珂市の知名度向上にもつながることであろうと考えます。そこでではありますが、本市には、茨城県立水戸農業高等学校がごございます。実習において様々な農産品をつくっており、文化祭に当たります水農祭になれば、遠方よりたくさんの方々がその農産物を求め、にぎわいを見せております。そのような連携、言わば産官学の連携で、返礼品のアイデアを考えてみてはいいかと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、魅力ある返礼品を増やしていくためには、産官学との連携は重要であると考えております。

これまで、商工会等を通じて市内の返礼品事業者を増やしてまいったところでもあり、また、比較的品数の少なかった農産品についても、JA常陸やフェルミエ那珂と連携した中で、新たな返礼品事業者を増やしております。また、市内の金融機関にもご協力いただき、返礼品事業者に結びつくような情報交換等も連携して取り組んでいるところでございます。

一方で、市内の水戸農業高校については、お米をはじめ、農産物の加工品等、大変魅力的な産品がごございますが、以前「高校生のつくったコシヒカリ」と題した返礼品を登録をいただいた際に、返礼品としての申込みがなかったことなどにより、現在は登録されてございません。引き続き、水戸農業高校とは、地元の農家や飲食店と連携した取組もしていることなどから、在庫管理や受発注などの課題を整理して、改めて返礼品としての登録につなげていければと考えております。

返礼品の品数の拡充については、当然ながら、市だけでできるものではございませんので、今後とも、商工業者や農業生産者、各業界等との連携に努めさせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 想像するところではありますが、「高校生のつくったコシヒカリ」というネーミングでサイトでの返礼品登録をなされていたと考えますと、私の意見ではあります。もっと違ったネーミングがあったのではないかと感じております。申込みがないという理由も、何となくではあります。納得できてしまいます。子供たちが青春の時間と汗を費やしましたお米であります。それを思うのであれば、例えばであります。水農青春コシヒカリであったり、青春ジャムであったり、ネーミングに限る部分ではあります。アイデアを出して盛り上げることは、いくらでも可能であると考えます。

さらにですが、この取組は、学校のPRにつながることはもちろん、子供たちに、税の仕組みに直接触れてもらう大変いい機会になると考えております。今後になりますが、ネーミ

ングに対しましても、マーケティングを熟知しております担当部署が、アイデアとアドバイスの機会を増やしていただきまして、よりよき連携につなげていただきたいと思います。

この項目の最後の質問です。一部の方々が、魅力ある返礼品をと考えても限界があり、大変に難しい問題であると考えますが、広く市民の皆様から意見を求めることで、斬新なアイデアをいただけるのではないかとと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

魅力ある返礼品を増やしていくためには、様々なアイデアを取り入れていくことは必要なこととございます。市民も含め、新たな返礼品の提供事業者につきましては、広報やホームページ等を通じて随時募集を行っているところです。

また、市が返礼品事業者との取りまとめを委託をしています中間支援事業者がおりますが、当該事業者が、現在事業者訪問等により、市内の返礼品事業者の掘り起こしも進めておりますので、市の職員とも連携した中で、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。実際、事業者訪問の中で新たな情報等をいただくこともございますので、市内には、市で把握できていない魅力的な商品等もあるものと考えております。

議員の皆様方におかれましても、新たな返礼品や協力事業者等の情報があれば、ぜひお教えいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ぜひとも、答弁いただきましたとおり、新たな掘り起こしに努めていただきたいと思っております。

ここでもお願いにはなりますが、随時募集ではなく、期間を区切りましたコンテスト方式などを考えていただき、褒賞をプラスするなどアイデアを考えていただきまして、さらに、本市へのふるさと納税が高まりますようお願い申し上げ、この項の質問を閉じさせていただきます。

最後の質問は、カーボンニュートラルを見据えた街づくりについて伺います。

皆様方もご存じのとおり、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。このカーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減に加え、吸収作用の保全、強化をする必要があるとされており、この実現に向け、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が2050年カーボンニュートラルの目標を掲げているとされています。

前回の定例会で、本市のゼロカーボンシティ宣言への取組を質問させていただいた際、ゼロカーボンシティの実現に向けては、ライフスタイルの転換を推し進める必要があるとの答弁をいただきました。このライフスタイルの転換を強く推し進めるためには、このカーボンニュートラルを受け、行政が率先して取り組むことがとても重要であると考えます。

そこで、市が設置しております学校、コミセン等の公共施設のエネルギーに対して、積極

的に太陽光発電システム等の再生可能エネルギーへの切替えが必要であると思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在、市内の幼稚園、小・中学校におきまして、太陽光発電設備を設置しているのは、令和元年度に設置をしまして、ひまわり幼稚園だけでございます。

また、コミュニティセンターにおきましては、平成25年度に総合センターらぼーる、ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだいに設置し、平成27年度には、ふれあいセンターよしのに設備を設置してございます。カーボンニュートラルの実現につきましては、省エネとCO₂を排出しないエネルギーを最大限に導入して、施設を運営することが求められ、将来的に再生可能エネルギー由来の電源にすることが必要であると認識しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 新設されましたひまわり幼稚園には設置がされており、その他災害時に拠点避難所となりますコミセン等には設置がされているとのことですが、防災の観点からの必要性を感じての設置であったとしても、早急に対応ができており、大変によいことであると感じております。

また、施設の運営に当たるには、将来的に再生可能エネルギー由来の電源が必要であるとの認識をされているとのこと、こちらにおいても、大変によいことであると感じております。

ですが、この実現には、予算と時間が大変にかかることが当然ながら予想されます。ですので、計画的に実行に移すには、年次計画が必要であると考えますが、現在の策定状況を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市の施設の年次計画につきましては、今後の人口減少や財政状況を勘案して、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための那珂市公共施設等マネジメント計画を策定しております。

しかしながら、現時点では、カーボンニュートラルなどの方針が示されていない状況でございますので、来年度策定を予定しております第3次那珂市環境基本計画の中で方針を明確化するとともに、本年度の那珂市公共施設等マネジメント計画の改定におきましても、環境に配慮した考え方を取り入れてまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ぜひとも、答弁にありましたとおり、来年度策定予定の第3次環境基

本計画で方針を明確化していただき、公共施設等マネジメント計画にも取り入れていただきますよう、早急な計画をお願い申し上げます。

今後、新設されます公共施設の姿は、先ほどの答弁にありましており、再生可能エネルギー由来の電源を保持した、限りなく環境への負荷を抑えたものでなければならぬと強く感じているところであります。

現在、本市においては、四中学区のコミュニティセンターの建設計画を伺っておりますが、どのような設計になっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

四中学区コミュニティセンターの実施設設計では、太陽光発電設備の設置を予定しております。その中で、10.6キロワットの太陽光パネルと5.6キロワットアワーの蓄電池を設置する計画で進めております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） こちらは、太陽光発電システムに加え、蓄電池を設置ということで、防災拠点を意識しましたよい取組であると考えます。

5.6キロアワーの蓄電池ということで、それほど大きな容量ではありませんが、停電などでは大変頼りになるシステムでありますので、現在の計画で進めていただきますよう、お願い申し上げます。

今後の公共施設の姿について、重ねて伺います。

皆様方もご存じのとおり、那珂市、常陸大宮市は、環境整備の面で組合を組織しております。本市の静地区に設置しております環境センターの老朽化が進んでおり、今後建て替えが必要であると伺っておりますが、環境センターの今後について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

環境センターにつきましては、平成2年3月の竣工から30年以上が経過しているため、老朽化が進んでおり、大宮地方環境整備組合では現在建て替え計画等を検討中でございます。

新しい環境センターを建築する際には、再生可能エネルギー由来の電源はもとより、脱炭素社会にふさわしい施設を建設すると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 一昔前は迷惑施設とされていたゴミ焼却施設は、処理技術の進歩により、現在大きくそのイメージを変えてきております。焼却過程で発生する処理熱を回収して、発電や温水プール等の熱源に再利用することはもちろん、発生した熱エネルギーを再度ゴミ焼却に使うことで、ゴミ処理の総エネルギーの削減にもつながるとされております。

市長が現在組合長でありますので、せっかくの機会でありますので、恐縮ではありますが、様々な先進的な施設を参考になされまして、答弁にありました脱炭素、カーボンニュートラルにふさわしい建設計画をお願いしたいと思います。お願いでありますので、答弁は結構です。

最後の質問です。

一般的に、道の駅に対します要件とされるものは、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備える施設とされています。ですが、近年防災機能を備えた道の駅が増えてきております。国が言います地方創生の中でも、道の駅の防災面の強化も含まれており、防災道の駅を選定し、防災機能の整備、強化に対し、交付金をつけ、事業計画の策定や、防災訓練の支援等が行われており、もはや防災機能を有することが主流とされてきております。

千葉県陸沢町に整備されたました道の駅と町営住宅等で構成されておりますむつざわウェルネスタウンは、太陽光発電システム、ガス発電システムにより、平常時、非常時の電源とするとともに、発電時に発生する排熱で地下水を温め、ほぼ天然温泉を実現させており、令和元年房総半島台風の際には、自立したエネルギーの供給を行い、停電時に周辺住民に温水シャワーとトイレを無料開放し、防災拠点として大きな役割を果たしたとされております。

皆様方もご存じのとおり、ガス燃焼時のCO₂は、他の化石燃料よりも少ないとされております。この例から考えましても、カーボンニュートラルと防災は決してこじつけではなく、深くつながるものと確信しております。本市においても、防災拠点として大きく役割を担う防災道の駅を考えてみてはどうか。質問というより提案に近いとは思いますが、本市の道の駅の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅につきましては、先日の全員協議会においてご説明しましたとおり、コンセプトや、具体的な場所、施設概要など決まっていない状況でございます。

議員のご指摘の内容につきましては、意見として受け止めさせていただき、今後着手予定の基本構想や基本計画策定時の参考にさせていただければと考えているところでございます。以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） まだ、現状では白紙の段階であり、これからとのことであると理解いたします。ですが、他の道の駅とはいい意味合いで一線を画した、後世に誇れる基本計画を心よりご期待申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告3番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたしまして、再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 花 島 進 君

○議長（福田耕四郎君） 通告4番、花島 進議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染症について。 2. 2021年人事院勧告について。
3. 国民健康保険について。 4. ゴミ収集について。

花島 進議員、登壇を願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 早速質問させていただきます。

まず、1番目、新型コロナウイルス感染症について。

我が国では、新型コロナウイルスの感染の広がりについて、いわゆる第5波が収束の後、新規感染の確認数は低い水準にとどまっています。イギリスなどの外国に比べ、新規感染数が低い水準になっています。これには、ワクチン接種の広がり、衛生的な行動様式の普及など、そのようなものが機能していると考えられますが、定量的な真実は解明されていません。引き続き感染の広がりを警戒する必要があると考えます。

そして、日ごとの新規感染者数が少ない今の時点でこれまでを振り返ること、また、今後、どのように備えるべきかについてを考えるべきと思います。

そこで、まず第1の質問です。

新型コロナウイルスについて、我が国の年齢層ごとの感染を経験した人数、重症に至った人数はどうなっていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

11月16日現在における値でございますが、国全体の新型コロナウイルス感染症に感染した方の人数は172万2,591人となっており、年齢層ごとの割合で見ると、20代が最も多くなっております。

内訳を申しますと、10歳未満が5.49%、10代が10.24%、20代が24.09%、30代が16.46%、40代が15.55%、50代が12.34%、60代が6.10%、70代が4.59%、80代が3.15%、90歳以上が1.18%となっております。

なお、重症に至った数は国のデータに累計数、年齢層別の集計がないため、お答えができません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 経済的な損失も本当は聞きたかったんですけども、なかなか時間もないということなんで、それは控えます。

次の質問です。

感染の数などを聞きましたが、感染によって死に至った人数、それは年齢層ごとの傾向はどうなっていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

感染により死亡された方の人数は、11月16日現在の値では、1万8,325人となっております。年齢層ごとの割合で見ると、90歳以上が最も多くなっております。

先ほど申し上げた感染者数172万2,591人のうち、90歳以上で感染した方2万14人に対して、亡くなられた方が3,622人で、18.10%となっております。同様に10歳未満がゼロ%、10代が0.002%、20代が0.006%、30代が0.03%、40代が0.11%、50代が0.39%、60代が1.55%、70代が5.35%、80代が12.96%、90歳以上は先ほど述べましたとおり、18.10%となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） お聞きした数字は後でまた触れたいと思います。

年齢層ごとの累計感染数等、市内の感染者ではどのような内訳でしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

11月22日現在となりますが、本市の感染数は累計206人となっております。これまでの感染した方を年齢層ごとに見ますと、10歳未満が6.0%、10代が9.5%、20代が14.9%、30代が10.9%、40代が22.4%、50代が15.9%、60代が10.0%、70代が7.5%、80代が2.5%、90代が0.5%となっており、40代が最も多くなっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

ワクチン接種が大分進んでいるんですが、ワクチン接種による重症化回避の効果、あるいは感染抑制の効果はどうなっているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

新型コロナワクチン接種に期待される効果ですが、感染拡大防止、発症予防、重症化予防となっております。

接種は、主にファイザー社製とモデルナ社製のワクチンを使用して進められております。ワクチンの有効性に関しては、2回目接種後の6か月目までの発症予防効果の値があります。ファイザー社製が91.2%、モデルナ社製が93.1%と発表されてございます。いずれのワクチンも接種する方の年齢や性別の違いによる有効性に大きな違いはないと発表されております。今回のワクチン接種は、重症化リスクの高い65歳以上の方へ優先して進められ、約9割の方が2回目の接種を夏までに済ませました。第5波の感染者数の増加の際には、この年代における重症者数、死亡者数の割合は低く、接種の効果を裏づけるものと考えております。一方、若い世代については、第5波の終盤から接種が本格化したため、その効果について結果として見えにくい状況であると考えております。

また、ワクチン接種の効果は、時間の経過とともに低下することが分かっており、追加接種の必要性が認められているところです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ワクチンに効果があるということは、お聞きいたしました。

ですが、ワクチンは効果だけではなくて、マイナス面も考えなきゃならないと思います。質問です。

ワクチン接種後の体の変調など、年齢層ごとの状態はどうなっていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

ワクチン接種後の体の変調、副反応の主な症状として、接種部位の痛み、37.5度以上の発熱、全身の倦怠感、頭痛などがございます。

国の厚生科学審議会の資料によれば、2回目接種後の副反応について、接種部位の痛みと、全身の倦怠感にはファイザー社製、モデルナ社製、共に広い年齢層で反応が確認されてございます。

発熱に関しましては、ファイザー社製では20代の約5割が発症であったのに対して、50歳以上は約2.5割となっております。モデルナ社製におきましては、20代が約8割であったのに対し、50歳以上は約7割となっております。

頭痛に関しては、ファイザー社製では20代が約6割が発症であったのに対し、50歳以上が約4割、モデルナ製では、20代が約7.5割であったのに対し、50歳以上が約5.5割となっております。若い年齢層で反応が多く確認されております。

なお、10代及び20代の男性についての心筋炎及び心膜炎が疑われた事例については、ファイザー社製ワクチンに対して、モデルナ社製を接種した後の報告頻度が高いということが確認されておまして、国は、10代、20代の男性に対し、ファイザー社製ワクチンの使用

を勧めています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 10代、20代の方に心筋炎・心膜炎の副作用がほかの年代の方よりも多く出ていると推定されることかと思えます。

私は、答弁予定を聞きまして、いろいろ再度調べてみました。それを基に意見を述べたいと思います。

初めに、発熱だけとか、軽度の頭痛だけであれば、健康な人には重大な問題ではないかもしれません。ですけれども、心筋炎や心膜炎では、命の危険の可能性もあるので、注意する必要があると考えました。

それで、資料をお配りさせていただきました厚生労働省が出した、「新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について」というお知らせというのがあります。

このお知らせでは、若年の男性に心筋炎・心膜炎のリスクがあることを述べてはいますが、その結論として、簡単に若年の男性に接種のメリットと副作用を考えると、副反応などのデメリットよりはメリットが大きいと簡単に結論づけているんです。

これについて、非常に疑問に思いました。もともとワクチンについては、分からない部分がある、リスクについてですね。大々的にそれがコロナの被害を抑えるために、それでも使われているわけですが、使われている経緯を見ながら、いろいろ軌道修正なり、考えるべきことを考えるということが大事だと思っています。

それで、このお配りした資料ですが、1ページ目の四角の中に、グラフというか図がありますね。この中で、先ほどお答えいただいたようなことが書いてあるわけです。「ワクチンを受けた場合に心筋炎・心膜炎が疑われた報告頻度が10代でモデルナ社製のワクチンについては100万人に28.8人であります」と書いてあります。

一方、新型コロナウイルスに感染した場合に、心筋炎・心膜炎が起きる、それらしいことが起きるという割合が、ちょっと年代はずれるんですが、15歳から39歳の男性で国内では100万人当たり834人。

これを見ると、834人と、28.8人では全然違うわけですよ。だから、要するに、コロナにかかって、心筋炎・心膜炎が疑われる割合が、そういうことになる例が圧倒的にワクチン接種によると思われるものよりは多いというふうに見て取れるような図になっています。

これがちょっとおかしいと思っています。細かい数字になるんですけれども、数字的なことをまず考えてみたいと思います。

お教えいただいたデータで、日本の人口推計から概算ですが計算してみました。10代の感染者数は感染経験数と年代別の内訳から大体17万5,704人ぐらいになっています。これは、総感染者数から10.2%を掛けた数字です。

一方、厚生労働省のホームページにある情報を見ると、新型コロナ感染者の10代の内訳が

非常に少ないんですね。図だけで見ていると、ほとんどゼロに見えるくらいです。実際には、今お伺いした、先ほど伺った10代が0.002%、亡くなっているということを考えれば、大体10万人に2人ぐらいが感染で、10代の方、10代の男性といったほうがいいかな、亡くなっているということですね。

これでいうと、これはどういうときかということを考えてみる必要があります。つまり、日本国内の状況でそのときの感染の割合で、こうだったということですね。

どのぐらい感染したかというのを、10代の推定人口で割ってみると1.6%です、感染している割合が。つまり1,000人に16人ぐらいが感染したということですね。10代で1.6%が感染した場合の死者数が計算すると、グラフで見ればほとんどゼロですが、大体3人か4人ぐらいという数字になりました。

一方、10代の男性がモデルナワクチン接種で100万人に29人ぐらいが心筋炎・心膜炎疑いというふうに考えると、無視していい比率ではないと私は思っています。つまり、見かけ上、先ほどのグラフにあるように、全員が感染した場合と、それから、ワクチンを受けたときのリスクは明らかにワクチンのリスクが少ないと言えるんですけども、実際には、コロナに感染するのは全員ではないですよ。人口の、これまでの実績で1.6%です。そして、これからワクチンを打っていくときに、感染がどのぐらい広がるかという見積りがほとんど国民の全てが感染すると見るならば、このグラフにあるような比較が正しいと言えますが、私はそんなことは期待していないんですよ。感染はある程度押さえて、0.5%になるか、0.1%以下になってほしいし、やむを得なくなったとしても、とにかく今までみたいな感染が広がる事態を避けたい。そのためにもワクチン接種があるわけです。

ところが、厚生労働省は、少なくともこの資料では、どのぐらいの割合の人が感染したかということをもろつきり見ないで、こういう資料を出しているというふうに、非常に不信に思います。

この比率で考えると、先ほど言いました10代男性が約500万人いるんですけども、これにモデルナワクチンを全部接種すれば、約150人に心筋炎・心膜炎の疑いの症状が出るということが予想されるわけです。

一方、ファイザーのワクチンでは、10代男性100万人当たり3.7人ということになっていきますから、もっと少ないわけですが、それもやはり無視できる数ではないと思います。

何で厚生労働省が簡単に接種のメリットのほうが大きいんだと言っているのか全く理解できないです。

これまで厚生労働省は何か科学的でないことを大分やってきました。典型が1年ぐらい前ですけども、検査を広げれば感染者数が増えてきて、それで、医療崩壊に陥るといようなことを言っていて、PCR検査を大々的に広げるというのをやってこなかったという、私としてみれば苦々しいことがありました。

全然科学的ではないですよ。結局検査しないで、検査漏れて、市中に行動していた。未

症状の感染者などがかなり広げたというふうに私は思っています。

私、那珂市に要請したいのは、厚生省の表面的なお知らせとか、情報をもっと批判的に見て、本当にこれで正しいのかどうかというのを考えながら、接種を進めていただきたいと思います。

今、10代の若い世代にワクチンを接種させないという運動をしている方がいます。私はそこまでは言いませんが、リスクがあるということをはっきり市民に知らせながら、進めるものは進めるというふうにしていただきたいと思います。

これとは別に、コロナワクチンで若い人ではなくても、血圧が上がることによるリスクがあるという話もあります。それについて、私は詳しいデータを持っていないので、今は何か詳しいことは言えません。

繰り返しますけれども、メリット、デメリット、双方率直によく考えて、宣伝して、ワクチン接種なりを進めていただきたいと思います。

ちなみに、厚生労働省も10代の男性については、できるだけファイザーのワクチンを受けように進めているようですね。それで、普通でしたら、モデルナのワクチンを1回目に受けたら、2回目もモデルナですけれども、それを替えることを認めるというふうになっています。

いろいろ考えていただきたいと思います。

次の質問です。

市内の自宅療養者への支援についてです。私の聞くとところによると、茨城県は感染者の個人情報などを市町村に対して知らせる用意があると聞きました。那珂市としての感染者のケアなどは検討していますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症に感染した方の個人情報というのは、要配慮個人情報に当たって、これまで保健所で管理がされており、市では把握できませんでした。

今般、今後の感染拡大に備え、自宅療養者への各種支援を行うこと目的とするものについては、県と市が覚書を交わすことで、保健所と情報共有を行うことができるということが報道されたとおりでございます。本市においても支援の準備を進めているところです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。県からの情報を得て、やるべきことはやるということかと思えます。

では、どのような方に対して、どのように支援することを検討しているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

まず、近隣にその方の生活を支援することができる親族などがいない方を対象といたします。日常生活を営むために必要な水や清涼飲料水、レトルト食品、ゼリー飲料、粉ミルクなどの食料品や、必要に応じてトイレットペーパーや紙おむつ、生理用品などの日用品を支給したいと考えております。自宅療養となった場合に、安心して療養に専念いただけるよう支援をしてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

実際、今のところは新規感染が少ないので、実際に動くのはまだかと思えます。ですが、そういう事態になった場合は、当初予定したこと以外でも、実際の状態に合わせて柔軟に対応していただくように、よろしくお願ひしたいと思えます。

別の大項目に移ります。

2021年人事院勧告についてです。2021年の人事院勧告では、国家公務員の一時金について、年間0.15月の削減を勧告しました。

また、組織マネジメントに関する勧告もなされていると聞きます。その状況と那珂市職員への処遇の変更等について考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本年の人事院勧告のうち、給与に関する勧告内容について申し上げますと、月例給の見直しはございませんでしたが、ボーナスにつきましては、期末手当を0.15月引き下げ、年間4.30月とする内容となっております。

この勧告の国家公務員への適用の状況でございますけれども、11月12日及び24日に給与関係閣僚会議が開催されまして、その会議の中で、担当大臣から次のとおり発言がございました。

国の進める新たな経済対策が着実に実施されることで、国家公務員のボーナス引下げが我が国経済にもたらすマイナスの影響は緩和されるものと期待されることから、人事院勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げる改定を行うものとし、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月のボーナスを減額することにより、調整を行うというものでございました。

この内容につきましては、11月24日に開催された閣議で決定され、今後、国会で給与関連法案について審議される見込みとなっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） もう一つ、組織マネジメント関連の勧告について、それは一体どのようなことを言っているのでしょうか。特に気になるのは、昨今、マスコミ等で問題になって

いる改ざんなどの公務から離れた行為予防につながるのかどうかについてもお聞きしたいです。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本年の人事院勧告のうち、公務員人事管理に関する報告によりますと、国家公務員を対象に行った職員意識調査におきまして、業務量に応じた人員配置、あるいは業務の効率化といった組織マネジメントに関する質問事項について、多くの職員が問題意識を持っているという調査結果がまとめられました。

このような結果を踏まえまして、公務職は全体の魅力を高め、意欲を持って、全力で働くことのできる環境を実現するために、幹部職員や管理職員が組織マネジメントに真摯に取り組むことが極めて重要であるというふうに報告をされております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 効率化とかについては、議員も心しなきゃいけないことだと思っています。

具体的には、どのようなことに取り組むのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

組織を効率的にマネジメントしていくことの必要性は、国のみならず本市におきましても共通の課題であるというふうに認識をしております。

業務全体の把握や、業務の効率化のための体制を整備し、検討するに当たっては、職場の上司の役割がとても重要です。

このようなことから、市としましても、組織マネジメントを担う管理職員につきましては、研修等を通じまして、個人の能力、あるいは組織全体のマネジメント力を高めていくよう取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

では、処遇について、国家公務員の処遇変更に関連して、那珂市の職員の処遇をどのようにするつもりでいますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市の人事院勧告への対応につきましては、人事院勧告を受けた国の対応に準拠すること、これを基本としております。

本年も給与関連条例の改正を実施するため準備を進めてまいりましたが、先ほど申し上げ

ましたとおり、国の給与関連法案の改正が遅れていることから、本定例会への給与条例改正案につきましては、議案の提出を見送らせていただきました。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法によりまして、国家公務員やほかの地方公共団体の職員の給与、民間企業の従事者の給与などとの均衡を考慮する旨、規定をされております。

そのため、例年は、臨時国会における給与関連法案の成立の状況を確認した上で、給与条例の改正を実施しておりますが、本年におきましては、現在のところ、国の給与関連法案の改正が行われていないという状況でございます。したがって、現時点では、国の給与関連法案の内容が確認できておりませんので、市職員への処遇へどのように反映していくか、決定をしておりません。人事院勧告の本市職員への給与反映につきましては、今後の国の動向を確認し、職員組合との協議を経た上で、方針の決定を行い、必要な条例改正など、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 那珂市は、大きな市ではなくて、職員数もさほど多くはないので、完全に独自の給与体系をつくることは難しいと思っています。ですから、ある程度は国家公務員の処遇を参考にするのはやむを得ないと考えます。

ですが、単純に国家公務員と横並びで処遇の切下げをするのは反対です。特に、この十数か月は、新型コロナ禍への対応で、職員は大きなストレスにさらされていたのではないかと考えます。なおさら単純な切下げを提案しないよう求めたいと思います。

私自身、議員になる前は、政府関係の法人にいまして、この人勧準拠だとか、国家公務員準拠で非常に嫌な思いをしてきました。私の職場は、時には1,000人以上の職員がいるので、独自の給与体系を持っているんですけども、それでもこの国家公務員の中で振り回されています。そうすると、やはり士気が落ちるんですね。何も処遇は普通でもそれなりに頑張っているんですけども、やっぱり「何だよ、これは」と職員は思うんです。その辺、ぜひ考えに入れて、那珂市の処遇決定を考えていただきたいと思います。

次の大きな質問にいきます。

国民健康保険について。

国民健康保険は、我が国の健康保険制度の中で重要な要素になっています。比較的所得が少なく、健康保険税の負担が相対的に大きい人が多いこともあり、制度の在り方や、実際の健康保険税に注目しています。

来年度の被保険者負担はどうなるのか、茨城県は各市町村の負担金の概略を一旦は示したものの、見直すとしているようでした。何か見直した後、出したんですね。この打ち合せのときから、少し事情が変わっているようですので、今みたいな言い方になってしまいました。

負担金が大幅に増額になる市町村があるように、最初は言っていました。なぜそのようなことになるのでしょうか。

また、最近、県は計算の見直し結果を示したと聞いていますが、その辺の事情はどうなっているのでしょうか。

そこで、質問です。

令和4年度の県事業費の納付金について、大幅な増額となる見通しを示したようですが、どのような理由によるものと考えているかお聞きします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、県事業費納付金でございますが、支出である医療費の見込みから国の交付金などの収入見込額を差し引き、県全体で集めるべき金額を算出します。これを年齢調整後の医療費水準や所得水準に応じて按分され、市町村が納める額が定められます。

令和3年度の当市の県事業費納付金は13億6,976万円ですが、過日示された令和4年度の納付金の仮算定結果ですが、これを10%超える増額というものが示されました。

この増加した要因を県は2つ挙げておりまして、第1に、新型コロナウイルス感染症による受診控えが解消されるなど令和3年3月以降分の医療費は、令和元年度に近い水準まで回復していること、2つ目として、団塊の世代が後期高齢者に移行が始まる影響により、前期高齢者への交付金が大幅減となっていることを挙げてございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ちょっと分からないのは、団塊の世代が後期高齢者に移行が始まる影響によって、前期高齢者の交付金が大幅に減となるということでしょうか、でも、そのときは、実際にその後期高齢者へ人が移れば、その分の医療費が減るという考えるのが普通ですよ。それなのに、なぜ増額になるというふうに県は考えているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

ご指摘のとおり、令和4年度からは団塊の世代が後期高齢者に移行が始まることにより、県では国民健康保険の被保険者数は令和2年度と比べ、約1.7%程度減少する見通しとしております。一方で、県の試算によれば、被保険者1人当りの医療費は、新型コロナウイルス感染症の影響がない令和元年度と比べると2%を超える増加が見込まれており、被保険者数が減少しても医療費総額は減少しない見通しとしております。

今年度は新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えが解消し、医療費が想定以上に回復しておりますが、県は令和4年度の医療費にどの程度の影響が及ぶか、改めて検討するとしており、市としても引き続き医療費の推移を注視してまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 改めて検討する内容がそろそろ来ているんだと思うんですが、今は答える段階ではないということでしょうか。

いずれにしても、話がおかしいですよ。最初の頃は、初めには、後期高齢者に移行が増えてと言っているんだけど、実際の答えはそうではなくて、医療費が増えるだろうと、1人当たりの医療単価と言っていますかね。ということを経済的には言っているわけですね。分かりました。分かっていないんですけども、答弁としては承っておきます。

那珂市への影響はどうなるでしょうか。当然納付金が増えれば、被保険者の負担増につながる見直しになると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

現在提示されている令和4年度の仮算定結果の額がそのまま決定されるものではございません。年明けに本算定額の提示というのが予定されておりますけれども、それまでの間に特に県内の被保険者数の見直しや医療費の伸びなど、必要な修正が行われ、改めて示されるものと考えております。

県事業費納付金の増加に伴う税率、税額の見直しが必要とされ、令和3年度と比べて、急激な変化が見込まれる場合には、過年度の剰余金を原資とする基金、こちらから繰入れを行うなど被保険者の負担緩和が必要と考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。負担軽減をよろしくお願ひしたいと思います。

国民健康保険について、次の質問です。

税額のほかに、保険税の徴収基準を今3通りあるんですかね、2方式、3方式、4方式、それを県は2方式に統一しようとしていると聞いています。

令和4年度からの統一を目指しているようなんですが、どのような理由によるものと認識していますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

県は、国から都道府県における保険料水準の統一を目指すよう示されております。そのためには簡潔明瞭な算定方式に統一することが第一に必要であるとしております。

現在の家族構成は、制度創設時の昭和30年代の頃と比べ世帯員数は減少しております。現在の世帯人数に見合った適正は賦課方式にする必要があるとしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 一部は言うことは分かるんですが、ただ、私が納得できないのは、保

除料水準の統一という話が、実際には、地域によって非常に医療にアクセスできるチャンスというんですか、しやすさが違うと思うんですね。高度な医療をすぐそばで受けられる人と、遠くの地方にいて、なかなかそういう機会のない人がいたり、あるいはその地域の健康管理の水準が違ったりとかいうこともあるので、それを一律県の統一基準にするというのは、なかなか私は理解しないところです。

それは置きまして、那珂市の対応方針は2方式化についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

2方式への変更は、集めるべき総額というのは変わらないものの、集め方である賦課方式を変えることとなります。世帯当たりの税額は、所得や家族構成になどによって変動が生じるということが想定されております。

当市においても、国保の被保険者世帯の8割超が1人または2人世帯と、家族の形態は当初の国保制度からは変化していることから、令和4年度から世帯への平等割を廃止し、均等割と所得割とによる2方式に変更することはやむを得ないと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 人によっては、負担が大きくなる。逆に、人または家族によっては負担は軽くなるということかと思えます。

特に、変更に伴い大きな影響を受ける世帯人数が多い世帯への対応について、那珂市ではどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

2方式への変更では、多子世帯、こちらの税額は相対的に高く算出される傾向となります。一方で、未就学児に係る均等割は、その5割が公費で補填されるということが、次年度から施行される改正国民健康保険法に基づいて決定がされてございます。

加えて、那珂市独自の支援策として、18歳未満の被保険者について、この未就学児に準じた負担軽減策を県の交付金を利用して検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

私は、先ほど言いましたように、会計主体を県にする変更、そのこと自体反対でした。理由は、那珂市としての独自の考えで保険政策、福祉政策を進めるべきだと考えていたからです。

しかし、県主体の会計になってから、ここ数年那珂市の独自性の問題以前に茨城県の計算

の不手際が目立ちます。総医療費の変動については予測できない部分もあるでしょうけれども、計算の不手際は大き過ぎると感じています。県にしかるべき能力が欠けているのではないかと考えています。こんな不手際が続くのはおかしいと強く県に言うべきだと思いますが、返答できませんね。意見として言うておきます。

次の大きな質問に移ります。

ゴミ収集についてです。

まず、資源ゴミを収集していますが、それに係る収入や支出の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

資源物は、那珂市分と常陸大宮市分を大宮地方環境整備組合が収集し、売払いを行っていますので、2市分の収支となります。

収入につきましては、圧縮缶売払い収入、紙類売払い収入、ペットボトル売払い収入、発泡スチロール売払い収入があり、令和2年度の収入合計は約3,900万円となっております。

支出につきましては、収集費用約9,800万円と、分別費用約8,000万円、合計で1億7,800万円となり、収支といたしましては1億3,900万円のマイナスとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） これは2市だと思いますが、売上げが僅かしかないのに、支出がかなり大きいと。こんなものでしょうね、きっと、資源ゴミといえどもということだと思います。

その今のお話の中で、分別費用が約8,000万円というのは、何をどのように分別する費用なんでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

分別費用の8,000万円につきましては、大宮地方環境整備組合が業務を委託しているものでございます。缶、瓶、ペットボトルの分別業務に1,800万円、粗大ゴミの分別業務に約6,200万円の委託料となっております。缶、瓶、ペットボトルの分別につきましては、収集したものを人の手で分別をいたしております。また、粗大ゴミの分別につきましては、搬入された粗大ゴミを人の手で分別してから、破碎をするため、重機や施設及び人件費が主な内訳となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

昔見たテレビのニュースで、ニューヨークなんかでも手で分けているというの聞いて、しようがないのかなと思いますね。

時代が進めば、今のAI技術なんかで、機械化ができるかもしれませんが、当面のところはそういうことかなと思います。

資源ゴミの中に発泡スチロールがあるんです。これについて、収集場所の数が少なく、回収日も少ないという声が市民から聞かされました。実際、私の住む額田地区では、発泡スチロールの回収場所は額田地区全体で4か所だけです。回収は年に13回、回収場所が遠くて、不便です。

また、持っていったときに、既に先着のゴミがかごからあふれていることがあって、かごの脇に置かなければならないことがあります。発泡スチロールは軽いですから、風で飛ばないかと心配しながら、風がそれほどでなかったら、立ち去るんですが、発泡スチロールゴミの回収回数や搬出場所が少ないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

ゴミの収集は現在、ゴミステーション収集と拠点収集の2つの方法で行っております。資源物収集は、品目ごとの収集車が収集しておりますけれども、発泡スチロールは排出される頻度が少なく、排出量も少量であるため、回収効率と収集に要する費用を考慮しまして、市内85か所を月に1度程度の拠点収集を行っている状況でございます。

環境整備組合が行う全品目の資源物収集は那珂市と常陸大宮市の全域、約4,500か所を8台の収集車で賄っておりますので、現在の体制では回数を増やすことは日程的に厳しい状況でございます。

また、収集場所を増やすことにつきましては、収集車が収集可能な物理的な立地条件と利用者が分かりやすく収集日程表などに公表しても差し支えない場所であることを条件に、公民館や公園などを拠点収集の場所として利用しております。以前に拠点場所を増やせないかという私有地の中から候補地を探しましたが、条件を満たす場所が見当たらない状況でございました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いくら何でも額田地区で4か所しかないとはとても思えない、信じられないんですね。というのは、そもそも市の考えが公民館とか公園などのいわゆる名前のある場所といたらいいですかね、そういうところにこだわっているからじゃないかと思うんです。

風に飛ばされないように籠があって、なおかつ地元の町会の了解や希望があるなどの条件があれば増やせるはずですが、どうでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、回収回数と収集場所は近くにたくさんあれば便利であるという

ふうには考えております。

しかし、現在の収支におきましても、大きくマイナスとなっている状況と、物理的な条件や個人情報に触れない条件というのを満たし、かつ施設の管理責任を考慮しますと、収集回数と収集場所を増やすことは大変難しい状況ではございますけれども、市民からの要望もあるようでございますので、今後、検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

今後、ぜひ検討をお願いしたいということで、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告4番、花島 進議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたしまして、再開を14時といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（福田耕四郎君） 通告5番、小池正夫議員。

質問事項 1. 児童虐待について。2. 那珂市のゴミについて。

小池正夫議員、登壇を願います。

小池議員。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、児童虐待について質問させていただきます。

児童虐待とは、どんなものなのか。

昨今、児童虐待の件数が増加しております。最初に、児童虐待の定義と種類をちょっと説明させていただきます。

児童虐待とは、保護者、親または親に代わる養育者が子供の心や体を傷つけ、子供の健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。法律では、次の4種類に分類されます。

身体的虐待、体に傷、打撲あざ、骨折、頭部外傷、内臓損傷、やけど、それと、刺傷を生じさせるような行為を身体的虐待、これは生命に危険を及ぼす行為、首を絞める、投げ落とす、乳児を激しく揺さぶる、熱湯をかける、炎天下や真冬に戸外に締め出す、縄などで拘束をする、意図的に子供を病気にさせる行為など。

ネグレクト、保護の怠慢、養育の放棄、極端に不適切な生活環境、食事を与えない、衣類が不潔、不衛生な環境での生活、子供の健康や安全への配慮を怠る行為、家に閉じ込める、子供の意に反して登校させない、病気でも受診をさせない、乳幼児を家や自動車に置き去りにする、同居人などによる虐待の放置など。

一つは心理的虐待、暴言、脅迫、無視、拒否的な態度、他の兄弟との著しい差別、子供の面前で夫婦間の暴力など。

一つは性的虐待、子供への性交、性的暴行、性的行為の強要、性器や性的な行為を見せる、子供のポルノ写真を撮るなど。

しつけと虐待との違いとは。児童虐待で考えるどこまでがしつけ、一体どこまでが虐待なのかという話が聞かれます。

しかし、しつけと虐待を程度の問題として捉えることは正しくありません。法律の冒頭には、児童虐待は著しい人権侵害であると明記されています。子供を一人の人間として認め、その人権を尊重しなければならないことは当然のことであり、親だからといって子供の人権をないがしろにすることは許されません。つまり、親が愛情を持って子供をしつけているのだと主張しても、その行為が結果的に、子供の発育や発達に悪い影響を与えているならば、それは児童虐待と言わざるを得ないのです。児童虐待かどうかは、愛情を持っているかどうかの親側の事情ではなく、子供側の視点から、親の行為が子供にどのような影響を与えるかによって判断します。

次に、発生の背景になっているのは、児童虐待は様々な問題が複雑に絡み合って発生すると言われております。

子供の状況では、行動面の問題、よく泣く、我が強い、食事をしたがらない、トラブルを起こしやすい、また、多動、生育上の問題、発育や発達の遅れ、慢性的疾病、未熟児など。

保護者の状況では、養育上の不安、育児が思うようにならない、子供をかわいいと思えない、協力者や相談相手が全くいない、保護者の資質、極端な育児方針、暴力の容認、養育能力の不足、コミュニケーションが取りづらい、関係機関の関わりに拒否的である、精神的安定、アルコールや薬などの依存症、虐待の世代間連鎖ということが挙げられます。

また、夫婦の不仲、養育環境では経済的困窮、家庭の状況では内縁関係や子供の数が多い、地域との関係では周囲との交流がない、孤立しがちになる、または頻回な転居など、これは借金等々によって住居を転々とするようなことをいうんだそうですが、ただ、これらは児童虐待が発生する可能性が高くなるという事項ではありますけれども、児童虐待が必ずこのことによって発生するというものではありません。

子供への影響は、児童虐待は子どもの心や体に深刻な傷跡を残します。主に次のような影響を与えられています。

身体的影響による。これは暴力によりあざや出血、骨折など、適切な食事が与えられないことによる発育の遅れなど、頭部や腹部への暴力は生命に危険を及ぼすことがあるために、特に注意が必要です。

知的発達への影響。愛情を与えられないなど必要な刺激が得られないことによる知的発達の遅れ、頭部外傷の後遺症による知的発達の遅れなど。

行動面への影響は、安定した環境で生活をしていないことによる行動上の問題。一つはおびえ、また多動、またパニック障害と、不適応行動、不登校、奇行、家庭内暴力など。

情緒面、心理面への影響。人間不信のため、信頼関係が築けない、人との距離感がつかめず、べたべたと甘えたり、自信を持っていないことによる自己否定感などがあります。

そこで、最近の件数等について説明をいたします。

子供が親などから虐待を受けたとして、児童相談所が対応した件数は、昨年度、全国で20万件を超える過去最多を更新したということが、厚生労働省のまとめで分かりました。

厚生労働省は、新型コロナウイルスの影響で、子育てに悩む保護者が孤立するリスクは高まっていて、見守り体制の強化を進めたいとしています。厚生労働省のまとめによりますと、昨年度18歳未満の子供が、親などの保護者から虐待を受けたとして児童相談所が対応した件数は全国で20万5,029件に上ります。虐待の対応件数は、統計を取り始めた平成2年度以降増え続けておりまして、昨年度は前の年度より1万1,249件、率にして5.8%増えて、過去最多を更新いたしました。

虐待の内容別に見ますと、最も多かったのは暴言を吐いたり、子供の目の前で家族に暴力を振るったりする心理的虐待で12万1,325件、59.2%に上り、前の年度より1万2,207件、率にして11.2%増えております。

次いで、殴るなどの暴行を加える身体的虐待が5万33件、24.4%、子供の面倒を見ないネグレクトが3万1,420件、15.3%ですね。

性的虐待が2,251件、1.1%となっています。

また、児童相談所への相談の経路では、警察などからの通告が増えて10万3,619件、50.5%となり、最も多くなりました。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大で、休校や休園、相次いだ学校や保健所、それに幼稚園、自治体の福祉事務所、医療機関などからの通告はいずれも減少いたしました。

厚生労働省は、前の年度から増加率が2019年度は21.2%で、昨年度は5.8%と小さくなったことから、新型コロナウイルスの影響について懸念はされてはいるが、現時点で明確な関連性は見られないとしています。

その上で、新型コロナウイルスの影響で、子育てに悩む保護者が孤立するというリスクは高まっております。

一方で、感染の拡大で地域などで子供を見守る機会は減っています。民間団体などと連携して、見守り体制の強化を進めたいとしております。

昨年3月までの1年間に親などから虐待を受けて死亡した子供は、心中を除いて全国で57人、およそ半数がゼロ歳児となっていることが、厚生労働省の取りまとめで分かっております。

厚生労働省は、昨年3月までの1年間に虐待を受けて、子どもが死亡した事例について、専門家による検証結果をまとめました。それによりますと、虐待を受けて死亡した子供は、心中を除いて全国で57人で、2018年度より3人増えました。虐待の内容を見ると、身体的虐待が17人、29.8%、育児を放棄するネグレクトが13人、22.8%でした。

死亡したときの年齢は、ゼロ歳が28人、49.1%とおおよそ半数となっていて、このうち11人が生まれて1か月未満で亡くなるという事態になっております。

また、ネグレクトについて、過去12年間の事例を詳しく検証した結果、死亡したときの年齢は、ゼロ歳の割合が58.7%と、虐待死の全体の傾向よりも高くなりました。母親が子育てがうまくできなかつたり、不安があつたりするケースや、妊婦健診を受けていなかった場合、多くの母親の支援策が必要だと指摘しております。

一方、昨年3月まで1年間に心中で死亡した子供は21人、保護者の精神的疾病や経済的困窮などが動機となったケースが多くなっております。

児童虐待の件数が過去最多となったことについて、関西大学の山縣教授は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、保護者のストレスが蓄積し、虐待のリスクが高まっている、影響の長期化でそのリスクはさらに大きくなっている可能性が高い。例年と比べて、増加率は減少したが、学校の臨時休校や病院の受診控えなどにより、公的な機関が子育て世代と接点を持つ機会を減少し、虐待を把握できなかつた可能性もあるとしています。

その上で、保育所にも通っていない幼い子供がいる家庭で外部の接点がないケースも多いわけですね。行政などは相談窓口を開けて、ただ待っているだけではなく、家庭を訪問したり、感染が不安な場合は、オンラインで相談を受けたりするなど、子育て世代を孤立させない取組を積極的に進める必要があるとしています。

そこで、本市におきまして、児童虐待の相談件数について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

本市では、家庭児童相談室が子育てに関する相談を受け付けております。

令和元年度については、全体では472件の相談があり、虐待に関する相談は187件ありました。うち、実際に虐待と認められる件数ですが66件でございました。

令和2年度については、全体では689件の相談があり、虐待に関する相談は246件で、うち実際に虐待と認められる件数は155件と倍以上になりました。

令和3年度上半期、4月から9月までの値ではございますが、全体では354件の相談があ

り、虐待に関する相談は175件で、うち実際に虐待と認められる件数は116件となっており、年々増加しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、児童虐待の相談の内容について把握しておりますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

令和2年度に実際に虐待と認められる155件の内訳について申し上げます。

殴る、蹴る、たたくななどの身体的虐待が20件、言葉による脅しや無視、兄弟間での差別的扱いなど心理的虐待が96件、家に閉じ込めたり、食事を与えない、ひどく不潔な状態にしておくなどのネグレクトが37件、子供への性的行為などの性的虐待が2件となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、本市においては、虐待相談が増加している要因について分析をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

在宅時間の増加が大いに関係しているものと見ております。昨年、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響から、学校が休校になるなど、子どもの在宅時間が大幅に増えました。同様に、休業などにより、保護者の在宅時間も増え、虐待が発生するリスクが高い状態になりました。夫婦関係の悪化などにより、児童の面前での夫婦げんか、DVなど心理的虐待となっているケースが目につきます。

児童虐待の事案は毎年増加しており、本県でも全国的に報道された事件もございました。身近に起こり得る問題であり、子供がいる家庭だけの問題ではなく、社会全体で取り組まなければならない問題となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

この資料は皆様の手元にあると思いますけれども、これを見て、私もびっくりしたんですが、私の子供をしつけていた頃、また、自分が育っていた当時のことを考えると、ほとんど虐待なんですね。もう昔と今ではというよりも、これだけ物事の捉え方というか、受け方が違うというのは、私も非常にびっくりするところでございます。

学校の教育現場でも私たちがやっぱり小学校の頃とか、中学校の頃は、黒板消しで殴られたり、そういうようなのは日常茶飯事で、今の立ち番など、ここに長期間立たせるなんていうことも書いてありますけれども、テレビなんかでやっているのは「サザエさん」の磯野カ

ツオぐらいが立っている程度のことで、あとはもうこういうことは、今は一切テレビでも流さないような状態になっておりますね。これからの子供を育てていく私らの子供の年代には、非常に気をつけていかななくてはならないような事態になっている時代だと思っております。

それで、虐待の捉え方ですが、昔と今では違いがあると思うんですけども、これは、いかがでしょうかね。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

かつて、しつけとされたことも今は虐待になるものもございます。例えば、しつけのつもりでどなったり、たたくことは身体的虐待、食事を与えない、外に締め出す、閉じ込めるなどはネグレクトに当たります。

児童虐待については、これまでも制度改正や関係機関の体制強化など、対応の充実が図られてきましたけれども、深刻な事件というのは後を絶ちません。

国は、平成31年に児童虐待防止対策の抜本的強化についてを決定し、児童虐待防止のための取組を推進しております。本市においてもこのようなチラシを作成、配布するなど、児童虐待防止について啓発を続けております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

それでは、先ほども言いました夫婦間でのDVと児童虐待との関係性というのはあるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） DVが起きている家庭では、子供に対する暴力が同時に行われている場合がございます。子供自身が直接暴力を受けているケースは当然ですが、子供の見ている前で夫婦間で暴力が振るわれることは、子供への心理的虐待に当たります。

DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子供に対する暴力を制止することができなくなるということがございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 本市では、児童虐待の相談に対して、どのような支援をしているのか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

住民の方及び関係機関へは、虐待に気づいたときの通報先や相談の窓口の案内などを行っております。

相談への対応として、家庭児童相談室では、相談内容に応じた必要な調査や指導を行い、

速やかに児童の安全確認を行います。事案の緊急度や重症度によっては、児童相談所と連携し、施設への一時保護などを行っております。

また、乳児家庭全戸訪問事業や、1歳6か月健診、3歳児健診の際に、母子の様子を観察するなど、妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健の機会を捉えて、虐待防止の啓発に努めてまいります。

さらに、児童虐待など保護を要する児童、あるいは支援が必要な児童や保護者に対して、関係機関で構成された要保護児童対策地域協議会を設置し、情報共有し、連携した支援を行っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） あとは、通報があった場合、対応ができない場合というのがありますよね。そのときはどのようにしているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

通報が行われた場合、各機関は、48時間以内に安否確認の訪問をすることになっております。例えば、児童相談所が通報を受けたけれども、訪問ができない場合、市の家庭児童相談室や警察、社会福祉協議会などが連携を取って、代わって訪問をいたします。通報があったときに、安否確認の訪問をしないことはございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、警察や児相など、関連機関との連携体制というのは、本市はどのようになっているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

先ほど述べました要保護児童対策地域協議会は、児童虐待などで保護を要する児童、あるいは支援が必要な児童、保護者に対して、複数の機関によって、援助を行う児童福祉法で設置が定められた組織になります。

市の保健福祉部、中央児童相談所、ひたちなか保健所、那珂警察署、市の民生児童委員協議会、教育委員会、保育所などで構成され、各機関の役割分担を明確にして、連携をいたします。

虐待の事案、虐待発生予防のための支援など、必要に応じてケース会議を開き、情報や支援方針の共有化を図ることで、同一ケースに対する各機関の支援の重複を避け、関係者の協力意識を向上させております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

国の児童虐待防止対策への抜本的強化によって、強化に対する市としての取組は何かおありになるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

児童相談所は、子供の安全を確保するため、虐待を受けている疑いのある子供を親から引き離す一次保護というのを行う強力な権限を持ってございます。

しかしながら、親の同意が得られないケースや、保護した子供、こちらを親への戻す際の妥当性の判断など、実際の行使に当たってちゅうちょをさせるものがあるのも事実です。国は、保護の必要性を裁判所が審査する新たな仕組み、こちらの導入を検討しており、判断の中立性が担保されることで、適切な行使が期待できるとしております。

子供に最も身近なところにある市については、子供や妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行う子供家庭総合支援拠点の整備に努めるとされました。この拠点は、子供と家庭への全般的な相談に加え、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦などへの支援、関係機関との連携調整などの機能を担うものとなります。

市としましては、拠点の基礎となる家庭児童相談室の人員配置を強化し、さきに述べました要保護児童対策地域協議会のさらなる連携強化を図るなど、今後も国や関係機関と連携し、対応してまいります。

また、虐待に対する昔と今との認識を比較した机にございます市独自のチラシを作成し、保育所、幼稚園、教育機関に配布し、広くお知らせするなど、悩んでいる親からの相談に応えられるよう対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 子供は国の宝ですし、みんなで大事に育てて見守っていかなくてはならないと思います。

これで、この項の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、ゴミの問題に移ります。

ゴミ問題と言われると、とても抽象的で、どこからどこまでがゴミ問題と言われるのかよく分からない。簡単に説明すると、一般ゴミや産業ゴミ、災害ゴミに関する問題、不法投棄による環境汚染の問題、焼却や埋立てが追いつかない問題やゴミ処分場の新增設に伴う近隣住民の反対などの問題を総称してゴミ問題というそうでございます。

なぜこうなったゴミ問題の原因というのは、日本では、古くから何でも直して使ったり、再利用したりするリサイクル社会でした。では、どうして今、ゴミについて問題視されているのでしょうか。

技術が発達し、便利な時代になった分、耐久消費財の頻繁な買換え、過剰包装、使い捨て

の商品の増加、生活雑貨など安価に入手可能になったものを大切にしなくなったというのが原因と挙げられております。

また、食品ロスも増えています。食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

ゴミの現状では、日本では2020年3月に発表された2018年度のゴミ総排出量は年間で4,272トンにも上ります。東京ドームに例えると、115杯分のゴミだそうでございます。あくまでもこの数字は、一般廃棄物の量ですので、産業廃棄物も含めるともっと多くの量のゴミを廃棄していることとなります。

また、食品ロスは年間612トン、国民1人当りに換算するとお茶わん1杯分の食べ物を毎日捨て続けている計算となるそうでございます。全くもったいないですよ。

一方で、世界ではどのぐらいのゴミが排出されているのかということ、イギリス社会が2019年に調査した結果、世界では毎年21億トンを超えるゴミが排出されていて、その中でもリサイクルされているのは僅か16%にしかすぎないということです。また、食品ロスの量は、13億トンにも上るそうです。

さて、ゴミが増えることによってどのような影響が起こるのでしょうか。ゴミ問題によって様々な悪影響が及ぼされています。埋立地の不足、家庭から排出される粗大ゴミや不燃ゴミは粉々した後、鉄やアルミなどが回収され、回収した後、残ったものを不燃、破碎、残渣と呼び、また、ゴミが燃えた後に燃え残った灰を発生した排ガスが増えたときに発生する飛塵（ひじん）、飛灰、それを償却残渣と呼んでいるそうでございます。

これらの残渣たちは、最終処分場に埋め立てられていますが、その最終処分場も限りがありまして、2020年3月に発表された最終処分場の残余年数は21.6年と言われております。21.6年で埋め立てる場所がなくなってしまう。約20年後には、ゴミを捨てる場所がなくなってしまうということなんだそうです。

そこで、地球環境の悪化が叫ばれ、焼却炉でゴミを燃やした際に温室効果ガスである二酸化炭素が発生することによって、地球温暖化が進んでいます。地球温暖化が進むと、人間だけではなく、動植物にも大きな悪影響を及ぼし、また、ポイ捨てや、ゴミの不法投棄によって、山や海などの環境も破壊されてしまいます。実際に日本の川に不法投棄されたものが、外国の海岸へ流れ着くという事例も報告されております。

ゴミを捨てずにリサイクルをする法、自動車リサイクル法や小型家電リサイクル法、日本では、かつて使い捨て製品の普及により、深刻なゴミ問題を引き起こしていましたが、そのため、循環型経済を目標として掲げ、3Rの推進等によって2000年時点と比べ、資源生産量は約6割向上、最終処分量は約7割削減しております。3Rとは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの総称をいうわけでございます。耐久性の高い製品の提供や、製品寿命延長のため、メンテナンスの体制の工夫など、製品を作るときに使う資源の量を少なくするということや、廃棄物の発生を少なくするということです。

茨城県では、平成27年度の1人1日当たりのゴミ排出量、少し前のデータであるんですけども、一方、また、リサイクル率は前年度と同じ、最終処分量は前年度から増加をしております。

リサイクル率が向上している理由は従来の調査で、把握されていなかった資源物のリサイクル量、排出者から収集運搬業者を経て、リサイクル業者へ直接送付される量についても、市町村から収集運搬業者への聞き取りを行うことにより、できる限り把握を行い、調査の正確性を高めることや、県内の市町村のリサイクル施設の整備に伴い、焼却灰のリサイクルや、資源物の分別、回収が進んだことによるものと考えられます。

なお、1人1日当たりのゴミの排出量は、平成24年度からこれ、ちょっと古い、27年度のものなんですけれども、この那珂市は、茨城県44市町村の中で一体何位だと思のでしょうか。一番排出量の少ない市町村は銚田市です。次に鹿嶋市となっております。那珂市を調べましたところ、11番目です。ゴミを出すのが11番目に少ない、上から順に少ないほうからいって11番目だからいいということなんですけれども、問題なのは、その後のリサイクル率の問題です。

このリサイクル率が一番高い市町村が神栖市なんですね。じゃ、那珂市は何位なのかなど、市長、お思いになりますよね。これが44位なんです。これほどリサイクル率がやはりちょっと13%ということで、非常に低くなっている。これは、市を挙げてリサイクル率も高めていったり、ゴミの削減をもっともっと市を挙げてやっていかななくてはならないデータではないかなと思っております。

先ほどの順位も踏まえまして、お伺いいたします。那珂市におけるゴミの処理量の推移についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

可燃ゴミと粗大ゴミの収集量は、平成28年度1万5,166トン、29年度1万5,429トン、30年度1万5,778トン、令和元年度1万6,179トン、2年度1万6,591トンで年々増加傾向にございます。

缶、瓶類、ペットボトルなどの資源物につきましても増加傾向にあることから、世帯数の増加とともに、コロナ禍のライフスタイルの変化が影響しているものと分析をしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 確かにコロナ禍によって、巣籠りの生活があるので、ゴミが増えるというのは分かります。

それで、ゴミの減量化に向けた取組について、何かおありになるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

ゴミ減量化の取組は、紙類の分別収集、食品トレーなどのプラスチック製容器類の分別収集など資源物とゴミとに分別をして、使えるものはリサイクルへ回し、できるだけゴミの減量化をしております。

また、生ゴミ処理機器を購入した方への補助金を交付しております。そのほか、なか環境市民会議が策定をいたしました「なかアジェンダ21」のゴミの発生、排出を減らす行動提案を市の広報紙やホームページで分かりやすく紹介するなど、広報活動にも取り組んでおります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、先ほどもリサイクルに対する市の取組ですが、ちょっとリサイクル量の割合が低い年の取組については、どのように。

○議長（福田耕四郎君） 生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在、収集をいたしました缶、瓶類、紙類、ペットボトル、発泡スチロールは、環境センターで再分別や圧縮処理をし、資源物といたしましてリサイクルに回しております。

今後は、家庭から排出されるゴミの20%から30%と言われております容器包装廃棄物をリサイクルするために推進をし、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るために、大宮環境整備組合と資源物ゴミに対する分別収集の取組を今以上に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 続きまして、先ほど来、富山議員も質問をいたしましたけれども、焼却施設にも耐用年数というのはあると思うんです。場所の選定とかもいろいろ大変だと思いますけれども、老朽化にはなっているのかお伺いします。これは設備の老朽化についてなんですけれども、どのようになっているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

環境センターのゴミ焼却施設につきましては、竣工から31年が経過をしております。設備や機器は経年劣化をしているものの、適切に維持管理が行われており、大きな異常は見られていないのが現状でございます。

ただし、多くの機器が耐用年数を迎えており、今後、安定したゴミ処理を継続していくためには、新たな施設を建設するか、施設の大規模改修が必要ということで、大宮地方環境整備組合におきましては、焼却施設長寿命化総合計画を策定いたしまして、今後の整備方針について検討をしている最中でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

続きましては、不法投棄についてちょっとお伺いいたします。

近年、茨城県では、不法投棄、ゲリラ投棄ともいった問題が急増しております。本市においても増えている状態だと思います。茨城県内で不法投棄が増えている、大型ダンパー、二台で現れて、道路の脇などの産業廃棄物を捨てていく、ゲリラ的不法投棄と呼ばれる手口、これが大半を占め、県は対策を取っているということでございます。

これは、県内の不法投棄の件数は、2006年度では316件、自治体の対策強化などで、その後、減少しまして、2017年度には77件に減ったんですが、再び年々増加し、2020年度には197件、県廃棄物の規制課の担当では、東京五輪などで首都圏の工事が増えて、相対的にゴミが増え、不法に捨てられているのではないかと見ているようでございます。

茨城県は、不法投棄をされる県に甘く見られていて、そういう業者が茨城県、また、那珂市にも不法投棄を大変多くされている状況でございます。

県は4月から県警OBらを10人、不法投棄等機動調査員として採用し、産業廃棄物や残土の不法投棄がないかのパトロールや、不法投棄現場に立ち会い、調査もしているということでございます。

本市においても増加している不法投棄や、ゲリラ投棄の防止策として、巡回パトロールを自治会とタイアップしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治会が現在行っていただいております定期的な巡回というのは、不法投棄の抑止に有効な手段であると思われまます。日頃からの皆様の巡回活動に感謝を申し上げます。

今回、議員ご提案の定期巡回に市が同行してはどうかということでございますけれども、担当の環境課におきましては、日常業務において、突発的に発生する事案が多く、日々対応に追われておりますので、現体制におきましては、定期巡回に同行することは、大変難しいと考えております。

しかし、収集いただいたゴミ等につきましては、ご連絡をいただければ、市が回収するなど、できるだけのご協力をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 県では、懸賞金制度や、ドローンを飛ばすなどの対策をしているということなんですが、本市のほうではいかがなんでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市内におきましても、産業廃棄物などの不法投棄が散見をされております。

県では、情報提供者に1万円を出す懸賞金制度を制定したようではございますけれども、市では今のところ、独自の報奨金の準備は考えておりません。

また、ドローンにつきましては、購入するのではなく、不法投棄事案が発生した場合のドローン調査を想定した委託費用を今年度から予算化したところでございます。なお、不法投棄の発生時におきましては、茨城県廃棄物規制課や那珂警察署と連携して対応に当たっております。

ゴミを不法投棄されることは、地球環境への負荷が大きく、不法投棄をなくす活動は、SDGs 17の目標の取組に大きく深く関わっております。環境を守ることは命を守ることと言われております。ゴミ拾いやポイ捨て防止を呼びかけることを通して、SDGsの取組に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 我々もゴミの減量化並びにあとはゴミにもっともっと興味を持って、生活をしていきたいと思えます。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告5番、小池正夫議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたしまして、再開を15時といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 武藤博光君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告6番、武藤博光議員。

質問事項 1. 学校教育について。 2. 指定ゴミ袋について。 3. 太陽光パネルについて。
武藤博光議員、登壇を願います。

武藤議員。

〔15番 武藤博光君 登壇〕

○15番（武藤博光君） 議席番号15番、武藤博光でございます。

本日は通告に従いまして、3つの質問事項を掲げてございます。

まず、1つ目です。学校教育について、教育費の無償化という件でございますけれども、

私は日本維新の会に所属しております、その中の松井代表という方は、大阪市の自治体の首長さんなわけでございます。その大阪市におきまして、政令市としては初めて今年度から給食費が無料になったということでございます。

去年から始まりましたこの新型コロナの影響で、この松井一郎市長は、新型コロナの拡大で、子育て世帯が、学校が休みとなり、自らの仕事もどうなるか分からない。安心して、子供を育ててもらうためには、給食の無償化を前倒ししたいというふうに述べているわけございまして、今年度引き続き最近の情報では、来年度も無償化すると、このような形になっているわけございまして、那珂市におきましては、学校給食無償化という案件はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

給食費のことにつきまして、まずはお答えいたします。

本市の給食費は、直近では令和2年4月に改正をしております。食材料費等の高騰を背景に、小学校が4,100円を4,600円に、中学校が4,500円を5,000円に、それぞれ500円値上げをいたしました。その際、保護者の負担軽減を目的に、500円のうち300円分を市が補助することといたしました。市の負担分として、今年度は約1,300万円の予算を計上しております。

また、経済的に困窮する家庭を対象とした就学援助制度におきましても、給食費は支援の対象経費となっております。

以上が那珂市の取組になっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今、部長のほうから500円のうち300円を市が負担ということで、これは非常に画期的なことではなかろうかなというふうに思っているわけではございます。

給食というのは、やはり学校におきまして、教科書も無料、そして、また様々な教材費も義務教育下においては無料となっているものも多いわけでありますけれども、やはりこの給食費の問題は自治体ごとで取り決めておりまして、教育委員会も絡んできますので、そのあたりの取組については、いろんな思いとか、地域の考え方があるのかなというふうに思っておるわけでございますけれども、やはり1人子供がいれば、小学校で4,600円に値上がって、中学校が5,000円に値上がっているということは、やはり平均しますと、1年間で約6万円、非常に大きな金額なのかなというふうに思っておりまして、これを小学1年生から9年生までをずっと計算してみますという、やはり給食費が6万円掛ける9で約70万円もかかってしまうのは、この子育て世代においても非常に負担の大きい話かなというふうに思っておるわけでございます。

その中でも、幾分かでも市のほうの負担が、一般財源のほうから拠出したということは、今後の無償化に向けての第一歩にもなるのかなというふうに考えているわけでございます。

私自身も那珂町の小・中学校で育っていきまして、当時の学校給食というのは、本当に楽しみの一つだったわけでありまして、学校給食のよさというのは、同じテーブルで四、五人とか、6人のグループになりまして、今はちょっとコロナで対面になっていないのかと思いますけれども、いろんなお話をしながら、好き嫌いとか、お友達が、これ食べて、あれ食べてとおかずの交換なんかもしたりしていたりとはしていたんですけれども、そのような中で、非常に子供の食育の教育、そして、またやはりコミュニケーションという点におきましては、大変これはありがたく、役に立つものではなかろうかなというふうに思っております。

しかしながら、家庭の状況とかによりまして、なかなか一律に学校給食を払えないという人が多い。昔は、給食袋とかといって、そんなのを渡していたような気がしますけれども、今は銀行の引き落としかと思えますけれども。

やはり滞納とかの問題も出るのかなと思っております、この滞納の状況はどのような形になっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和2年度の給食費の収納率は現年度分が99.8%となっております、ほぼ滞納がない状況です。これは、未納があるご家庭には、同意を得た上で、児童手当から充当する対応を取っているためです。

一方、既に卒業した方の滞納分も残っており、令和2年度決算では、過年度分として約200万円が未納となっている状況です。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今は、時代が変わりまして、児童手当のほかの拠出ということも可能になっておりまして、現実的には、未納はないというふうに認識をできるわけでございます。

しかしながら、この過年度分の200万円というのは、きっとなかなか回収は不可能なのかなという、そういう分野かなとも思っておるわけでございまして、この給食の問題におきましては、多くの識者の方も言っておるわけでございまして、この給食費の無償化が当たり前であるという論評も出ているわけでございます。

例えば、いわゆる給食、地域によって給食費の金額は異なっているわけでございますけれども、給食の問題の無償化は、貧困世帯という問題があるわけでございます。那珂市におきましては、その問題はどの程度かちょっと把握はしておりませんが、やはり自分がいつ貧困の世代に陥ってしまうか分からないというような不安がございます。まして、この新型コロナの問題もありまして、会社のリストラ、給料の減額ということで、いわゆる現役の子育て世代におきましては、様々な問題がいつ発生するか分からない。そして、その発生したときに、教育委員会、もしくは生活保護の受給、もしくは準要保護、要保護という申請を

すると。この手続もしてしまえば、決して難しくはないのかなと思いますけれども、やはり窓口に出向くまでの心理的な負担というのは非常に大きいというふうに思っておるわけでございます。

児童手当のほうから出るというのは分かるんですけども、やはりこの手当を、払えなくなってしまったからといって、そこをやはり電話でもって、これこれこうだということで、承諾はしてくれると思いますけれども、やはり、親御さんの心理的負担は非常に大きいというふうに思っておるわけでございます。

そのようなことを、負担をかけないために、今後の学校教育費の無償化というものは、今後の少子化世代におきましては、避けて通れない問題かなというふうに思っておりますけれども、県内のこの近隣の市町村におきまして、無償化の地区があるのか、そして、また、本市におきましては、どのような考えでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

県内で無償としているのは、大子町、城里町、河内町の3町です。いずれも人口減少の抑制や若い世代の居住促進など子育て支援策の一つとして実施しているものです。

給食費の無償化は、実施する目的を整理した上で、検討すべきものと認識しております。また、給食の食材料費は、保護者負担を原則とする中、既に市費を投入している現状を踏まえ、現時点で無償化の実現は難しいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） この近隣では、大子町、城里町というのは、非常に近いわけでありまして、決して財源的にも豊かではない。

まして、河内町におきましても、河内町は聞きますと、いわゆる病院が一つもないという地域でございます。先日、私も河内町の町長選挙でこの河内町に入ったことあるんですけども、確かに田んぼと畑しかなくて、スーパーマーケットも一つもないような過疎地域だというふうに思うわけでございますけれども、やはり過疎対策、そして、人口減少の問題、このあたりを考えますと、那珂市は幸いに人口の減少というのは最小限に食い止められているのかなというふうには思っておりますけれども、私の地元の額田小学校におきましては、この10年間で非常に児童数が減っていて、本当に1クラスももたないぐらいの児童数になっているという地区でございます。

那珂市も地域によって人口が微増しているところ、いわゆる振興区域と、また、その周辺の決して増えていない地域というのがありますので、これ、一緒くたにすることは難しいと思いますけれども、今後、この給食費の無償というのは、やはり教育現場におきまして、避けては通れない問題かなというふうに思っておるわけでございます。

本当に食事というのは、自分の体を維持する唯一のものでございますので、やはりこの部

分は将来的には無償化ということをぜひとも検討していただければ幸いかなというふうに思うわけでございます。

続きまして、次の小中一貫教育の成果に移らせていただきます。

私も以前、平成26年から28年まで教育厚生常任委員会の委員長を拝命しておりまして、そのときに、当時の秋山教育長がいらっしゃったわけですがけれども、大きく市内の学校が変わったわけでございます。

まず、本米崎小学校が廃校になった、同じく戸多小学校が廃校になったと。そのように、ダイナミックに市内の教育が変わったときだったかなというふうに記憶しておりまして、私も一般質問等におきまして、小中一貫校の推進をしてきた立場上、その後、平成27年から約6年ぐらいたった今日なわけですがけれども、そのあたりがどうなってきたのかなと、非常にもう、いわゆる当時計画されていたことでありまして、それがいざ現実になって、それから卒業生が多く出てきていると。そのあたりで、取組の成果というのは、様々な資料とかを読んで、私もある程度は理解はしておるんですがけれども、具体的にどのような形で、成果が出てきたものか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市の小中一貫教育の取組の中で、一番の特色は、学園制の導入です。これにより、学園としての一体感や、同じ地域で学ぶ先輩、後輩の連帯感が醸成され、小学校から中学校への円滑な接続が図られているという成果が出ております。

また、義務教育9年間を見通した連続性のある学習の取組を進めております。「学習の手引き」と「学びのデザイン」を作成し、9年間で前期4年間、中期3年間、後期2年間に再編成をする中で、子供たちの発達段階に応じた学習指導を行っております。

これにより、子供たちには学びに向かう意欲が育成されるほか、教師側としましても、小学校と中学校の枠を越えて、教材研究や授業改善を進める中で、資質の向上が図られ、教師の指導意欲に深みと幅の広がり見られております。

これらは小中一貫教育の目標の一つである学力の向上につながっており、実際に学力テストの数値では、全国平均を上回るなどの成果が出ております。

また、心の育成としましては、「道徳郷土資料集ひまわり」を作成し、地域に根差した内容で、本市独自の道徳教育を進めております。小中を通して共通の道徳教材で学ぶことで、那珂市の子供として、地域理解と郷土愛の醸成を図っております。

これらの取組と成果につきましては、小中一貫教育の日や小中一貫教育発表会の開催を通じて、保護者や地域へ発信をしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 部長のほうから、かなり成果が出ているということをお伺いいたし

まして、非常に安心しているわけでございます。

やはり当時としましても、この近隣で小中一貫をやっているというところは、水戸市立の国田小中学校がやっていたのかなというふうに思っておるわけでございますけれども、やはりこの市内全域で、しかも学園ごとに分けて行っただと。今となれば、画期的なことを当時の秋山教育長は行っていたのかなというふうに思っておるわけでございます。

この「学びのデザイン」、これ、よく詳細を見てみますと、「未来をつくる子ども、君たちへ」とか、「未来をひらく君たちへ」ということで、この最初の4年、中期の3年、後期の2年ということで、色分けされておまして、小学校に入ってから、今後の自分の学ぶべき9年間、これが分かりやすく見えてきて、非常にその点では、系統立った学びができるのかなというふうに私自身も一定の評価がすごいなというふうに思っておるわけでございます。

その中で、子供というのは、学習だけではなく、やはり遊び、そして、また心の教育、そしてまた、地域との連携、そして学校の先生とのコミュニケーション、そして地域との関わりを持ったコミュニティスクールとか、このようなものがあつたわけではございますけれども、やはりこの小学校、そして、中学校へと系統立って学ぶ方針というのは、非常に那珂市の一つの目玉として誇れるべきかなというふうに、私自身も思っておるわけでございますけれども、先ほど部長が言っていました、この学力の伸び、これ以前、委員会でいただいた資料をよく私も分析しながら見ていたわけでございますけれども、確かにこの3年間で子供の学力の伸びが非常に著しく増加しているというふうに私も認識しておまして、平成28年から令和元年までのこの伸び、この4.2とか、数値が出ておりますけれども、非常にこの全国平均を上回るような数値が出ていると。これは、今までにない大きな評価なのかなというふうに思っておまして、その前の年の平成20年から30年に比べて、どんどん年間の伸び率が高くなっているということは、学校の先生も非常に熱心に子供の教育をしているのかなというふうに思っております。

と同時に、特に理科の教育、この理科の教育はかなり評価があるのかなと思ひまして、いつだったか、茨城県における理科の学力の低下というのがあつたわけでございますけれども、そのあたりのところも網羅しておまして、この理科に対する小・中学生への学力度の進化というものが目立ってきているような内容だと私も思っておるわけでございます。

そこで、このせつかく小中一貫教育になつたということで、進路別、もしくは個性化分け、職業別な自分の進むべき方向と、そのようなことで、多様化したクラス分けの設置というものをしているかなというふうに思っておるわけでございます。

今、学園があるわけでございますけれども、例えば、その中での一つの学園を模範の学園といたしまして、例えば、白鳥学園ですと、以前はコミュニティスクールとかやっていたという記憶がございます。あと、緑桜学園では、今度は緑に関して非常に力を入れてやっていると。そのほか青遙学園、わかすぎ学園、ばら野学園というふうになるわけですが、例えば、この中の一つの学園を模範校として位置づけて、進路別や、個性化分けのクラスと

いうものを、先ほど述べました後半の部分です。いわゆる後期の2年間のこの部分あたりで適用してはいかかなというふうに思うわけですが、部長はどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

議員からご紹介いただいたとおり、5つの学園では、それぞれ特色ある取組をしております。

私立の学校では、習熟度に応じたクラス分けや志望進路別のクラス分けなど独自のカリキュラム編成や授業方針などを学校の特色として打ち出すことができます。

一方、公立学校、中でも小・中学校という義務教育におきましては、様々な特性を持つ子供たちがいる中、やはり学習のほうにつきましては、ひとしく学びの場を保障することが求められています。成績や進路で分断されることなく、「誰一人取り残さないこと」が公教育としての役割であると認識しております。

例えば、成績に応じて、指導の場や内容を変るといった手法は、私立の学校や学習塾と役割を区別したいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今、部長のほうから、ごもっともな説明を受けたわけでございますけれども、確かに公立というのは、それでよろしいかと思うんです。

ですが、自分の体験上、そして、自分も一応子育てはしてきて、那珂市内の小・中学校で学んだわけでございますけれども、やはり、子どもによりましては、本当に進学したいお子さんがいる、自分は進学しなくても職業的な分野に進みたい子もいる、そして、今は少ないですけれども、専門学校なりとか、家業につくようなお子さんもいるとは思いますが、例えば、上に行きたい子というのは、どんどん学習をしたい、そうではない子はもう苦痛なんです、現実的に数学の難しいのやったりとか、英語なんか新しい単語を覚えるというのが、非常に苦痛になってきて、別に今の県立高校なり私立も別に満点は取らなくてもそれ相応の学校には行けるというのが昔からの定説でありまして、それ相応の学習をして、あとは残った時間を個性的な分野に仕向ける。それが一つ。

でも、一つはいわゆる進学を目指してもうがむしゃらに学習したいから、次から次へと勉強をする特進クラス、このようなものも私としてはどこかの、例えば小学校と中学校の生徒の多い、これは例えばの話なんですけれども、わかすぎ学園あたりですね。ちょうどいわゆる新興住宅で住宅も増えていて、市外からのお子様の数も増えていると。そういうあたりのお子様、このようなきっかけとなることをするという事は、例えば今、私立高校とか、私立中学校もできております。最近になって、公立中学校からというのもでき始めてしまっている。

なぜそういうところに行かせたいかという、やはり基本は、自分の学習能力を伸ばしたからというのが主な理由だそうです。ということは、やはりそのような場面も、せつかくこの小中一貫校で6年間の実績があるわけだから、向こう10年間に向かって何をするか。また、それから先もずっと学園続くわけだから、ある程度このポイントを縛りながら、ここはちょっとやってみようとか、現在でも学校では模範校とか、実験校とかといって、県のほうからいろんな各小・中学校にいろんな分野での、その分野での活動はあるかと思えますけれども、こういうのも一つの提案かなとは思いますが、この点につきまして、教育長のお考えはどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 多様なご提言をいただき、ありがとうございます。

議員のご指摘を受けまして、改めて教育の在り方、こういったものを考えさせられたところでは。

ただいま議員からもご紹介いただきましたように、ご承知のように、本市におきましては、平成27年度に小中一貫教育を本格導入して以来7年間にわたって、特色ある本市の教育活動を進めてまいりました。

本市の小中一貫教育は、外部からも高い評価をいただいておりますし、私といたしましても、先進的な取組であると、このように自負をしているところです。

しかしながら、近年、茨城県におきましては、中高一貫教育の取組を推進しており、本市の6年生も県立学校を選択する子供たちが一定数出ているということにつきましては、少なからず、危機感を抱いているところでございます。

私は教育長として、やはり那珂市の子供たちは那珂市で育てたい、那珂市で育ててほしい、こういう強い思いを持っております。小中一貫教育、小学校から中学校へはもちろんのこと、現在強化しております保小中連携の枠の中で、生まれたときから、そのときからずっと那珂市で育ててほしい、那珂市の教育を受けてほしい、これが私の強い思いでございます。

茨城県におきまして、新たな取組が進められているわけですが、そういう中であっても、選んでいただける教育を目指して、本市の小中一貫教育をより一層充実したものにしていきたい、このように今は強く思っているところです。

ただいま議員からご提言のありました進路別、個性別のクラス分けは、一つの特色であり、魅力ではあると思えます。しかしながら、本市は、この準備期間を含めて10年小中一貫教育について取り組んでまいりました。この小中一貫教育を大きな特色として、さらに打ち出して、本市の教育を充実したものにしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ご答弁大変ありがとうございます。

この小中一貫、当時、秋山教育長、私も教育長と一緒に今後どうすべきかというのを議論

していたんですけれども、この教育長は、水戸の葵陵高等学校という、田中学園で運営しているんですけれども、その学校長をやっておりました。私もそのPTAの役員をしておりまして、いろいろと話す機会があったわけでございますけれども。

例えばその私立高校、定期的に学園の再編成があるわけですよ、進学コースだとか、いわゆる上位校、もしくは医学校とか、そういうところ、もしくは文系の学校、もしくは専門学校という様々なクラス分けを定期的にやっていた学校でありまして、多分そういうのも当時の秋山教育長の中には、小中一貫を当然田中学園の中学校もありますし、中学校、高校とあったもので、そんな点のところからヒントを得たのかなというふうに私も思っておるわけでございますので、先ほど教育長からお話がありましたように、今後の10年、しっかりとこの小中一貫を定着させて、魅力ある那珂市の教育に邁進していただければ幸いかなというふうに思っております。

それと、並行して、今、奨学金の制度というのがございまして、例えばこの奨学金の制度は、本当の市独自の奨学金の制度というのも近隣にあることはございます。

そしてまた、2つ目は、日本学生支援機構という独立行政法人が行っているものに対する利子補給とか、様々な面での奨学生ということがあるわけでございますけれども、県内において、この実施状況がどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

大学進学のための奨学金は、今、議員からご紹介があったとおり、日本学生支援機構、そのほか茨城県でも実施しております。県内では、東海村や常陸大宮市、大洗町をはじめ、いくつかの市町村において制度化されているところがあるようです。

奨学金の貸付けとは異なりますが、高校や大学を卒業後、借りた奨学金を返還する際に、その一部を補助する事業もございます。定住や移住の促進を目的としているもので、ひたちなか市や日立市、高萩市などで実施されております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） やはりこの奨学金制度というものは、本当に学校に行きたくても、ちょっと家庭の経済的事情でもって行けないと、そのような方が多く利用する。もしくは、自分が行きたい学校がもっと学費が高いために、それを利用せざるを得ないと、このような形でもって実施して、多くの方が使っているとは思いますが、例えばこのひたちなか市ですと、独自にやっている様子でございます。

例えば専門学校や国公立大学校におきましては、30万円の入学準備金、そしてまた、私立の大学におければ50万円の入学準備金と。確かに今授業料が、入学金とかも国立も私立もさほど変わらないような時代になってきておりますが、どうしてもこの一時金というのが非常に必要になってきて、そのときに用意をしないという、後々入学できなくなってしまうとい

う非常に深刻な問題がございますので、ぜひともそのあたりのところをご検討いただきたいと思っておりますけれども、那珂市の奨学金の制度の状況と、今後の教育委員会での制度化につきまして、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましては、高校を対象とした奨学資金の貸付事業がございますが、授業料の無償化により、新規の貸付けは廃止し、返済のみ受け付けている状況です。

市の教育委員会は、幼児教育と義務教育を所管していることを踏まえまして、大学を対象とした奨学金を新たに制度化する考えは現時点ではございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） やはりこれは財源を伴うものですから、どうしてもやはり教育委員会単独では難しいのかなというふうに思うわけがございますけれども、那珂市の魅力ある住みよきランキングで、やはり那珂市はいいなと思われるためにも、その一環として、移住や定住を目的とした奨学金の制度というものがあってよろしいのかなというふうに思っております。

例えば、私の友人、知人とかも確かにある一定のレベルの子は、それなりの進学校に行っちゃいまして、そこから先、まだ地方とか首都圏とかの大学校に行っちゃいまして、結果的に戻ってきていないわけです。

せっかくこの那珂市において、小学校、中学校と学んで、それから先、本人は優秀で、こっちに帰ってきたくないのか、もしくは職場がなかったのか分かりませんが、大方の人はこの那珂市にいないと、そういう人が多く見受けられます。

やはり、このある程度のお金を貸すことによって、この那珂市からの恩恵を被ったとか、そういうような思いを定住を目的として、この奨学金制度というものをやってみてはいかかかと思うんですけれども、市としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 移住・定住に関連する質問ということで、私からお答えさせていただきます。

先ほど教育部長が答弁したとおり、国の奨学金制度は、日本学生支援機構が実施しておりますけれども、機構では貸付型と給付型の奨学金制度がございます。その制度の中で、令和元年度より、返済不要の給付型奨学金制度の内容を拡充したため、多くの方がこの返済不要の給付型の奨学金制度を活用しているものと理解をしております。

ということも含めまして、市としましては、若者の移住・定住促進に向けて、現在、学生による市内企業の取材や、学生を受け入れていただくインターンシップ事業のほか、地方企業・暮らしの情報発信などに取り組んでおりますので、これらの事業を継続していくことで、

市で働く・暮らすことの魅力を様々な形で若者に対してアプローチして、若者のUターンの意識向上と実現に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ぜひともこの移住・定住を目的として、そのような制度を那珂市でも制度化されることを望んでおります。よろしく願いいたします。

続きまして、指定ゴミ袋についてでございます。

那珂市におきましては、約三十数年前からこのゴミ問題というものに関して、私自身も当時のゴミを減らす会とかにおいて、在籍しておりまして、ゴミをどのようにするかということでもって、様々な活動をしてきたわけでございますけれども、今この那珂市におきますゴミの状況、今回は一般質問におきまして、同僚議員からもゴミ問題が出てきているわけでございます。

当時、今から三十数年前ですけれども、ゴミ袋を作ろうということになったわけでございますけれども、当時は黒っぽいゴミ袋に出して、それでゴミ収集所に置いておけば、出せばよかったというふうに思っております。

その後、当時の浅川町長の諮問委員会の中で、指定のゴミ袋を作ろうではないかというような話がありまして、その経過とかも私も経験しているわけでございますけれども、ゴミ袋に名前を書かせて、収集しようという案がありました。それが結果的に今も脈々と続いておるわけでございますけれども、県内でこの指定袋に名前を書かせている市町村はどのぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

県内で記名式を採用している市町村は本市のほかに、北茨城市、高萩市、常陸大宮市、笠間市、小美玉市、石岡市の計7市となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今、部長の挙げられた市町村を見ますと、やはり決して都市部ではない地区というような認識があります。

例えばこの辺ですと、近隣の水戸市、ひたちなか市も入っていない。やはりそのようなところでは、ゴミ袋に名前を書かなくても平気なんだなというふうに私自身も、今の44市町村あるうちの中の僅か6個の市ですね、そのようなところが採用しているというわけでございますけれども、これは、県内の広域としては、どのような対応になっておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

記名式を採用しております7市のうち、広域での一部事務組合の市町村で笠間市を除く6

市は一部事務組合に参加しておりますけれども、記名式にするかどうかは、一部事務組合で規定するのではなく、市町村ごとに条例や規則等で規定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今、部長のほうから、広域の事務組合ではないというなお話でございます。ここは、大宮環境事務組合でございますけれども、そのようなことにおいても、ここは常陸大宮と共にやっているわけでございますけれども、市町村ごとに規定ができるということでもって、ぜひともこの那珂市においては、記名を書かないほうがよろしいのかなというふうに思うわけでございますけれども、なぜこのようなことになったのか、今も継続しているのか、過去にどのような事故があつて、こういうふうになっているのか、分かりましたら、お答え願います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

過去に発生した事故について、まずご説明をさせていただきます。

一番大きな事故といたしましては、焼却炉において、ガスボンベが爆発をして、焼却炉が損壊し、焼却ができない期間があつた事案がございました。また、可燃ゴミに混入したカセットコンロ用のガス缶が爆発を起し、焼却炉の一部が損傷した事案がございました。そのほか、どこでもございますけれども、可燃ゴミの収集時における事故でございますけれども、ガスライターと乾電池の混入によって、収集車の車両火災に至つた事案が数件ございました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま答弁を聞いておりますと、やはり様々な事故があつたというのが、今日も尾を引いているのかなというふうに思うわけでございますけれども、やはりあれから三十数年たちまして、今回も一般質問等で大宮環境整備組合の建て替え工事、もしくはリニューアルというのも考えているような方向の中で、そのあたりも住民の意識も大きく変わっておりまして、ゴミについての意見も相当多様化しているということになっているのかなというふうに思っております。

このゴミ袋、今、那珂市におきましては、最近ちょっと厚めの袋になっておりますけれども、このゴミ袋の流通ルートはどのようになっているのか分かれば教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

指定ゴミ袋につきましては、市が業務委託で作成をし、商工会を通して各店舗で販売をされております。

まず、作成でございますけれども、国内においてもビニール袋製造工場はございますけれども、現在は海外生産が主流となっており、主に中国やベトナムなどの工場で作成をされて

おります。

次に、流通でございますけれども、市が商工会に販売取扱業務を委託、契約しており、作成した指定ゴミ袋は商工会に保管され、店舗からの依頼で納品をしております。

なお、販売収益の一部につきましては、雑入の項目で市の収入となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ゴミ袋、近隣の市町村でも買うことはできるわけでございますけれども、今回私の言いたいことは、やはりこのゴミ袋につきまして、無記名化という時代に入ってきたのではなからうかなというふうに思うわけでございます。

私ども昔から住んでいる人間におきましては、名前を書くのは抵抗のない人もいるのかもしれませんが、今この那珂市というのは、単なる那珂市の住民がずっとそのまま大きくなって育っているわけではございません。やはり近隣の市町村、そしてまた都市部からの流入者も非常に多くなってきておまして、決して意図的にゴミ袋に何か悪さをしようという人というのはそれほど多くはないと、そのように認識しております。

例えば都市部での、都市部といってもアパートの地域のこと指すんですけれども、そういうところに独り暮らしの女性の方とかいらっしゃいます。そういう方が名前を書いて出すと、非常にこれはやっぱりプライバシーな問題がありまして、以前では、そのようなプライバシーとか、ストーカーとかというようなお話はあまりなかったかと思っておりますけれども、今非常に巧妙化しておまして、例えばアパートであって、女性と男性が同等に住んでおまして、隣の人が気になったりとか、様々なことがございます。やはりそのような方が、安心して不安なくゴミを捨てると、そのようなために、いよいよもう、そろそろもう、あれから30年もたちましたので、ゴミ袋の無記名化という時代に入っているのではなからうかなと思うんですけれども、そのあたりの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市といたしましては、ゴミの適正な分別とゴミの減量化を目的に、ゴミ袋に記名を記載していただいております。

記名方式にしたことにより、危険物の混入による事故や、生ゴミの水切り不足により、収集車から水分も漏れて道路が汚れること、また、ゴミステーションで利用者以外の排出や迷惑行為の問題は減少してまいりました。

しかし、近年、転入者やストーカー被害を懸念される方からは、プライバシーの観点から、記名式に反対するご意見、ご要望もいただいております。

また、市民アンケートにおきましては、記名方式に否定的な意見が平成28年度では13%であったものが、令和2年度は29%で増加をしている状況でございます。加えまして、市民の皆様のゴミ排出に対する責任や適切な分別などの意識が定着をしてきたことなど、このよ

うな状況を踏まえまして、記名方式の多くのメリットは保ちつつ、無記名化ができるよう検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 前向きな答弁ありがとうございます。

いずれ、この無記名ということで、時代も変わりましたので、しかも時代は昭和、平成、令和となりまして、住民の意識も相当変わっております、モラル、マナーの問題に関しても十分問題はないかなと思いますので、ぜひともこの無記名の方向で行われることを答弁で、そのように書いておりますけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

最後の質問は、太陽光パネルとなります。

この件につきましては、ほかの同僚議員が行うことになっておりますので、私は簡単なことだけお伺いしたいと思います。

昨今、この太陽光のパネルが非常に多くて、「私のところにも太陽光ができて、暑くて仕方がない」とか、「いろんな音が出てうるさい」とか、そのような話を聞く機会がございます。

設置件数ですけれども、当市におきましては、どのぐらいできているのか、山林部、または農地部における部分において、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

令和2年度の1年間に83件の事業概要書の提出がございました。内訳は山林37件、農地31件、宅地や雑種地が7件でございます。そのほかに、山林と農地の両方を利活用したものが8件となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 非常に多いですね。茨城空港から飛行機に乗りますと、ちょうどこの那珂市の上空を飛びながら行くんですけれども、よく窓のところから那珂市のほうを見ますと、すごいんです、てかてか、太陽光のパネルですね。毎年、「ああ、増えたな」というふうに思うんですけれども、随分増えているように思うわけですが、この太陽光パネル、手続としてはどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答え申し上げます。

太陽光発電用パネルの設置に限らず山林を開発する場合、森林法に基づき、面積に応じた手続が必要となっております。

開発面積が1ヘクタール未満の場合、伐採しようとする90日から30日前までに伐採及び伐採後の造林の届出を、当該届出の伐採後30日以内には、伐採及び伐採後の造林に係る森林

の状況報告書を市に提出することとなっております。

また、1ヘクタール以上の場合、林地開発許可申請書を県に提出いたしまして、知事の許可後に工事着手が可能となっているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今、部長の答弁をお伺いしますと、申請さえすれば、いわゆる規制なく通ると。つまり、書類に何の不備もなければ、通ってしまうということで、ますますこれから太陽光パネルというものが増えていくのかなというふうに思っておるわけでございます。

最近、山林部に限らず、非常にこの農地が多いわけでもございまして、ゼロカーボンというものが昨今言われておりますけれども、このゼロカーボンシティーを目指す上で、再生エネルギーの役割として、非常にこの太陽光というものが増えていて、しかも国もそれを推進しているというふうに思います。

私の地元であります額田地区にも非常に、ちょっとした農地があれば太陽光施設が増えておると。これ、悪い意味、農地が虫食い状態になってしまうのかなというふうに懸念もされるわけでもございますけれども、農地に対するこの太陽光施設の手続というのは、やっぱりほかの山林とかとは違うとは思いますが、このあたりの手続というものは、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（海老澤美彦君） お答えします。

農地に太陽光発電施設の設置をする場合につきましては、農地転用許可が必要になってきます。農地転用許可がされるには、立地基準と一般基準を満たされる必要があります。

立地基準としましては、農振農用地、第1種農地といわれる優良農地と第2種、第3種農地で区別し、太陽光発電施設の種類により、転用の可否について判断を行っております。

また、一般基準としましては、土地の効率的な確保という観点から、必要最小限のパネルの枚数等を確認し、判断をしております。

また、太陽光発電施設設置につきましては、環境課において、太陽光発電施設の適正な設置管理に関するガイドライン等に沿った意見書の提出を依頼し、その回答受理後に農業委員会総会に諮り、許可しております。

ただし、3,000平米を超える案件につきましては、市農業委員会の総会議決後に茨城県農業会議の常設審議委員会に諮問をし、許可相当の回答を受けた後に転用許可証を発行しているというふうになっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 事務局長の丁寧な説明、大変ありがとうございました。

このような経緯を経ているから、様々な農地に随分とパネルができるのかなというふうに思うわけでございますけれども、今後、ゼロカーボンシティを目指す上で、避けては通れない問題かと思っておりますので、様々な指導をお願いしたいと思います。

以上、今回3点にわたりまして、質問をさせていただきましたけれども、前向きな答弁もいただいております。ぜひとも市民の立場に立って、決して那珂市におきまして、近隣から来た方も、本当に住んでよかったまちなんだなということを誇れるようなまちづくりをしていただければ幸いかなというふうに思います。

以上で一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告6番、武藤博光議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問、明日12月3日金曜日に行うことといたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時52分

令和3年第4回定例会

那珂市議会会議録

第3号（12月3日）

令和3年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月3日(金曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊 莊一 君	次長補佐 (総括)	大内 秀幸 君
次長補佐	三田寺 裕臣 君	書 記	田村 栄里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございま
す。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については別紙のとおり、お手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

会議中は静粛をお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減しております。隣との間隔
を1席ずつ空けて着席をいただくようお願いをいたします。さらに、手指の消毒及びマスク
の着用にご協力をお願いいたします。

◇ 石川義光君

○議長（福田耕四郎君） 通告7番、石川義光議員。

質問事項 1. 民生委員について。 2. 災害時における障がい者対応。

石川義光議員、登壇を願います。

石川議員。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） 議席番号5番、石川義光でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

本日は傍聴席に視覚障がいの方、そして聴覚障がいの方がお越しになっており、通訳の方も同席をしておりますので、通常よりゆっくりと質疑をさせていただきたいと思っております。

答弁の際もご協力のほどよろしくお願いいたします。

最初に、民生委員・児童委員活動の現状と課題についてお伺いいたします。

初めに、民生委員・児童委員の活動について、説明をさせていただきます。

民生委員制度は、創設から100年以上続く大変歴史のある制度であり、大正、昭和、平成と3つの時代において、地域の福祉増進のために重要な役割を果たしてきました。そして、令和の時代においても、ますますその役割は重要となっており、国が進める地域包括ケアシステムや地域共生社会の構築といった新たな地域福祉の仕組みに欠くことのできない存在です。

本市においても各委員の方々は、日々、地域福祉の原点である声なき声を救い上げる訪問支援を継続され、地域で困っている方に自ら手を差し伸べ、地域住民と行政をつなぐ大切なパイプ役を務めていただいております。厚生労働大臣から委嘱を受け、任期である3年間、民生委員法あるいは民生委員・児童委員信条に基づき、地域のよき隣人として活動をされております。

そこで、各委員の方がより効率的に、そして効果的に活動を行い、さらなる地域福祉の向上を図られ、子供からお年寄りまで誰もが住みやすい那珂市となるよう私から質問をさせていただきます。

少子高齢化が進む中、委員の皆さんは、ふだんどのような活動を行っているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 執行部の方もひとつ答弁のご配慮を願います。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

民生委員の活動については、民生委員法第1条により、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする定められております。

ふだんの活動としては、地域と行政の重要なパイプ役となり、様々な福祉課題の解決のための活動を行っております。例えば、高齢者世帯などへの安否確認のための訪問活動、見守りを要する高齢者の把握のほか、生活保護に係る支援、災害時における要支援者の援護業務のための訪問などを行っております。また、地域や学校などの行事への参加を通じ、地域状

況の把握に努めています。なお、令和2年度における活動日数については、全体として1人当たり1か月平均で10日間、訪問回数については16回という実績となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 委員の定数、充足率、そして年齢別構成についてもお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市における民生委員の定数は105名となっております。現在、欠員はなく、充足率は100%となります。

なお、全国的な民生委員の充足率につきましては、95.2%となっております。

年齢構成については、令和3年10月現在、50代の委員が1名、60代の委員が50名、70代の委員が54名となっています。全体の平均年齢は、69.2歳となり、平成25年当時の平均年齢と比べて0.62歳上がっているという状況です。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 民生委員の任期満了に伴う改選時、那珂市ではどのように選任をしているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

民生委員は、市が県へ、県が国へ候補者を推薦し、最終的には厚生労働大臣から委嘱され、初めて民生委員として活動することとなります。任期は3年となります。本市においては那珂市民生委員推薦会を設けております。任期満了となる年度に再任を希望しない民生委員がいる場合には、民生委員推薦会の委員が当該地区の自治会長などの協力を得ながら、民生委員候補者を選任し、茨城県知事へ候補者を推薦します。

平成22年2月23日付厚生労働省社会援護局長通知の民生委員・児童委員の選任についてというものにおいて、男女の極端な偏りが無いよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めること。なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであると留意することと定められております。このことから、本市においてもこれを遵守した候補者の推薦を心がけ、選任しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 民生委員の成り手不足が地域の課題として上がってきております。地域福祉のつなぎ役として地域の訪問や相談支援だけでなく、様々な活動、そしてお手伝い、各種会議、会合への参加など、非常に多忙で負担感が増えてきております。このような状況

から民生委員になることに尻込みをしている人もいらっしゃいます。ぜひとも民生委員として活動したい方を増やし、無理なく続けられる仕組みをつくっていただきたいと思います。仕事のやりがいや誇りに地道に活動をされている民生委員さんに寄り添っていただきたいと思います。ほぼ無給に近い状況から、例えば活動費を上げる、また、負担感が増えている業務に関しては見直しを図るなど、成り手不足の現状をどうにかできないものでしょうか。

成り手不足解消のための現在の取組をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市では、現在のところ充足率は100%ですが、任期満了における一斉改選のときや、けがや病気による突然の欠員の発生などのときは、後任者の選任に苦慮することが実際のところ少なくはありません。全国的にも近年の少子高齢化、福祉課題の多様化、複雑化に伴う支援内容の増加、核家族化の進展による地域との関係の希薄化などにより、民生委員の成り手不足は深刻になっており、欠員となる地域が増加傾向にあると聞いております。本市における成り手不足解消のため、現在の取組ですが、まちづくり委員会や自治会と連携して人材の情報把握と収集を日頃より行っております。

人選に当たっては、民生委員候補者宅への訪問に市の職員が同行して、活動内容の説明などを行っております。市のホームページや広報紙などを活用し、民生委員の活動の重要性を発信するとともに、民生委員の皆様からの声を直接伺って、負担の軽減につながる改善に積極的に取り組むなど、成り手不足の解消に努めております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 民生委員の成り手不足に対して、新たに協力員というボランティアを設け、民生委員を助けてもらおうという動きが一部の自治体で始まりました。民生委員協力員制度とはどのような制度なのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

民生委員協力員制度は、近年の高齢化の増加や顔の見えにくい地域の実情把握など、負担が増加する民生委員の活動をサポートすることを目的として協力員を設けるものでございます。民生委員の負担の軽減はもとより、後継者の育成手段の一つとして注目されている制度です。現在のところ、本市での導入はしておりませんが、平成30年度の民生委員の自主研修において、友好都市である秋田県横手市を訪問し、類似する制度である福祉協力員制度を視察するなど将来における体制づくりに向け、情報の収集と調査・研究に努めているところで

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ぜひ、この民生委員協力員制度を確立していただき、民生委員の負担を軽減してもらえよう切にお願いを申し上げます。

先ほどの答弁の中で、厚労省から民生委員・児童委員の選任については、75歳未満の者を選任するよう努めることと示されているということですが、高齢者の進行や高齢者就労の増加等から人材確保に苦慮している状況だと思います。那珂市では、定年に対する年齢要件をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

民生委員の定年ですが、先ほど触れましたが、国の通知では75歳未満の者の選任に努めること、地域の実情に応じて弾力的に運用することと規定されているのみでございます。基本的に定年という規定はありません。本市もこの国の通知に従い、社会福祉の活動に理解と熱意があり、地域での人望が厚い方など、地域の実情に応じて弾力的に候補者を推薦しています。75歳以上であることを理由に推薦しなかった例はございません。今後も国の規定を遵守しながら、年齢で候補者の推薦の可否を決定することなく、地域の実情に応じた人選を心がけてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 先ほども申し上げましたが、民生委員の皆さんは非常に多忙で、負担感が増えてきております。今後の成り手不足の解消はとても難しい問題だと思います。委員の負担を少しでも軽減するために業務の減少等々、今後どのように取り組んでいただけるのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

民生委員制度は、地域福祉の増進のため、これからも地域に必要な職務であり、欠かすことはできません。本市の福祉行政において、成り手不足の解消はとても重要な取組であると考えております。繰り返しになりますが、民生委員の活動を皆さんに知ってもらい、認知度を高めるとともに、様々な観点から民生委員の皆様の負担軽減に取り組み、活動のしやすい環境を整えます。委員の皆様が無理な責任を感じることをないよう、活動を下支えすることにより、成り手不足を解消し、委員の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） この項の最後の質問になります。

高齢者のゴミ出し支援について伺います。

高齢者のゴミ出し支援については、昨年年第3回定例会において一般質問を行ったところでございますが、その際、市のほうから民生委員や関係機関で組織する那珂市介護予防生活

支援サービス推進協議会にゴミ出しに課題を抱える高齢者を対象としたサービスや仕組みについて話し合うゴミ出し部会を設置したとの答弁がありました。ここでも民生委員の皆様が活躍をしてくれております。そこで、ゴミ出し部会の設置に至った経緯について改めてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市では、市内に3つに分けた日常生活圏域ごとに高齢者に関する地域課題の発見、分析、共有化を行う会議を設けており、地域包括支援センターなどに寄せられる相談の中からゴミ出しにおける高齢者の課題を選定し、個々の事例を踏まえながら話し合いを進めてまいりました。その結果、高齢者のゴミ出しに係る課題については、各日常生活圏域、共通の課題であるとの認識に至ったことから、ゴミ出し支援について協議するため、那珂市介護予防生活支援サービス推進協議会にゴミ出し部会を設置したところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ゴミ出し支援について協議するため、ゴミ出し部会を設置したとのことですが、どのようなことを協議されたのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和2年度は、ゴミ出し部会を3回開催し、高齢者のゴミ出しにおける現状と課題、他市町村の事例などを踏まえ、ゴミ出し支援の対象者や実施の回数、実施の主体など、サービスのあり方について協議を行ったところです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ゴミ出し部会での協議結果を踏まえ、市ではどのようなことに取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和3年度は、ゴミ出し部会がサービス実施の方向性を案としてまとめた自治会など小さな範囲を対象とするサービスについて検討してまいりました。このサービスは自治会等に所属する地域住民が支援を必要とする高齢者宅からゴミステーションまでゴミを運搬することを想定しており、実施の主体として自治会や市民活動団体など、地域で活動する団体組織を考えていることから、今後は関係機関から意見を聴くとともに、サービスの内容について調整を行うことにしております。市といたしましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、引き続き地域で活動する多様な主体と協力し、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進してまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ゴミ出し支援が速やかに実施されることを願っております。民生委員の活動は複雑化している一方で、社会状況の変化等により、十分な活動を行うことが困難な場合も生じております。これまでも関係機関が中心となって取り組んできているところではありますが、今後は行政が中心となり、関係機関が連携し、民生委員の体制整備を推進していくことが求められるのではないのでしょうか。高齢化社会は待つてはくれません。スピード感を持ってより一層の対策をお願い申し上げ、民生委員・児童委員の現状と課題についての質問を終わります。

引き続きまして、福祉政策の中から災害時における障がい者への支援についてお伺いをいたします。

近年、少子高齢化の進展や社会の変化に伴い、障がい者を取り巻く状況も大きく変化をきてきております。障害者自立支援法が制定され、障がい者施策の転換が図られました。その後、障がい者を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、難病を対象とするなどの改定を行い、障がい者の日常生活の総合的な支援を図るため、障害者総合支援法と法律名も変更され施行されました。

那珂市におきましても、地域の実情に応じて取り組むべき障がい者福祉の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的、体系的に整理し、障がい者福祉の各種施策に取り組んでいることは承知をしております。

先日、広域避難計画策定に向けた住民参加型の避難訓練が実施されました。準備期間も含め、大変お世話さまでございました。今回、訓練を実施したことにより、いくつかの課題も浮き彫りになったと思います。その課題にぜひとも障がい者支援を加えていただきたいと願っております。

それでは、早速、質問を行います。

今回は、災害時における障がい者への支援についてお伺いをいたします。

お伺いする質問内容につきましては、障がい者ご本人、そしてご家族及び関係者の方からいただいたご意見を参考にしながら、那珂市の障がい者福祉をさらに充実したものとするためにもっと深く考えなければならないと思ひ、順次お伺いをしてまいります。私が直接相談を受けた事例、また同僚からの相談内容を一部紹介いたします。

発達障がいの子供が長時間避難所にいるとパニックを起こす。音や光に過敏な障がい者向けに避難所に小さな部屋が欲しい。避難所の中のレイアウトを事前に知りたい。自分で避難できない人をどのように避難させるのか訓練が必要。重度心身障がい者であるため、専用の備品を持つての避難は困難。名簿を登録していても災害時に連絡がなかった。名簿登録があることを知りません。以上、ほんの一部ではありますが7点の相談事例を紹介しました。この事例を基に質問をいたします。

まずは、障がい者ご本人やご家族の支援があっても、避難行動が取れない場合はどのように避難すればよろしいのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

障がい者の中で、災害時に自力での避難や同居親族等の支援による避難が困難な方は、避難行動要支援者支援制度に登録することで、避難をする際に必要な支援を受けることができます。

具体的には、避難をする避難所、避難所への移動手段、避難を支援する方を個別支援プランに定めまして、これに基づき避難をすることになります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 避難行動要支援者名簿が存在するということですが、その名簿は既に作成が完了しているのでしょうか。そして、作成されているのであれば登録数を教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

避難行動要支援者支援制度につきましては、平成26年から制度を開始しており、登録者名簿は既に作成をされております。また、登録者名簿は、毎年更新をしております。名簿に登録されている方は、令和2年12月末現在で1,349名でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 先ほど個別支援プランを定めるとありましたが、プランの内容はどのようなものなのか、また、策定されたプランはどのような関係者が共有をしているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

避難行動要支援者支援制度に登録をされている方の個別支援プランでは、避難方法、避難をする避難所、避難支援を行う地域支援者2名を定めております。作成した個別支援プランにつきましては、避難行動要支援者本人、地域支援者、自治会、民生委員、社会福祉協議会及び市が共有して災害時に対応できる体制としております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 災害が発生したときの障がい者に対する行政からの安否の確認方法も教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

避難行動要支援者支援制度に登録をされている障がい者につきましては、避難をする避難所を定めておりますので、避難所の避難者名簿により、安否確認をいたします。

なお、避難行動要支援者支援制度に登録のない障がい者につきましては、自力もしくは家族等の支援により避難できると思われまますので、災害発生時に誰がどこの避難所へ避難したか、また、していないかを確認することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 障がい者の避難を支援する体制は確立されているのでしょうか。また地域支援者の方は何人登録されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

障がい者の中で災害時に自力での避難や同居親族等の支援による避難が困難な方は、避難行動要支援者支援制度への登録により、必要な支援を受けて避難ができる体制になっております。

議員ご質問の地域支援者の実数でございますけれども、この制度では、避難行動要支援者1人に対し避難支援を行う地域支援者を2人としており、地域支援者の中には複数の方を担当している方もおり、実数といたしましてはおおむね2,000人となります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 障がい者が一般の避難所に避難をした場合に、先ほど一部紹介をいたしました事例にもあったように発達障がいがある子供がパニックを起こす、避難所に小さな部屋が欲しい、障がい者用の専用の備品がないなどの問題が発生してくる可能性もあると思っておりますが、その場合はどのように対応していただけるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

一般避難所に避難してきた障がい者が避難所での生活に特別な配慮を必要とする場合には、福祉避難所へ移っていただくこととしております。なお、天候の悪化等により福祉避難所への移動が困難な場合には、可能な限り一般の避難者とは別のスペースを確保し、対応をしてみたいと考えております。その後、移動できる状況になり次第、移っていただくこととしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 大災害時には一刻も早い生活空間の確保が必要となってまいります。応急仮設住宅を建設するときにはぜひバリアフリー化を検討していただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

災害により、住家が居住できなくなった方には応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借り上げにより、居住環境を確保いたします。応急仮設住宅は簡単な住宅を仮設して一時的居住の安定を図るものにはなりますが、高齢者や障がいのある方など、日常の生活に配慮を要する方の入居も想定できますので、応急仮設住宅の建設が必要となった際には、議員ご指摘のバリアフリー仮設住宅も含め、可能な限り入居者に配慮した応急仮設住宅の提供ができればと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 行政による公的支援は不可欠であります。ヘルパーさんなどの福祉専門職が災害時に避難所にすぐに駆けつけられるとは限らず、近隣住民による声掛けが鍵となります。平時から行政が指導し、地域での共助実現を後押しする必要があるのではないのでしょうか。地域でのつながりは希薄化しており、支援が必要な障がい者が近くに住んでいることも知らない人も多いと思います。ふだん、障がい者の方々と接する機会がないため、どのように関わればよいのか戸惑う声も聞かれます。まずは、行政が当事者と地域の交流の機会をつくるのが第一歩となるのではないのでしょうか。災害はふだんから地域にあるバリアを顕在化させると指摘する専門家もおられます。障がいがある、なしにかかわらず、私たちの身近には必ず、高齢者や子供たちなど災害弱者がおられます。家族のためにそして、地域のために自分は何ができるか過去の教訓も踏まえ、身近な人と話し合うきっかけになれば幸いです。災害を防ぐことには限界があります。しかし、災害による被害を減らすことは、工夫や協力により可能です。避難行動要支援者の取組もその一つだと思います。まずは、支援を必要とする人の把握、そしてどうすれば支援ができるかをみんなで考えてみる必要があります。今日がその一歩となることを願っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告7番、石川義光議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしまして、再開を11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 古川洋一君

○議長（福田耕四郎君） 通告8番、古川洋一議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルスワクチン接種について。2. 市体育施設の利用について。3. 部活動の地域移行について。

古川洋一議員、登壇を願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算42回目の一般質問をさせていただきます。今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問いたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。最初は、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いいたします。

まず、本市における接種状況ですが、執行部に接種状況の一覧表を作成いただきましたので、皆様に配付をさせていただきました。保健福祉部長からこの表の見方をご説明いただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

皆様の机前にお配りいたしましたこの資料でございますが、11月22日現在の那珂市にお住まいの全ての方の新型コロナワクチンを接種した記録を基に作成した接種状況の資料でございます。

まず、横軸については実施月になります。一番上の段は2回目のワクチン接種を実施した月を、一番下の段は3回目接種の予定の月となっています。なお、右端は接種率を示しております。

縦軸については年代別で整理をしております。先行接種を行った医療従事者もこれに含まれております。これを見ますと、3回目の接種は12月から開始されますが、2月以降に接種対象者が増えていくことが分かります。例えば65歳以上の方の3回目接種については、来年2月から本格化するということになります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

それぞれの年代別の接種率は20代で77.3%、一番高いのが60から64歳で93.5%であります。合計欄の接種率の87.5%というのは、全人口、つまり、ワクチン接種の対象になっていない、ゼロ歳から11歳を含めたものではなく、あくまでも接種の対象である12歳以上の

接種率となっております。

今日はいろいろ報道されております3回目のワクチン接種について、市民の皆様もどうなるんだろうと心配されておりますので、少し詳しくお伺いしてまいりたいと思います。

この表の一番下に、3回目の接種予定月が記されておりますけれども、2回目の接種からおおむね8か月を経過した方を対象に接種を開始していく予定のようですが、一方では自治体の判断によっては、6か月経過後でも3回目の接種を認めるとの報道もございます。確認ですが、本市ではこの表の予定どおり、8か月経過後にということで準備を進めているということなのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

3回目の接種時期については、国からは2回目の接種から原則8か月以上経過した方からと示されております。那珂市では2回目接種から8か月以上経過する方から3回目の接種ができるよう準備をしております。なお、国の指示に基づきますと、地域において施設内クラスターの発生など感染拡大が懸念されるような感染状況の場合には、自治体が国に相談した上で、2回目の接種から6か月以上経過していれば接種することは可能であるとされております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。本市においては感染拡大がそれほど懸念される現状ではないということで、原則どおり8か月経過後に接種を開始するということでもあります。

既に2回目接種から6か月経過した方は1,000名以上おりますから、ワクチンの確保もされていない現状では現実的には無理なのかなというふうに思います。

では、接種を開始するには、接種券を送付しないといけないと思いますが、いつごろ送られてくるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

接種券などの必要な書類は、3回目接種の対象となる月の前月に郵送する予定です。なお、12月に接種対象になる方には、11月24日に郵送しましたので、既にお手元に届いているかと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 同じ年代でも2回目の接種時期が異なりますので、3回目の接種については年代に関係なく、この表の縦軸の合計の数字、例えば1月に接種する予定の695名の方には今月中、12月中に接種券を配布するということでもあります。

では次に、接種会場についてお伺いいたしますが、1、2回目は市内の医療機関及び市の

集団接種会場、そして県設営の大規模接種会場と3通りの選択肢がございましたが、3回目の接種も同じ会場で受けられるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

3回目の接種につきましても、1、2回目の接種と同様に市内医療機関での接種と、市設営による集団接種を考えております。

なお、県の大規模接種につきましては、現時点、通知などは来てございませんけれども、実施する方向で調整はされている模様でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 市内の医療機関と市の集団接種は同様に行うということですが、県の大規模接種についてはまだ現在のところは検討中だと、調整中だということですが。実施の方向でとはいえ、もし、県の大規模接種が実施されない場合、その場合、市の負担が大変大きくなりますけれども対応は大丈夫でしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

県の大規模接種が実施されない場合には、市民の皆様の接種機会を十分に確保するため、市内の医療機関に対し、ご協力をお願いすることとなりますが、併せて市設営の集団接種の日程を増やすなどの対応をしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

では、次に予約の受付方法についてお伺いいたしますが、1回目の受付のときには電話が何時間もつながらないといった精神的な苦痛を味わった方が多くいらっしゃいました。今回は少しでも改善されることを望みますが、どのようにされるお考えかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

3回目につきましては、月ごとに対象者へ通知をすると先ほどお答えしたところですが、例えば一月の対象者といいますが前半と後半、実施日によって接種の人数も違いますので通知する数をおおよそ半分にして、発送時期を分け、併せて受付も2回に分けるなど申込みする方が同時期に集中しないよう努めてまいります。さらに対象者に併せて、電話の予約枠とインターネットによる予約枠を分けるなど、できる限りスムーズな予約受付ができるよう市内医療機関との連携を含め、工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ご答弁にもございましたけれども、3回目の接種を受ける方の数が月によって大きな違いがございますので、特に対象者が多い7月とか8月は大変でしょうけれどもよろしく願いいたします。

次に、ワクチンの種類についてお伺いいたしますが、1、2回目と異なる製品を3回目に打つ、いわゆる交差接種を認めるとの報道がございました。接種者がワクチンを選択できるとも言われておりますけれども、その辺はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、3回目接種に使用するワクチンは、薬事承認を受けているファイザー社製ワクチンになります。

モデルナ社製についても薬事申請がされております。薬事承認がされ、国が使用を了承した後に、モデルナ社製の3回目の接種に使用できるようになります。その際には、どちらかを選択することが可能となります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 使用できるのがファイザー社製しかなければ選択はできない。けれどもモデルナ社製が承認されれば選択が可能になるということですが、モデルナ社製も承認される可能性が高いのではないかとというのが大方の見方であります。もし選択が可能となった場合、どちらか一方に偏ってしまうという可能性もあります。ワクチンがそれぞれどのぐらい配分されるのかは分かりませんが、打ちたいワクチンが打てないなど混乱を招かないか心配です。その辺はいかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

接種に使用するワクチンは、2回目接種者の数に合わせて国から配分されることとなり、市が種類ごとの必要量を選択することはできないため、1、2回目接種のワクチンと違うものを接種することはあり得るということになります。議員のおっしゃるとおり、接種を希望するワクチンの種類に偏りが出る可能性もあり得ます。

国は、3回目接種に使用するワクチンは、諸外国の取組や有効性、安全性に係る科学的知見を踏まえ、1、2回目の接種に使用したメッセンジャーRNAワクチンをファイザー社製かモデルナ社製かにかかわらず用いることが適当としています。これに基づいて3回目接種に使用されるワクチンの有効性や安全性の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） それともう一つ心配なことがございまして、ワクチンの種類が複数になるということは、保管の、保存の問題もあるでしょうし、希望していないワクチンを誤

って接種してしまうなどのトラブルも懸念されますが、その点はいかがでしょう。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

複数の種類のワクチンを取り扱うに当たっては、接種する医療機関においてワクチンを混同、取り違えしないような工夫や、予診及び接種の場面で複数の人での確認の徹底など、ワクチンの種類ごとの管理や運用などについて、十分注意していただくよう促してまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 選択が可能というのは一見うれしいことのように感じるでしょうけれども、それだけ複雑になるわけであります。例えば希望を聞いたとしてもそれぞれの必要量を、今のご答弁伺っていますと、必要量を要求できるわけではないということですから、なおさらであります。くれぐれもミスによるトラブルだけは起こさないよう十分に注意をしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

最後にもう一つ、そもそもなぜ3回目の接種が必要なのか。それは、ワクチンの効果が薄れていくことを意味しております。ということは、いずれ4回目以降の追加接種が必要になるのではというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、世界で開始されて1年が経過しました。接種についての効果や、有効性に関する評価が少しずつ明らかになってきております。3回目の接種はその評価の中から必要性が認められてきたものと存じます。

さらなる追加接種につきましては、今後の感染状況や治療薬及び予防薬の開発など様々な状況によっても必要性が変わり得るものと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） いろいろお伺いしてまいりましたけれども、3回目ということで、本来は慣れたところで安心して接種ができるというものでなければならぬと思いますが、私の中では複雑さが増すことで心配のほうが勝っているというのが正直な気持ちであります。現在、5歳から11歳のワクチン接種も検討されておまして、2月から接種開始という話も出ておりますが、その場合、接種量を3分の1に減らすとか希釈して、つまり薄めて使用するか、ますます複雑化することになります。医療機関も含めて現場でのご苦勞は絶えないと思いますけれども、引き続きよろしくお伺い申し上げまして、この項の質問を閉じたいと思います。

それでは、次の質問事項、市体育施設の利用についてお伺いをしてまいります。

最初に、予約の受付についてお伺いしてまいります。その前に本年6月の定例会一般質

間で、市民が学校体育施設をお借りする、いわゆる学校開放事業における申請・許可の手続をインターネット上で行うことにより市民の利便性が向上するとともに、職員の業務負担の軽減が図れるのではないかとご提案をさせていただきましたが、その後の対応はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

前回は、ご質問に対しまして、今後取り組むべき課題と認識していると答弁させていただきました。現在のところ具体的な検討には入ってございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） まだ検討していないということですが、インターネット上で行えることになるのが一番ベストな方法だとしても、市民の利便性向上と職員の業務負担軽減を目的と考えれば、月に1回足を運んでいただいているものを、2か月に1回にするだけでも違います。あとは、電話やファクスなどでも受けられるということであっても一歩前進であります。いずれにいたしましても時代に合った方法に変えるべきだというふうに思っておりますので、早期に検討されたいというふうに思います。

では、今回は総合公園が所管する市体育施設の利用について、まず、予約の受付方法はどのようなのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

那珂総合公園が所管する体育施設の予約受付の方法につきましては、全ての施設で共通となっております。流れといたしましては、毎月10日に翌月1か月分の予約を電話と窓口で受け付けます。また、翌日の11日からは茨城公共施設予約システムでも受付しております。受付方法により、1日の時間差があるのは、電話や窓口での予約とシステムでの予約を同時に受け付けると同じ日の予約が重複する、いわゆるダブルブッキングとなってしまうトラブルを避けるためです。

以上となります。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 毎月10日に翌月1か月分の利用を窓口で受け付けるということでもあります。例えば12月1日に利用したい方は11月10日に受け付けるというわけですが、これで予約が取れば問題ないんですけれども、万一予約が取れなかった場合、それから他市町村も含めてほかの施設の予約を取ろうとしても利用日まで20日しかなく、そのときには既にほかも埋まっているという状態になっている可能性が高い。練習ならまだしも、試合など相手がいる場合は計画が立てづらいというだけじゃなくて中止にせざるを得ないという事態にもなりかねません。実際に、予約の受付開始が遅いと不便に感じている利用者があります。

このようになった経緯についてお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

予約の受付開始日を現行のとおり決定した経緯につきましては、当時の資料がなく確認できませんでした。

那珂総合公園が開館した平成6年度からこの方法で実施していることは確認できました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 総合公園の開館当初からそうしてきたが理由は分からないということですね。

では、他市町村ではどのような受付をしているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

近隣の例を申し上げますと、城里町や茨城町は使用日の1か月前から、日立市は毎月15日からそれぞれ翌月分の予約を受け付けております。また、抽せんを行っている自治体もごございます。水戸市は1日から7日までに、東海村は1日にそれぞれ翌月分の予約を受け付けた後に抽せんを行って決定しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） それぞれがどのようなお考えでそうされているのかまではお調べいただいていないようですが、いずれにしてもまちまちなんですね。

先ほどお伝えしましたように、実際に予約の受付開始が遅いと不便に感じている利用者がありますし、なぜ前の月の10日から受付を開始しているのか明確な理由が分からないという以上、開館以来30年近く経過している現状で、私は見直してもよいのではないかなというふうに思いますが、受付開始日を前の月の1日にできないか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

不便に感じておられる利用者がいらっしゃるのであれば、利便性の向上を図るための見直しは必要であると認識しております。しかしながら、現在の予約方法は開館当初からのものであり、多くの利用者に定着していると考えられることから、見直しにつきましては慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 現在の方法で定着しているのではということなんですが、一つだけ言わせていただきますと、定着イコール満足とは限りませんよね。定着イコール諦めかもし

れません。決まりですからと聞いてもくれなかったのかもしれませんが。今のご答弁で私はそう強く感じました。不便に感じている利用者がおりますので、ぜひ見直しを検討していただきたいと思います。

では次に、利用時間帯、貸出し区分についてはどのようになっておるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

屋外の体育施設につきましては、9時から17時までの日中は、2時間単位の4区分で、夜間は17時30分から21時までを1区分として利用いただいております。

屋内施設につきましては、施設ごとに利用時間が異なりますので、那珂総合公園の例を申し上げますと、9時から12時、13時から17時、17時30分から21時までの3区分となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 屋外の体育施設の日中9時から17時までは、2時間単位の4区分ということであります。一つ例を挙げますと、野球とかソフトボールというのはライン引きなどの準備から始まって、最後はトンボがけと練習または練習試合の前後にグラウンド整備に1時間近く時間を要します。そうしますと当然2時間1区分では足りないということになります。なぜ野球場や多目的グラウンドの貸出し区分が2時間単位なのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

平成6年度的那珂総合公園開館当初は、野球場の利用時間は午前と午後の2つの区分となっております。この区分では1日2団体しか利用ができないことから、多くの団体が利用できるよう、平成14年度から2時間単位として運用しているところです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 午前、午後の2区分だったものを多くの団体が利用できるようにと2時間単位の4区分にしたということでございます。そのような理由での見直しというのはいいことだと思います。では、先ほど申し上げたように野球やソフトボールが2時間で終わるとは思えないんですけれども、多くの団体が利用できるようにと4区分にした結果、実際に1日の中で利用したチーム数は増えたんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） 先ほどと同様にご答弁で申し訳ありませんが、20年近く前になりますので、増減が把握できるようなデータが確認できませんでした。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 20年近く前なので見直し前後の比較できるようなデータがないと。見直し後の検証がされたのか、確認できないというのはどうなのかなというふうに思いますけれども。では現状、野球の利用で2時間利用と4時間利用、それぞれについて利用団体数や回数の実績を教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） 一般の方が那珂総合公園の野球場を利用した実績についてお答えさせていただきますと、まず、2時間の利用ですが令和元年度が4団体で14回、令和2年度が5団体で10回、令和3年度が3団体で9回となっております。また、4時間の利用では平成元年度が12団体で14回、令和2年度が11団体で15回、令和3年度が5団体で5回となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 団体数で見ますと4時間利用している団体のほうが圧倒的に多いですけども、2時間だけ利用している団体の数は少ないんですけども回数は結構あるんですね。では、近隣の市町村の野球場の利用時間帯はどうなっておりますか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

近隣の野球場の利用時間は市町村により様々です。一例を申し上げますと水戸市、ひたちなか市は午前、午後、夜間の3区分、日立市は2時間単位、笠間市は3時間単位となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 確かに様々ですけども、2時間単位にしているというところは、近隣では日立市と本市だけですよね。それでも、本市において先ほどもご答弁にありましたけれども、2時間だけの利用の需要があるのであれば、それはそれで2時間単位でもよいのかなということは思いました。ただ2時間は短いけれども4時間は必要ないという団体のために2時間プラス1時間という延長のような対応はできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

2時間で不足する場合には、現在2コマの4時間をご利用いただけるようになっております。現在の時間の区分では利用者にも浸透しているところがございますので、どのような利用時間の設定が望ましいのか、また、その際、割増料金を導入するかなどにつきましては、まずは利用者のニーズを調査をした上で判断してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 野球やソフトボールは、土日に利用の方がほとんどなんじゃないかなというふうに思いますけれども、休みの1日を有効に使うためには、同じ4時間でも9時から13時という4時間ではなく、8時から12時まで利用したいというに考えるのが私は普通なんじゃないかなというに思いますが、いわゆる9時開館を8時にいわゆる早開けというんですか、というような対応はできないんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

早朝からの利用となりますと、職員の勤務体系の見直しも必要となってまいります。市が主催、共催する主要な大会の際は、準備の都合上、例外的に早朝から対応することもございますが、現状の職員の体制では、常時、早朝から対応することは難しいと考えております。様々なご要望はあるかと存じますが、現状の開館時間の中でのご利用をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりましたけれども、先ほどのご答弁にもございましたように、まずは利用者のニーズをきちんと調査してご判断いただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、施設の利用料金についてお伺いしてまいります。現在どのような料金体系になっているのかお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在は市民が利用する場合と、市民以外が利用する場合では2倍の料金の差がございます。しかしながら、那珂市では公の施設の広域利用に関する協定書を本市も含め、近隣9市町村で締結をしております。この協定書に基づき圏域内の市町村の住民につきましては、那珂市民と同額で利用できるようになっております。しかしながら圏域外の方の利用につきましては、市内料金の2倍の額ということになります。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 那珂市を含む近隣9市町村で広域利用という協定を結んでいると。それによると、その協定圏域内であれば同額だけれども、圏域外だと2倍になるということですね。圏域外の利用者の料金は2倍ということなんです。例えば、団体で利用する場合、その団体に1人でも圏域外の方がいれば2倍の料金になるということなんでしょうか。また、圏域外のチームの方と練習試合をする場合でも、こちらは全員那珂市だとしても相手が例えば圏域外、例えば東京から来るとか福島から来るとかそういった場合、当然圏域

外の方が含まれているわけですがけれども、そういった相手チームの方も含めて一つの団体と
考えて2倍の料金になってしまうのか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。窓口で利用者の住所地を確認させていただき、1チームで
も2チームでも同じ枠内で一緒にご利用される方の中に圏域外がいらっしゃれば2倍の料金
としております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 考え方は分かりましたけれども、本当にそれでいいのと私は思いま
す。では、近隣市町村ではどのような判断をされていますか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

協定を締結している9市町村の対応ですが、那珂市と城里町は利用者に圏域外の方が含ま
れれば2倍の額としております。ほかの7市町村につきましては、申請する団体の住所地ま
たは申請者の住所で料金を判断しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 9市町村のうち、7市町村では、申請する団体の所在地または申請
者の住所で圏域内と圏域外を判断されているということであります。つまり、申請団体の活
動拠点が圏域内の住所であれば団体のメンバーの中に圏域外の方が含まれていても圏域内と
みなすということですよ。そうでなければおかしいというか、メンバーの住所で判断する
にしても、少なくとも半数が圏域内の方であれば、圏域内とみなしてよいのではないかと私
は思います。例えばですけれども、全員が水戸市に住所を有する団体、チームが那珂市の施
設を利用する場合には圏域内ですから市内料金と同額で利用できます。けれども、ほぼ全員
が那珂市の住民なのに、たった1人だけ圏域外の方が含まれているだけで、2倍の料金なん
ですよ。那珂市の看板を背負って地域に根差した活動をしている団体が1人でも圏域外
の方が含まれているというだけで料金が2倍というのは、どう考えてもおかしい。というか、
おかしいと思いませんか。協定でそのような取決めがあるならまだしも、そのような決まり
もなく、9市町村のうち7市町村が私が申し上げているような判断をされているとのこと
ですから、これはぜひ見直していただきたいというように思いますがいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

圏域外の利用料の考え方につきましては、市町村により判断が分かれているところではご
ざいますが、今回、圏域内の9市町村の状況が確認できましたので、これらを参考にしなが

から見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） よろしく申し上げます。

では、最後に市長にお伺いします。

市長はこの質問に関連した要望を市民の方から直接お聞きになったと聞いております。これ、教育部局のことではございますが、市長からこの項の質問を総括してでも結構ですので、一言ご所見をいただきたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 多岐にわたる質問をありがとうございました。

私も立場上、市民の方々からはいろんな質問であったり、要望をいただきます。そういった中にはこの体育施設、運動施設についての要望等もままあることがあります。今回の議員の質問に関わる部分でも今般というか近々ありました。今やり取りを聞かせていただきますとなるほどなという点もございます。総合公園はじめ市内の運動施設それぞれ大分年数もたっている、そういった過程の中でいろんな取決めをしながらやってきたというのがこれまでの経過だったと思います。途中から9市町村広域で利用をしていくそういう取組も始まりました。今の議論を踏まえれば、そういう時点でもしかしたら広域の中で一つのルールをつくってもよかったのではないかということももしかしたら反省としてあるのかもしれない。そういったことも含めて、こういう規定でやってきたということも大事なんですけども、現状に照らし合わせてみてもう一度再考する、そのようなことも大変重要な視点だと思いますので、担当部局に指示をしまして、見直し、検討ができるものについては、検討させたいというふうに思います。

今後ともよろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ぜひよろしく願いいたします。

6月の定例会一般質問でもお話をしましたけれども、本年3月に策定された那珂市スポーツ推進計画の基本方針には、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ取り組めるよう、身近なスポーツの場を提供しますとあります。学校体育施設も含めた市の体育施設については、利用する市民のニーズをきちんと把握し、どうしたらもっと利用しやすくなるのかをお考えいただく必要があるのではないのでしょうか。市民が行う文化、スポーツ、そういった活動というのは役所が開いている時間にやるものではないと言っても過言ではないと思います。役所の都合ではなく、活動される市民の目線でお考えいただくということが大切だと思います。これを言わせていただきまして、この項の質問を閉じたいと思っております。

それでは、最後の質問事項、部活動の地域移行についてお伺いをしてまいります。

中学校の部活動については、生徒数の減少や教員の働き方改革等により、生徒たちがやり

たいことを満足にできないというのが現状なのではないかというふうに私は思っております。そこで、まずは、市内中学校における部活動の現状を教えてくださいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市の中学校では、運動部と文化部の活動があり、1校当たりの部活動数は、第一中学校と第四中学校が13部、第二、第三及び瓜連中学校が8部となっております。生徒数が少ない学校におきましては、部活動の種類が少ないため、入部先の選択肢が限られてしまう状況がございます。

また、本市では、平成30年度に部活動の運営方針を策定し、活動の時間や休養日を規定することにより、生徒の心身の健康や学業との両立を確保するとともに、部活動を指導する教員の業務負担の適正化を図っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 一中と四中は13の部があるけれども、二中、三中、瓜連中については8部しかないということであります。これをお聞きしただけでも、生徒たちが本当にやりたい部活動に取り組んでいるのかなというふうに疑問に思っております。

では、その現状を踏まえ、部活動の課題としてはどのようなものがございませうか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現状を踏まえた課題としまして大きく3つ考えております。

まず、1つ目は、生徒数の少ない学校では必要な部員数が確保できず、一部の部活動で、単独で大会に参加できない状況がございます。

2つ目は、教員にとりましては、部活動の指導があることで、授業の準備や教材研究など本来の教育活動の時間を確保するため、長時間の勤務となっていることです。

3つ目としましては、経験がない部活動の顧問となることで、教職員の精神的負担となっている懸念があるということです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 1つ目が、部員数が確保できずに大会に参加できない、2つ目が、教員、先生方の勤務時間の問題、そして、3つ目が、経験のない部活動の顧問となることの精神的負担とのことであります。そして、私が申し上げている、本当にやりたいことを満足にできていないということも、4つ目に挙げられるのではないかなと私は思います。

では、参考までに、単独では大会に参加できないため、他の中学校と合同チームを編成しているような学校は何校あって、どういった種目なのか。また、未経験の部活動顧問という

のは何名ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

合同チームにつきましては、野球部を三中と瓜連中が合同で、剣道部につきましては、団体戦のときに二中が四中に合同しております。

また、未経験の種目を受け持っている顧問教諭は、本年度は中学校5校において、合計で60名となっております、サッカーを除く全ての部活動で経験のない顧問がいる状況です。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 未経験の部活動顧問が60名、そんなにいらっしゃるとは驚きであります。というか、ほとんどが未経験ということですよ。それでも、先生方は一生懸命に努力をされて指導してくださっているということでしょうから、本当に心から敬意を表したいと思います。

ただ、一方で、先生方には大変失礼なことを申し上げますけれども、生徒たちにとっては、経験者の先生にもっとハイレベルな指導をお願いしたいというふう思っている子も中にはいるのではないかとこのように思います。

しかしながら、この解決を今の学校現場に求めるのは無理な話だと承知しております。そもそも、部活動というのは、教員の本来の業務ではないからです。かと言って、学校では部活動そのものを廃止するわけにはいかない。

そこで、導入を考えなければならないのは、部活動の地域移行ということかと思っています。

その先進事例を2つほどご紹介させていただきます。

1つは、つくば市の谷田部東中の取組ですが、地域のスポーツ団体でつくる組織から派遣されるコーチが指導を行う、地域部活動の取組です。

もう一つは、水戸市の双葉台中での取組ですが、地域の経験者が休日の指導を担う、地域部活動活用事業の取組です。

この取組について、生徒と保護者を対象に実施したアンケート結果によりますと、生徒、保護者とも8割以上が地域の指導者が持つ知識や技術、練習プログラムに満足しているとの回答があったようです。また、顧問の先生方については、平日のみの指導となり、未経験の種目を指導することへの精神的負担が軽減されたという聞き取り調査の結果も報告をされています。

水戸市では、これに合わせて教育委員会が総合教育会議の中で、部活動のあり方を議論しております。双葉台中学校の先進事例を評価しながらも、教育委員さんからは、指導力を求めることで勝利至上主義になってしまうおそれがあることや、専門的な指導者へ依頼することで報酬が増え、家庭の経済状況を圧迫してしまうということを懸念する声もあったようで、

これに対し、水戸市の教育長は、教育的配慮に欠ける指導が行われないよう検証して問題点を洗い出したいというふうに述べられております。

このように、先進事例として部活動の地域移行を進めているところもございますけれども、本市ではどのような考えでいらっしゃるのか、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましては、市の単独事業として、運動部活動外部指導者派遣支援事業を実施しております。中学校からの要望に応じて、地域の人材を指導者として派遣するもので、現在、2人の柔道指導者を2校に配置しております。過去には、バスケットボール、サッカー、剣道といった種目でも実績がございます。しかしながら、単独で指導を行える権限はなく、ボランティアとして月に二、三日の活動となっております。

議員からご指摘のございました、部活動の地域移行につきましては、教職員の働き方改革の一環として、部活動の負担軽減を図るため、国が提示しているもので、方針は大きく2種類ございます。

1つは、日常的に、顧問教諭に代わって指導を行う部活動指導員の雇用、もう一つは、土日の部活動指導を地域の団体へ委託などをするものです。

これらの方針を本市で導入するに当たりましては、課題も想定されます。

まず、部活動指導員は、顧問教諭と同等の権限と責任を持たせることから、教育者としての資質も求められるほか、平日の夕方に指導できる人材の確保が容易ではないことが想定されます。

また、議員からご紹介いただいた事例は、県のモデル事業として先進的に実施されているものでございますが、土日の地域移行につきましては、部活動の指導を委託できるような団体の確保が、本市の現状では難しいことが考えられます。

そのようなことから、本市におきましては、具体的な検討が進んでいない状況です。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 那珂市においては、単独事業として、運動部活動外部指導者派遣支援事業ということで、ボランティアで月1回行って教えてあげるよとか、そういった方のことを言っているんだと思いますが、それでも、全くそういう方がいないよりは、先生方も助かっているのではないかなというふうに思いますが、それ以上のことは、現時点においては検討が進んでいないということでございます。

では、今後の取組として、どのようなお考えなのかと。これは具体的な検討は進んでいないとしても、本当、生徒、先生方、双方のためにも、これ喫緊の課題だと思うんですね。

ですから、今後の取組として、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） 課題としての認識は重々承知してございます。

学校における働き方改革の一環として、教職員の業務負担軽減を図る上で、部活動の見直しは必須の項目となっております。本市におきましても、先ほど申し上げた課題を踏まえて、学校長会をはじめ、地域のスポーツ団体を所管する生涯学習課とも連携を図りながら、導入に向けた環境整備を図っていく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そうですね。導入するとなれば、地域のスポーツ団体とか、個人の競技の経験者等をお願いをすることになるんでしょう。ですから、先ほどの質問ではないんですが、体育施設の利用者のニーズに応じて、スポーツ団体とのパイプをつくっておいたほうが今後のためにもなるんじゃないかなというふうに思います。

部活動の見直しの必要性はご認識されているようですが、いま一つ覚悟のようなものが感じられないのは、私だけでしょうか。

では、最後に、生徒たちのことも、先生方のことも、一番の理解者だと思っている教育長にこの項の質問を総括してご所見をいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 部活動の地域移行につきましては、ただいま教育部長がお答えしたとおり、今後必要な取組でありますし大きな課題であると、そのようには認識をしているところでございます。

議員もご承知のように、部活動はスポーツや文化活動を通して、学習意欲の向上や、あるいは責任感、連帯感、こういったものを涵養することで教育的な意義が大変大きなものである、このように考えております。

今後の部活動の在り方については、この教育的効果を維持しながら、学校と地域が協働・融合して、そして、生徒にとって望ましい環境、これをつくっていくこと、ここが大事なところというふうには強く思っているところです。

先ほど、議員からご指摘というか、ご紹介いただいた、水戸やつくばのモデル校、これは当然参考にします。併せて、ちょうど1週間前、先週、部活動の地域移行についての県の説明会がございました。本市の教育委員会からも、学校教育課、生涯学習課の職員4名、それから、校長会の代表1名、これが参加して説明を聞いてまいりました。ですから、今後、本市に限らず県内の市町村で加速度的にこういったものの検討が始まっていくのかなというふうには考えております。本市もその中の一つです。

今後ですけれども、まずは、今、議員からたくさんのご提言いただきましたけれども、教育分野としてどのようにしていくのがいいのか、これは学校長会の中に特別委員会を設置します。これは学校長会の中でも了解を取っておりますので、メンバーの人選から始まって、今のようなこと、具体的には、例えば、今、議員からもありましたけれども、子供たちは部

活動に何を期待しているのか、それから、地域の実情を踏まえながら、部活動とは何のために、どこまでやるんだ、あるいは、どのような形がふさわしいのか、そして、それが例えば、本市にとって実行可能なのかどうか、そういったことをこの特別委員会の中で、今後、協議をしながら検討を重ねていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 具体的に、これから少しずつ検討をしてくださる、今、既にもう始まっているということでございますので、ぜひ、期待したいと思います。よく叫ばれる先生方の働き方改革ですけれども、これが大事なのは、私も十分に承知はしておりますが、中学生という、今、このときしかない、この子供たちが犠牲にならないことだけは祈っています。ぜひとも早急なご対応をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告8番、古川洋一議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしまして、再開を13時といたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（福田耕四郎君） 通告9番、原田陽子議員。

質問事項 1. 図書館の利用について。2. 北朝鮮人権侵害問題啓発週間の取組について。
原田陽子議員、登壇を願います。

原田議員。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従い、一般質問を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問である、図書館の利用について、質問を進めさせていただきます。

図書館といえば、郷土資料や一般書、そして、児童書から雑誌、さらに、CD、DVDなどが幅広く取りそろえられており、それらの閲覧や貸出し、リクエストサービスなどは、最も基礎的な図書館サービスであると言えます。そのほかには、イベントの開催、また、学生

や一般の方が勉強する場所を提供していることなども、図書館の利用サービスの一部となっていると思います。

那珂市の市立図書館でも、閲覧や貸出し、リクエストなどの基礎的なサービスのほか、1階の展示コーナーや2階の多目的室が配置されており、イベントや学習室としても利用できる環境が整っております。このように、図書館では情報提供の場でもあり、また、学習の環境を提供する場でもあると思っております。

コロナ禍の影響により、イベントが中止になってしまったこともあったようですが、市立図書館のホームページより、「クリスマス！おはなし会」、また、「クリスマス！理科実験教室」などのイベントが今月企画されていることを確認いたしまして、私も、子供たちが図書館に親しむ機会ができたことをうれしく思っております。

そして、図書館には、親と一緒に来る小さなお子さんから、学生、社会人など、幅広い年代の方が利用しており、図書館の閲覧や貸出しだけでなく、学習室でもあらゆる世代の方が利用し勉強している姿を、私も目にしております。これから、受験シーズンを迎え、学習室を利用する中高生も増える時期になってくるかと思っております。

そこで、那珂市の市立図書館では、学習室といえば2階の多目的室を利用しているということですので、今回、図書館の学習環境については、その利用されている2階の多目的室についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず、多目的室とは、どのような利用がなされているのか、通常の利用方法についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

多目的室は、講習会や映画会等のイベントにご利用いただく施設となっております。また、利用のない期間は、常時学習室として開放し、利活用の充実を図っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 多目的室はイベントなどで利用する施設であって、使われていない場合に学習室として開放されているということですね。

それでは、その多目的室の特徴についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

多目的室の特徴ですが、収容人数は120人で、スクリーンやプロジェクターなどの視聴覚教材を備えております。学習室として利用する場合は、2人がけのテーブルと椅子を設置し、最大で62人の方に時間の制限なくご利用いただけるようになっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 多目的室には、講習会などのイベント用に機材がそろえられており、また、イベント以外のときにはテーブルと椅子が設置されて学習室として利用できるということでございますけれども、イベントのときなど学習室として利用できない場合、あるいは、学習室として利用できる場合であっても、曜日や時期、時間帯などによっては、最大62人分の席が設置されていても席が空いていない場合などもよくあります。そのような場合、1階の一般図書コーナーに閲覧席がありますけれども、閲覧席での学習は可能なのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

1階の閲覧室は本を読むための場として提供しておりますので、学習される方にはご遠慮願っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 1階の閲覧席はあくまでも本を読むための席ということですね。学習席にしないことは、利用者同士の混雑時のトラブル回避の意味合いもあると伺っております。

それでは、学習する場所は2階の多目的室だけということになりますけれども、多目的室の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

図書館が主催する図書館まつりや子ども図書館まつりの際に会場として使用するほか、市の主催事業をはじめ、市の共催・後援団体の研修会等での利用に提供をしております。

学習室としての利用状況につきましては、平日は、放課後に中高生が利用する形態が主ですが、休日には、中高生のほか一般の方にも多くご利用をいただいております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） それでは、イベントでも、学習する場合でも、やはり今の時代はWi-Fiの環境やパソコンを持ち込んだ際の電源が確保されていますと、利用する側としては大変便利ですが、多目的室の環境についてはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

多目的室におきましては、Wi-Fi環境は整備されてございません。

パソコン用の電源につきましては、電源付きのテーブルを2席ご用意しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） コロナ禍の影響により、最近では、講習会などへの参加方法も会場参

加とオンライン参加など、どちらかを選べるよう準備されている場合が増えてきております。また、オンライン参加やライブ配信などは、今では当たり前のように行われております。そして、学習室として利用する場合においても、ICTを利用しての学習を進めていく中、Wi-Fiの環境が整備されていることにより、学習環境が拡充されることを望む市民の方も多いと思いますけれども、今後、図書館において、Wi-Fi環境を整備する予定はございますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和2年度に、市役所本庁舎のほか、各施設のWi-Fi環境が整備されましたが、その際、図書館におきましては、1階の開架スペースのみの整備となっております。

今のところ、多目的室も含め、2階部分を整備する計画はございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） イベントで利用する際にWi-Fiの環境が必要なのは、さきに述べたとおりですけれども、学習室としての環境整備の面からも、Wi-Fi環境の整備を進めていただきたいと思います。

インターネットなどで、茨城県の自習室がある図書館などを検索してみますと、県内の図書館の整備状況を見ることができました。そこでは、茨城県立図書館をはじめ、近隣では、水戸市立図書館やそのほかの市立図書館でもWi-Fiの環境が整っている図書館が増えてきていると分かりますし、Wi-Fiと電源使用、パソコン持ち込みなどの条件を満たした図書館は人気があるようです。

茨城県立図書館におきましては、大分改装が完了いたしまして、本当に茨城県の中ですごく使いやすい県立図書館となっており、私もよく利用をさせていただいている状況です。

そして、那珂市の図書館の学習室も、休日には一般の方の利用が多いとのことですが、昨今の雇用の不安から資格取得を目指す人、キャリアアップを目指す人、さらに、定年後や子育てが終わってから資格取得にチャレンジする人も増えてきているようです。私自身、通信教育を受けている最中ということもありますけれども、私の周りにも、新たに資格を取るためにチャレンジしている方が何人もおります。そのような方にとって、参考にする資料が取りそろえられているだけでなく、パソコンの持ち込みができる、さらに、講義動画やインターネットを参考にしながら独自の勉強ができる環境が整った図書館を利用したいと思うのは、当然のことではないかと思われまます。

パソコンを持ち込む際に使用できる電源つきテーブルも、2台では少ないと私は思いますし、私からは、電源つきテーブルももう少し増やしていただきたいとお願いするとともに、やはり、Wi-Fiの環境についても、今は整備する計画はないとのことですが、2階を含め、図書館内のWi-Fiの環境の整備についてはご検討いただきたいと、改めてお

願いをいたします。

それでは、次の質問ですけれども、文部科学省のホームページのこれからの図書館のあり方というページを見てみますと、図書館を活用した専門的な情報の提供方法について書かれてありました。市民への情報提供をする方法はいろいろあると思いますけれども、情報を提供していくために、図書館を活用することは効果的であるとも思われ、情報提供の方法として、那珂市の図書館には1階の展示コーナーが活用できるのではないかと思います。さきに質問しました、多目的室を利用した講習会などとの同時開催など、展示コーナーの活発な利用もしていけるのではないかと考えられます。

これから、何点か、展示コーナーについてお伺いをします。

まず、展示コーナーの利用方法についてはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

展示コーナーは、那珂市立図書館展示コーナー使用規定に基づき、作品の展示など、文化・教育活動の成果発表の場としてご利用いただけるものとなっております。市民であれば、団体でも個人でもご利用いただけます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） それでは、次に、過去の展示状況についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

年間の利用回数としましては、例年、13回から14回の展示を行っておりましたが、令和2年度は感染症の影響もあり7回にとどまっております。

内容としましては、市の主催事業として、秘書広聴課の平和祈念事業パネル展、市民協働課の友好都市提携15周年パネル展などが行われたほか、個人や団体が実施する写真展や絵画展、市民の作品展などにご利用をいただいております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 団体や個人のほか、市の主催としても展示が行われたようですけれども、今後の展示コーナーの啓発活動やパネル展などの予定についていかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和3年度につきましては、12月に市民団体による水彩画の展示が予定されてございます。令和4年度につきましては、現在のところ、秘書広聴課が例年実施している平和祈念事業パネル展の予定がございます。

図書館としましても、展示コーナーに隣接するエントランスを利用して、図書館ボランティアによる朗読会やおはなし会といった事業を今後も継続的に実施してまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） いろいろ工夫されて展示コーナー、または、今後はエントランスも利用して開催されていくということで、安心しております。

また、私も親戚の子から聞きましたけれども、平和祈念事業パネル展で戦争に関するパネル展を見学したのをきっかけに、歴史に興味を持ち歴史の勉強をしたいという発言も聞いております。そうしたことは、子供に限らず、パネル展などを見て、歴史や芸術に興味を示す人が増えるのはよいことだと思いますので、次回のパネル展はぜひ、予定どおり実施できることを、私も願っております。

また、昨日の小池議員の一般質問で扱われた児童虐待に関しましても、私も昨日聞いておりました、虐待の様子も昔と今との違いを示されて、確かに、時代による違いや新しい認識による違いなど、本当に多々出てきているなど思っております。それらの点につきまして、アンテナを高くしていても、やはり、知らないことも多く、また、ほかの社会問題でも、DVや薬物使用の低年齢化などの社会問題があるかもしれません。それにつきまして、やはり、市主催でパネル展などを開催していただきまして、市民へ情報の提供に努めていただけたらと思っております。

そして、せっかく図書館の展示コーナーを活用するわけですから、展示を見学するだけではなく、展示物に関係した本へと利用者をご案内していただき、それから、さらに読書につなげるような工夫もできるのも図書館ならではの行事だと思っております。

文化庁の平成30年度の調査によりますと、47.3%が1か月に1冊の本を読まないと回答しました。読書がづらい、ネットのほうが便利など、理由は様々なようですけれども、読書離れは現代の課題ともなっています。また、日本人の読解力の低下も問題視されております。

そこで、展示物の内容に合わせて、図書館所蔵の資料をお勧め本として紹介するなど、読書に誘導できるような展示コーナーとの連携した取組などの実績などは、今までありましたでしょうか。もし、実績がなければ、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

展示物との連携につきましては、これまで実績はございませんでした。

今回の議員からのご質問を受けまして、今後は、展示コーナーの内容に沿った図書資料の紹介をするなど、読書推進の啓発活動の充実を図ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ぜひ、図書に触れる機会をつくっていただきたいと思います。

そして、やはり、学校と市立図書館との連携によってもよい効果が生まれると思います。既にそうした取組はされているとは思いますが、学校との連携についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

過去には、中学校の美術部や学童保育所の児童の作品を展示した実績がございましたが、図書館と小・中学校が連携した取組としまして、児童・生徒がお勧めする本の紹介カードの展示がございます。これまでは、一般開架スペースで展示しておりましたが、令和3年度は、より多くの方に見ていただくため、展示コーナーに隣接するエントランス正面に展示場所を変更したところでございます。

子供たちの読書活動を支援するため、今後とも、市内の小・中学校や幼児施設等と連携を図ってまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） よく分かりました。過去のご実績もあり、また、今後もさらに連携を図っていくとの答弁でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

そのほか、できるのであれば、学校図書でも市立図書館の展示の内容に合う本を紹介するコーナーを設けるなどいたしまして、市立図書館への展示コーナーへ足を運ぶきっかけがつかれたらなと思っております。

よく私も、子供が小さい頃には、孟母三遷の教えとも言われております言葉を胸にかみしめておりましたけれども、なかなかそこまで立派な母親にはなれなく、大変後悔も、反省も多い中でございますけれども、多くの親御さんも子供の教育にはよい環境を選ぶことが大事だという考えを持っていると思います。図書館の学習環境の拡充とともに市民への情報提供にも力を注いでいただくことによって、利用率や図書館サービスへの住民の満足度アップもつながることでもあると思います。

さきに述べましたけれども、読書離れは読解力の低下をも招きます。インターネットに親しみのある現代において、私もつつい検索ばかりしておりまして、反省するところではございますけれども、ほしい情報だけを検索してネットで集めている人が多いようでございます。長い記事は飛ばしながら、まとめや大切な部分だけを読んでしまう人も多いのではないのでしょうか。ぜひ、図書館のイベントを通し、情報提供とともに読書へとも導いていただきたいと思います。

そのような現代社会ではありますけれども、まさに、教育部長のご答弁にありましたように、子供たちの読書活動を支援いただきたく、引き続き、よろしくお願ひいたします。

それでは、この項の質問を終わりにいたしまして、2番目の質問に移らせていただきます。

平成18年6月に、拉致問題、その他、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行され、国及び地方公共団体への責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間とすることとされております。法務省のサイトによりますと、拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべく課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切であると記載されています。

そして、11月13日には、岸田総理は、都内で全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会に出席し、拉致問題は岸田内閣の最重要課題であると発言をされています。ほかの自治体でも、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に取り組む自治体は確実に増えてきておりまして、東京都足立区においては、足立区拉致問題等啓発推進条例が施行されております。

那珂市においても、拉致問題解決のための署名活動に一生懸命参加している市民の方もいらっしゃいます。それは、拉致問題の関心の高さではないかと思っております。それにつきましては、この本市においての北朝鮮人権侵害に関する市の認識と取組、また、今後の活動についてお伺いをしていきたいと思っておりますけれども、まず、市の認識をお伺いしたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

12月10日から16日は、議員もおっしゃったとおり、北朝鮮人権侵害問題啓発週間となっております。また、議員がおっしゃった法律の第3条に地方公共団体の役割が明記されております。これらのことから、市としましても、重要な問題であるというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市として重要であると認識されているとのことですが、これまでの取組についてはいかがでしたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

これまでの取組としましては、過去、国・県との共催により、拉致問題を考える国民の集いを中央公民館で実施したことがございます。

近年は、法務省作成のポスターを市内の公共施設に掲示し周知に努めており、本年度につきましても既に掲示を済ませているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 講演会などは私もいろいろ聞いておりまして、那珂市はよく取組をされているなど、ほかからも伺うことが多々あります。今後はこうした掲示以外でも、そのほ

かの啓発週間でも行われているような、拉致問題について市ホームページに掲載する、または、先ほども言うておりましたパネル展と、あとは、以前、一般質問でも扱わせていただきましたアニメ「めぐみ」のDVD、また、最近では、映画「めぐみへの誓い」なども作られております。そのような上映会なども、啓発活動の一環として行えると思っております。

そして、拉致被害者のご家族も訴えているように、やはり、ブルーリボンバッジの着用も啓発活動の一つであると思っております。シンボルバッジ着用による周知に関しましては、この議場でも見かけております、SDGsのレインボーカラーバッジが浸透していることから明らかであると思えます。レインボーカラーのバッジが普及されていない頃は、その着用を見て、私も調べたりしておりました。それにつきましては、ただいま着用されているパープルリボンバッジについてもそうですし、オレンジリボンバッジ、そのようなバッジの着用は普及に役立つと思っております。私自身はブルーリボンバッジをつけておりますけれども、このブルーリボンバッジも国会議員の方が着用して、本当に普及をされているような感じを受けておりますけれども、それでも、何のバッチなのと聞かれることもあります。やはり、バッチの着用は周知に役立っておると感じております。

このような啓発活動がいろいろあると思えますけれども、本市でも行っていただきたいと思っております。今後の活動と取組についていかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

様々なご提案をいただき、ありがとうございます。

これまでも行ってきましたポスターの掲示による周知に合わせて、市のホームページやSNS、広報紙での周知についても行ってまいりたいと考えております。

また、議員よりご提案をいただきました、パネル展やDVDの活用などにつきましても、実施に向けて情報収集に努めてまいります。ブルーリボン、たまたま今日、私、リボンをつけているんですが、色が残念ながらパープルで、こちらは女性に対する暴力をなくすという意思表示のリボンなんです、ブルーリボン、拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示のこのブルーリボンにつきましては、まずは、趣旨の普及が大切と考えておりますので、職員への啓発に努めるとともに、その第一弾として、担当者へのブルーリボンの着用を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

趣旨の普及が大切と考えているとのご答弁をいただきまして、第一歩として、担当職員の方のブルーリボン着用を考えていただけるということなので、ぜひ、実施できることから取り組んでいただきたいと、私からお願いをいたします。

また、先ほど部長からも言われておりました、女性に対する暴力をなくす運動の期間中、

市役所内にパープルリボンツリーが飾られたようでございましたけれども、ぜひ、これも12月10日からはブルーリボンに変えていただき、ブルーリボンツリーなども飾っていただきたいなど、私、ご提案させていただきたいと思っております。

先ほども言っておりました、パープルリボン啓発についてもそうですけれども、オレンジリボン啓発につきましても、水戸市や日立市のように新庁舎でありましたらライトアップなど派手なそういうアピールもしていき、そのようなことは子供たちが喜ぶことにもなっており、啓発にもつながるような取組を、本当であれば、していただきたいと思っておりますけれども、なかなか難しい状況はあることも、私も理解しております。

そして、まず、できることからということで、部長がご答弁いただきましたように、第一歩として、その啓発活動へ進んでいただきたいと思っております。

また、産経新聞に、11月22日、一面を使いましてこのような広告があったわけでございますけれども、このときの様子、平成14年10月15日に、北朝鮮から羽田空港に到着しました拉致被害者5人の方の写りが載っております。拉致被害者ご自身の方もブルーリボンバッジを胸につけて、飛行機のタラップから降り、祖国の土を踏んだと、この記事には書いております。このように、被害者の方も身につけるブルーリボンバッジ、そして、何より、ご家族の方が最初から始められる啓発活動は何かと聞きましたところ、やはりブルーリボンバッジを着用してほしい、そのような願いを込めております。ぜひとも、それを胸に踏まえて、ぜひ、被害者の方、また、そのご家族に心を寄せていただけるような、那珂市の市民にも増やしていただきたいと思っております。

さきにも述べましたが、那珂市民の方にも拉致問題に関心を寄せ、勇気を出して解決に向けた署名活動に携わっている方が増えてまいりました。そのような活動の一環を見て、那珂市の今後の取組にご期待されている方が増えているというあかしでもあると思っております。ご答弁いただきましたように、ぜひとも、第一歩を踏み出させていただきますように、私からもご期待とお願いをいたしまして、この質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告9番、原田陽子議員の質問を終了をいたします。

ここで暫時休憩いたしまして、再開を13時45分といたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時44分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 小 泉 周 司 君

○副議長（木野広宣君） 通告10番、小泉周司議員。

質問事項 1. 農産物の価格下落に対する対応について。2. 敬老事業のあり方について。
小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

コロナという世の中で、今、やっと、コロナが落ち着きを見せてきたという中で、また、新たな変異株が登場して、引き続き、予断を許さない状況があるということで、先ほど質問の中でもありましたけれども、那珂市においても、3回目の接種に向けて、今、進んでいるという状況でございます。

そのような中で、私たちの生活もまだまだコロナの影響が残っていると言えると思います。特に飲食店の方などは途中休業、また、時短営業などで、なかなかそのときの客足が戻ってこない、やはり、これは国民の生活様式が変わってきているというところもあると思うんですね、ですので、なかなか以前、コロナ前にしっかりと戻れるかということ、そういう状況にもなかなかないのかなというところがあるかと思えます。

そのような中で、飲食店のみならず、それに関連するところでも、コロナの影響ということが見られるようになってきたのかなというふうに思います。その一つとして、私、市内を歩いておりますと、今、米作りの農家、兼業も大規模も含めて、専業も含めて、今年の米の価格が非常に安いと、とても経営が成り立たないという声を多くいただいております。

今回は、農産物の価格下落に対する対応についてということで、まず、米の下落についてをメインに聞いていくところでございますが、その前に、米を除く農作物の価格の現状について教えていただきたいと思えます。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

主な野菜類などの園芸作物について、JAから聞き取りをしましたところ、現在、農家の収入に影響を及ぼすような価格の下落の動きはないと聞いてございます。

さらに、農林水産省の食品価格動向調査結果におきまして、今年度、夏から秋口にかけての野菜の高騰が見られましたが、大幅に、今後、価格が下落する品目は現段階において確認がされておりません。

また、ソバや大豆は、これから収穫の終わりを迎えることから、その価格については野菜と同様、現時点において確認はされておりません。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 現時点で農家収入に影響を及ぼすような価格下落の動きはないということでございます。私は、米ならず農作物、野菜等も少なからず影響を受けているのかなというふうに思っておりましたので、その点については少し安心をしたところでございます。

であれば、米の価格下落について、これはある程度真剣に議論をしていかなければいけないのかなというふうに思います。私はやはり、コロナの影響というのが大きくあるんじゃないだろうかというふうに考えているところです。

実際に、那珂市内の米の価格、昨年度は、60キロ1万円を超える価格で取引がされていたというところから、本年度は1万円を下回ったということでございます。米も銘柄によっていろいろ値段は違うとは思いますが、主な主要銘柄でいうと1万円を切ったということで、これ、非常に、米農家にとっては経営を圧迫するものだというふうに考えているところなんです。本年度における米需要の状況、それから、米価下落の要因についてお伺いしたいと思います。また、その価格の下落には、コロナの影響が考えられるのかどうか、そのあたりも含めて、お話を聞かせていただきたいと思っております。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

米需要の状況につきまして、国から示されています、米をめぐる状況によりますと、主食用米の需要が1人当たり、消費量や人口減少などの影響により全国ベースで毎年約10万トン程度減少すると見込まれております。

さらに、昨年度に引き続きまして、本年度におきましても、主食用水稻の過剰作付け、こちらが依然として続いていること、また、日本人の食生活の変化、さらに、高齢化と人口減少が続いているということで、こういったことから、米の総需給量の減少や米価格下落の大きな要因として挙げられているところでございます。

また、全国的なコロナウイルスの影響によりまして、中食、外食、また、事業者向けの販売数量が減少したことも要因となっていると考えられます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ありがとうございます。

まずは、1点目は、需要が年々減少しているということだろうというふうに思います。全国ベースで毎年10万トン減少しているということでございますけれども、実は、今年1年は21万トン減ったという統計が出ております。したがって、かなりの需要が減少しているということが、一つ、要因としてやはり挙げられるんだらうなというふうに思います。

それから、作付面積が減少していないと、これも価格を下げる原因の一つとして、やはり、要因の一つだろうというふうに思います。特に、2018年に減反政策が終わって、ある程度

自由に作付ができるようになったというところで、思ったようにこの作付が、過剰の作付が続いていると、これもやはり一つの要因かというふうに思います。

そして、3点目は、やはり、このコロナウイルスの影響で業務用を中心に全体の販売が不調だということなんだろうと思いますね。先ほども言いました、通常ですと10万トンのところが、倍の21万トン減っているということになりますから、今現在は在庫量がどんどん増えているという状況が見られるようです。令和2年度米が残っていて、そこに令和3年度米が収穫がされて、倉庫をどうしようかというようなどころもあるようですから、かなりの在庫量が増えていると言えるんじゃないかなというふうに思います。

そして、この米価というのは、実は6月末の在庫量、これと相関関係があるというふうに言われております。

では、全国的にはその作付が思ったように減少していないということなんですが、那珂市の場合、市内における米の作付面積はどのように推移をしているのか、教えていただきたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市内における主食用米の作付面積について、令和3年度は1,475ヘクタールとなっており、前年度と比較しまして約30ヘクタールほど減少しております。

この理由としましては、飼料用米への作付転換やブロックローテーションにおける大豆作付面積の増加によるものでございます。

また、加工用米は3ヘクタールほど減少しております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市においては作付面積は減っているということで、じゃ、那珂市の適正規模がどれぐらいなのかとちょっと分からないんであれなんですけれども、米の価格というのは那珂市だけで決まるものではありませんので、那珂市がきちっと作付面積が減少していたとしても、茨城県産米として考えると茨城県自体の作付、もっといえば全国の作付がやっぱり減っていかないと、そこは価格の調整というのはいまよくないんだろうなというふうに思うところではあります。

では、続きまして、国の施策であります経営所得安定対策について、現在の取組状況をお伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

経営所得安定対策につきましては、主食用米から新規需要米、麦及び大豆などへの転換などを奨励しております。

そのほか、主食用米を作付した農家が取組をしやすい飼料用米を中心に転換が進んでおり

まして、飼料用米の収量や複数年契約に対しまして支援策が設けられるところでございます。

これによりまして、本市におきましては、飼料用米の作付面積が前年と比較しまして約25ヘクタールほど増加しまして、主食用米からの転換が進んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 主食用米から、麦、大豆などの転作、それから、飼料用米でしたらばそのまま通常の米と同じように作付をしてということになるかと思えます。飼料用米で、価格が安い分を補填をしながら、米と同じような利益を上げられるような形で補填をしているということで、国の政策に沿いながら、市としてもしっかりとした対応を取っていらっしゃるんだろうということは分かりました。

では、ここからは、価格下落に対する対応策について、引き続き、お聞きしていきたいというふうに思います。

今後の米の米価、どのようになっていくと予想されますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

公益法人米穀安定供給確保支援機構の行っております米の取引関係者の判断に関する調査におきまして、令和3年10月時点において、主食用米の米価水準の向こう3か月の見通し判断は、低くなるとの予測が示されております。

今後米価の回復までには、期間を要するものと見込まれております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 先ほど、私、在庫量と相関があるというお話をさせていただきました。JAが、今年6月228万トン在庫量あると発表しておりますが、来年の6月時点、これ予想ですが、253万トンに増えるという予想があります。コロナの次第とは思いますが、急激に需要が回復するということもなかなかないのかなというふうに考えますと、この在庫量と相関があるということは、来年の米価、もしかするとさらに安くなると、もう今年も下がり、来年も下がり、じゃ、その在庫量がいつはけるんだということを考えると、あと2年、3年、もしかすると、この米価の下落といいますか、低い価格帯のまんま、もしくは下がらなくても維持をするというような状況が続くのではないかなというふうに私は見るんです。

そこで、何かしらの対策がやはり必要になってくるんだろうというふうに、私は思うんですね。米の作付に対する国及び市の支援がありましたらば、教えていただきたいと思えます。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

国の支援としましては、経営所得安定対策におきまして、新規需要米、麦、大豆、ソバ、及び高収益作物を対象にしまして、前年度から引き続き、補助を実施しております。

また、本年度におきましては、今後も成長が見込まれる輸出米や加工用米を低コスト生産等で取り組んだ農家を対象としまして、水田リノベーション事業による補助を予定しております。

市の支援としましては、転作奨励補助事業におきまして、農家所得を安定させられるよう、主食用米から飼料用米、加工用米、野菜、花き及び大豆、麦などの団地集積型への作付転換や団地化に対する補助を行っております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 国、市ともに、米価安定に向けて政策をきちっと取っているという中で、市も動いているということかなというふうに思います。

先ほども言いました、2018年に大きな転換点として減反政策が廃止されたということがございます。農家個人が自由に米を作付をして、そして、収益を得られるようになったということかなというふうに思いますが、一方では、やっぱり需要に対して作付面積を抑えられないということは、ある意味生産者にも責任があるということも、同時に言えるんだらうというふうには思うんです。

減反政策の廃止は農業をよりビジネス化していこうという動きの中の一つかなというふうに思います。農家自らが経営判断で米の生産を行い、自由な発想で生産力を高めて販売をしていくことで収益を高めていく、そういう理想の下にこの政策が取られたんだらうというふうには思いますが、そうなってくると、先ほども言ったとおり、ある程度米の価格下落ということに対しても、農業経営という視点からいうと、リスク管理というのは農家自身がいかなければいけない部分もあるのかなというふうには思うんですね。ですから、まるっきり、市とか国の政策におんぶに抱っこというわけには、これはもういかないんだらうというふうには思うんです。

そこで、私は、じゃ、米の下落に対して何ができるのか、当然、今、議会で質問しているわけですから、そこに市の関与ができる形での何か支援策がないんだらうかというふうに考えました。今の、その前の答弁でお答えいただいたとおり、国、市の政策についてはある程度しっかりした枠組みの中で取り組まれておりますので、それ以外の部分で何かないんだらうかというところで、実は、収入保険というものがございます。

これ、保険も種類が様々にありまして、いろいろと調べていくとなかなかこの、何ていうんですかね、風水害の被害とか、そういったもので保険というものはあるんですが、価格の下落に対する保険というのは、実はそんなに多くはなくて、これ、農済さんがやっている収入保険というのを見ましたら、まさしく価格が下落したのに対して補償しますよという保険なんですね。これはもちろん米だけではなくて、幅広く農作物を作っている方が入れる保険だということなんです。

さらに調べていきますと、この収入保険、県内ですと4市1町がこの保険料に対して、全

額ではありません、半額とか、上限を5万円以内とか、決めて、補助をしている。これ、全国的に見ても198の市町村で保険料の補助というのをやっているんですね。

私は、農家個人の責任はもちろんあるんですが、ただ、市が今、手を差し伸べることができるところとして、この収入保険の補助というものをぜひ考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

収入保険は、議員のおっしゃるとおり、茨城県農業共済事務組合におきまして取り扱われております。品目に捉われず、農業者の経営努力では避けられない自然災害、また、市場価格の下落、取引先の倒産などによる農業者の販売収入の減少を補償するものでございます。

加入には、青色申告を行っていることが要件となっております。

災害や市場価格の下落等による経営の影響を懸念している農家に対し、収入保険への加入を促す目的から、県内でも僅かではございますが、補助を行っている市町がございます。

それらの市町では、米の下落対策だけではなく、農作物全般に対する被害対策として行っていると聞いてございます。

収入保険はその性質上、自身の農業経営におけるリスク回避を考えて加入の判断をするものでございます。本市におきましては補助を現在行っておりません。

また、米は、我が国の農業における基幹作物でありますから、近年の米の下落は、国全体としての大きな課題であると考えてございます。

したがって、各自治体が独自に取り組むものではなく、国が策定する需給見通し等を踏まえながら、生産農家、集荷業者、また、団体が中心となりまして円滑に需要に応じた生産が行われるよう、国や自治体、生産者が一体となりまして対策に取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 自身の農業経営におけるリスク回避を考えて加入を判断すると、そのことは承知しております。おっしゃるとおりだというふうに思うんです。

ただ、今回はやはりコロナという誰も予測できない、予測不可能な要因がこの価格下落に加わっていると思うんですね。そうであれば、それに対して一定の手を差し伸べるということも、私は、今時点で市が取るべきというか、取れる対策としてあるのであれば、ぜひ実行してほしいなということを改めてお願いをしたいと思います。

米の価格、下がっておりますけれども、実は米の所得率、要するに、売ったお金の3割が利益だというふうに言われております。そのほかは経費ですよ。ですので、米の価格が下がったとしても、経費は変わりませんから、打撃を受けるのはこの収益の3割の部分なんです。ということは、仮に1割、米の価格が下がるということは、3割しかないんで、収益

は3分の1減るということになってしまうと思うんです。私は、これはやっぱり非常に大きな問題なんだろうなというふうに思うんですね。これは、農業ということを考えたときに、やはり今、米というのは日本人の中で必要不可欠な基幹的食物だと思います。よく、食料自給率というようなことも言われますが、まさしく食料の安全保障の問題だというふうに私は思います。

それから、先ほども答弁にあったように、やはり基幹産業というふうに思うと、これはやはり農業者の経営の存続ということを考えると、それが成り立たなくなっていくと、那珂市あたりはやっぱり集落の維持とか、そういったところにも結びついていくのかなというふうに思っております。

ですから、この問題、非常に重大な問題であるという認識を持っていただきまして、改めまして、市として取れるべき対策は行っていただきたいということを最後にお願ひしまして、この項の質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

では、続きまして、敬老事業の在り方について質問をさせていただきたいというふうに思います。

敬老事業につきましては、日本人の平均年齢、男性が81.41歳、女性は87.45歳ということで、かなり平均年齢は上がっております。そのような中で、75歳以上が敬老事業の対象と、那珂市ではなっておりますので、対象となる人数が年々増えている。それから、それに伴って予算も増えているというような中で、敬老会事業などは出席率が悪いなどの面も見られ、この那珂市のみならず、全国において、今、敬老事業の見直し等が進んでいるというような状況があるのかなというふうに思います。

そこで、まず初めに、那珂市の敬老事業の概要についてお聞きいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

敬老事業としまして、市では、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うことを目的に、100歳到達者や市内最高齢者、88歳到達者へ記念品を贈呈しているところです。

また、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、地区まちづくり委員会が実施する75歳以上の高齢者を対象とした敬老行事に対し、補助金を交付しております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 100歳到達、市内最高齢者、それから、88歳到達者で記念品を贈呈していると、それから、敬老行事として補助金を、これは1人当たり1,030円を補助金として交付しているということかと思えます。

では、この敬老行事、開催状況と出席率はどのようになっていますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

敬老会が開催された直近3か年の出席率を申し上げます。平成29年度が27.2%、平成30年度が25.5%、令和元年度が24.8%となっております。

なお、敬老行事については、令和2年度から敬老会開催事業、または、敬老記念品配布事業のいずれか一方を選択できるようにしたところです。しかし、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、全ての地区まちづくり委員会が敬老記念品配布事業を実施したため、敬老会は開催されておられません。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 出席率、平成29年度が27.2%、平成30年度が25.5%、令和元年度が24.8%ということでございます。また、令和2年度から、敬老開催事業と敬老記念品配布事業、どちらか一方を選択する形になったということですね。コロナですから、今、ここ2年は記念品配布事業のみが実施されているということかと思えます。

この敬老会、あまり言いたくないんですが、出席率が、やはり、あまり高くはないという現状があるかと思えます。問題点は問題点として指摘をさせていただきますと、やはり、出席者掛ける1,030円ではなくて、対象者全ての人数で補助金が出ていると、ということになりますと、参加者が、令和元年ですと24.8%、4分の1、単純に考えて4人分の経費を1人で使ってしまうということが、ここはやっぱり問題なんだろうというふうに思えます。

敬老会事業はいいと思うんです。これは、あとからもまた触れますんで、そこで詳しく言いますけれども、敬老会事業はいいとは思いますが、お金の使い方の部分として、やはりそこはしっかりとした形で必要な分を補助金として出すということをやっていないと、やはりいけないんじゃないのかなというふうに、私は思います。

令和2年度から敬老行事の選択制を導入したということでございますが、どのような経緯から導入をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

各地区において、地区まちづくり委員会、または、自治会単位で敬老会が開催されてきたところですが、出席率が減少傾向にあったことなどから、各地区まちづくり委員会の代表及び市職員で組織する那珂市敬老行事検討会を平成30年度に設置いたしました。令和元年度までの2年間にわたり、今後の敬老行事の在り方について検討を行ってきたところです。

検討会では、敬老行事の現状や課題を整理した上で、地域の高齢者を対象としたアンケートを実施し、必要な見直し内容について協議を重ねてまいりました。

その結果、各地区まちづくり委員会が実施する敬老行事については、令和2年度から、敬老会開催事業、または、敬老記念品配布事業のいずれか一方を選択できるようにしたところでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） まちづくり委員会の代表と市職員で組織した那珂市敬老行事検討会を設置して、敬老行事の在り方について検討されたと、その中でアンケートを実施されたということでございます。その結果が、敬老会開催事業、または、敬老会記念品配布事業のいずれか一方を選択する形だったということは理解をいたしました。

このアンケート、私もちょっと見させていただいたんですが、65歳から74歳まで、それから、対象年齢となります75歳以上の方へということで、別々に集計がされているものがございます。本当に人それぞれといいますか、様々な意見があるなというのが正直な実感で、これを一つの方向性にまとめるのは、それはまちづくり委員会の方々も、職員の方々も、大変だったんじゃないかなというふうに思うところです。

その中で1つ、アンケート結果で、「今後、敬老会に参加したいと思いますか」という項目がありまして、実は、65歳から74歳の方たちの63%が「参加しない」というふうに回答している項目がございます。これは、75歳以上ですと57%の方なんですね。57%の方が「参加しない」と言っている状況で、25%ぐらいしか参加している人がいないという状況を考えますと、果たして今、63%の方が、これから対象になっていく方のうち63%が、敬老会には参加しないということ、アンケートで答えているという状況を考えますと、今後もこの出席率が急によくなるというふうなことはなかなかないのかなというふうに思います。内容次第というところもあるかもしれませんが、急激な、大幅に数字がよくなるということは期待することは難しいのかなというふうな状況が見られるというふうに、私は思います。

では、令和2年度及び令和3年度、全ての地区で記念品配布事業を実施したということでございますけれども、事業の現状、どのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和2年度は、8,996人の高齢者を対象に、マスクやタオル、ランタン、菓子折りなど、それぞれの地区の状況に応じた記念品が配布されております。

令和3年度の対象高齢者は9,233人、配布された記念品は、令和2年度と同様のものが選択されております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 令和2年度が8,996人、令和3年度が9,233人ですので、引きますと、1年で237人増えているということかなというふうに思います。こちらも配布されたものの資料をいただいたんですが、配布された記念品を見ると、地区によって様々ですね、

一番多いのはやっぱりタオルですかね、タオルというものが一番多くて、今、お答えがありましたとおり、ランタンとか、菓子折りとか、地区によってはそれぞれの特徴があるということかなというふうに思います。地区の方々も、それぞれに何を配ったらいいのか頭を悩ませながら実施しているんであろうなというふうに思います。

では、ここまで、現状をお聞きしてきましたので、続きましては、敬老事業の課題についてお聞きしたいというふうに思います。

全国的に、冒頭に言いましたとおり、高齢化が進んでおります。国の平均年齢、かなり上がってきておりますけれども、本市における75歳以上の人口予測、それから、敬老行事にかかる市の予算、どの程度になると見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

本年3月に策定しました那珂市高齢者保健福祉計画における75歳以上の高齢者人口の推移を見ますと、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年が9,787人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年が9,853人と推計をしております。これらの推計などを基に敬老行事に係る市の予算額を算出しますと、令和7年度及び令和22年度ともに1,500万円程度になり、本年度の予算と比べ、少なくとも140万円ほど増加するものと見込まれております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 人数からいいますと、令和7年が9,787人、令和22年が9,853人ということで、予算1,500万円程度になるということで、本年度の予算額と比べて、少なくとも140万円ほど増加するという見込みが、今示されたところです。

単純に人数に係る経費としては、記念品代とか、敬老会の人数割という部分では、9,853人の1,030円ですから、値段が同じだとすれば1,000万円ぐらいですか。そのほかにも会場までのバスの運行の予算とか、そういったものもありますので、全体としては1,500万円ぐらいかかるだろうということで見込まれるということかと思えます。

1,500万円と単純に聞いてしまうと、非常に大きな金額だなということを思うわけですが、各地区的敬老行事の実施に当たっては、各地区的自治会の協力というのが必要だというふうに思います。現在、私が若干聞くところでは、自治会によっては負担になっているところもあるのかなというふうに思いますが、市としてはそのあたりをどのように捉えていますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

敬老会開催事業または敬老記念品配布事業、いずれの場合であっても、準備の段階から行事の当日まで、地区まちづくり委員会と連携、協力しながら、企画運営に携わる自治会の皆様にはご苦労も多いことかと推察をしているところです。一方で、これまでの各地区的敬老

行事の内容を見てみますと、敬老会では演奏やダンス、カラオケなど様々な催しを行ったり、記念品の配布では子供たちからのメッセージカードを添えるなど、創意工夫を凝らしながら、敬老行事に取り組んでいただいているものと認識をさせていただきます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市としても、自治会の皆様にはご苦勞も多いことかと推察いたしますということでございますけれども、結構、自治会によるところもあると思います。

まずは会場の確保の問題なんです。全てセッティングをされているところで、会場側がセッティングしているところまでできる自治会と、自治会の役員が汗をかいて会場のセッティングまで行うようなところもございます。

そのようなことを考えますと、非常に負担がかかっているのかなということも思うんです。それから、記念品の配布においても、全員に配布しなきゃいけないんです。自治会に入っている人だけじゃないんです。自治会に入っていようが入ってまいが配りにいかなければいけない。中にはやはり後から引っ越してきて、なかなか周りの方とお付き合いがないというような方もいて、そのような方にもきちんと記念品が届かなければいけないというような負担があるというようなことも自治会関係者の方から聞いてはおりますので、市としましても、やはり自治会に一定の負担をかけているという認識は持っておいていただいたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

では、ここから、最後の本題に入っていきたいと思います。

これまでの在り方、それから課題等を受けて、私なりに敬老事業の今後の在り方について、ご提案をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、最初にそもそもタオル等の記念品を配る事業というものが、敬老事業の目的に合っているのかどうか、その点についてご答弁をお願いします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほど、敬老事業の概要のところでご答弁申し上げましたとおり、市の敬老事業につきましては、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに地域住民の敬老意識の高揚を図るために実施しているところでございます。記念品の配布という形で祝意を表すことはその目的に沿っているものと考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 長寿を祝う、百歳、八十八歳到達者に記念品を贈呈しましょう、一定の年齢に到達した方に記念品を贈りましょうと、これは長寿を祝うという意味で理解をいたします。しかし、毎年、敬老会を行う、もしくは記念品としてタオルなどを配ることが、地域住民の敬老意識の高揚につながるのでしょうか。祝意を表すということについても、

違う形でもっと、直接に伝える、喜んでもらえる形というものがないのかなというふうに私は思うんです。

敬老会自体は地域交流への一つの形として開催するのであれば、私は否定はしません。例えば、地域の中の行事として三世代交流の中の一つとして行うとか、そういった形であれば、私は敬老会自体を継続するという事に意義があるというふうに思っておりますし、アンケートで見る限り、やはり1つ敬老会の目的として、そういう場に行って、地域の方と交流を図れるということを書いていらっしゃる方もいらっしゃいました。その意味においても、私は敬老会というものを継続することに異議はない、ただ、先ほども言ったとおり、補助金の出し方も含めて、その形というものはもっと検討する必要があるんだろうというふうに思っております。

さらに、タオル等の記念品の配布については、目的がやはり、私自身は敬老事業の目的に即しているというふうに、あまり思えないところがありまして、先ほども言いましたとおり、今後、ご老人も増えていって、予算もどんどん増えていくということを考えると、思い切って、この物配りみたいな事業というものはやめてはどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

ただいま提案ありました内容につきましては、敬老行事の在り方として選択肢の一つとして参考になるものとは考えてございます。しかしながら、現行の敬老行事は敬老行事検討会において、各地区のまちづくり委員会と2年にわたる協議を経ましてまとめたものでありまして、敬老行事検討会では次回の見直しの時期を令和7年度としているところです。市といたしましては、こうした取組を通じ、引き続き敬老行事を実施する地区まちづくり委員会を支援するとともに、高齢者の敬老と長寿を祝い福祉の充実に努めてまいるところです。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 次回見直しの時期を令和7年度ということで、2年にわたって協議をした結果ですので、すぐには変えられませんよということをご理解いたします。

ただ、私はある意味、コロナで今、記念品配布の事業しかできないという2年間はここにあったということは、私は一つ見直すよい機会でもあるんじゃないかなというふうには実は思っているところでございます。

最後に、私から提案があります。事業の目的、まさしく地域住民の敬老意識の高揚、祝意を表す、この目的を達成するために、例えば、市長が議員時代から取り組んでいらっしゃる小学校、小学生の登下校時のヘルメット。今の半額、ヘルメット購入費の半額は保護者負担となっております。そこにこのお年寄りにタオルを我慢してもらった予算を充てることで、まさしく、子供たちも保護者も敬老意識の高揚につながると思います。ましてやヘルメット

をもらった子供たちからお年寄りにありがとうのメッセージを伝える、直接に謝意を伝えられるじゃないですか。ぜひとも、このことに取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

まず、先ほども申しましたが、敬老記念品配布事業を廃止するのか否か、こちらが決定していない状況にある中で、この教育予算のほうへの活用にどうかということについては現時点では考えられないということでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 答弁としてはそうだろうなと思います。配布が決まっていないものをなかなか考えることはできないよねというのは理解いたします。ちょっと、気持ち的にはすごく残念なところもありますけれども、市長、子供たちへのヘルメット、同じ1,000円ですよ、1,000円の負担、老人の1,030円の負担と子供たちに1,000円を市が負担することで、子供たちにヘルメットを無償で提供できるということになるんですが、実は、子供たち、新入生考えますと450人ぐらいですか。ですから、全体として50万円の予算なんです。これは、毎年使うものですから、基金等をつくってということではないんですが、今、学校を考えますとタブレット、それから電子黒板、これ、国の予算100%でしたけれども、3億円ぐらいの予算がかかっているということがあると思います。

この問題点は、やはり、あと5年、6年したら、そういうときは更新の時期を迎えるということなんです。そのときに果たして、同じように国の予算がつくのかどうか。よければ2分の1、さらに県が4分の1出してくれればいほうかなというふうに思うんですが、そういったことのためにも、老人の1,030円掛ける75歳以上の年齢分を教育基金のように積み立てていって、そこに充てるというようなことも、私は考えられるんじゃないかなというふうに思いますし、現時、教育の施設の基金というのは、多分、今ありますので、そういったところに入れていただくというのも、私はいい方法かなというふうに思います。

要するに、市民に見える形でスクラップ・アンド・ビルドをやってもらいたいということなんです。今、予算は限られていますから、やはり、前から市長言っているとおり、何かをやめて、何かをやるという、スクラップ・アンド・ビルドが必要だと思うんです。そのときに、やはり老人の方にタオルをやめるというだけでも、それ相応のご批判を受けるというふうには思いますが、ただ、やっぱり、限られた予算の中で、どこに使っていくかと考えたときに、私は見える形で、あなた方の予算を子供たちのために使いますというメッセージを発することができれば、これはより理解を得られるんじゃないかなというふうに考えます。

75歳高齢の方、思いは様々だというふうに思いますが、私は突き詰めていくと、やっぱり最後には自分たちがつくってきたこの地域を、しっかりと次の世代に引き継いでいく、この

ことが一番の望みなんじゃないだろうかなというふうに思うんです。そう考えたときに、まさしく自分たちの予算が次世代のために使われるという形は、私は新しい敬老事業の形としてあってもいいんじゃないだろうかなというふうに思うところでございます。

これについては、市長も反論というのもあるかと思いますが、今回、ちょっと言い放しで、これは大変申し訳ないんですが、そのような形で、私なりの提案、それから予算に対する考え方を最後、伝えさせていただきまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、小泉周司議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時40分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時41分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（福田耕四郎君） 通告11番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 広域避難計画について。2. 太陽光発電施設について。

寺門 厚議員、登壇を願います。

寺門議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

本日最後の質問となりますので、執行部の方には簡潔明瞭なる答弁をお願いいたしたいと思っております。

最初の質問でございますが、広域避難計画についてでございます。

先月23日に那珂市原子力防災訓練、PAZは即時避難、UPZは屋内退避住民対象で実施されております。本市にとっては、初めての住民参加の本格的な原子力防災訓練でありました。また、実効性を高める意味でも原子力防災訓練は非常に意味があるものだと思います。

私はUPZの屋内退避訓練を実施してみました。屋内退避については、JCOの事故のとき以来、あのときは訳も分からずということでもございましたけれども、今回についてはあらかじめ訳が分かっていたとはいえ、屋内退避チェックリストの項目を確認しながらの訓練と

なりました。

終了後、地域内の声を拾ってみますと、防災無線が室内、室外ともに聞き取りにくかった、回覧等での訓練案内済みにもかかわらず、防災無線の内容は何だったっけという方もいました。また、屋内退避訓練だということを知らない店舗営業者のオーナーの方もおりました。エリア緊急メールも、水戸市の方からは那珂市で何かあったのと、こっちまで余計なメールはよこさないでくれというようなことも言われました。また、携帯を所持していない方には伝わっていないということでございます。などなどたくさんありましたけれども、いろいろ考えますと、やっぱり、いざこれ発生になったらどうなるのか、訳の分かんない方がたくさんいる、要はもう自分の判断で広域避難所へ行ってしまうというようなことになりかねないというふうにも、そういう不安も抱きました。

やはり、住民への連絡方法や理解徹底が課題である。事前に自治会単位等での屋内退避訓練の意味と、実践についての周知が課題である。屋内退避の有効性についてどうなのか、検証と周知が必要である。屋内退避中の電気、ガス、水道のライフラインはどう確保していくのか等々の課題も改めて感じたところです。今後の確認及び検証を行い、実効性の確保もしていただきたいと思います。

今回の那珂原子力防災訓練の詳細の訓練結果については、今回はこれを質問したかったわけですが、残念ながらアンケート回答中ということで、回収中でもあるということで、分析や評価についてはこれからということでございますので、今回は市長に訓練を実施しての所感についてお聞きをしたいと思います。市長、いかがでしたでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） ご質問いただきました。

まずは、本米崎地区を中心として、住民の方々に直接ご参加をいただいた。そして、警察をはじめ諸機関、関係団体にご協力をいただきました。心から御礼を申し上げたいと思っております。また、議員さんにおかれましても、屋内退避訓練に自ら進んで参加をいただいたということで、感謝を申し上げます。

いろんな面で、今おっしゃられたように課題もやはり実際やってみないと分からない、そういった課題が少しずつ見えてまいりました。これはコロナの影響で2回延期をしましたので、ですからやっと今回できたということで、担当をはじめ、まずはひとつスタートできたなという感を持っていると思います。

今回の訓練では、今、議員おっしゃったようにPAZ内の住民の避難訓練、そして、ご参加いただいたUPZ管内の皆様の屋内退避訓練、それに併せまして、今、いくつか課題等もご指摘されましたけれども、住民への情報伝達訓練、あるいは避難行動要支援者の搬送訓練、そして災害対策本部の運営訓練、これも図上でありましたけれども実施をしました。様々な課題、あるいは今後、市がやっぱり着目をして精度を上げていかなきゃならない課題はかなり抽出できたというふうに思っております。

所感とおっしゃられましたけれども、やっぱり訓練をやってみないと駄目だなと、まずは、実動を伴って、自分たちが肌で感じるそのことの大切さ、まず第一義的には、このことを感じました。

それを踏まえて、この訓練をさらに積み重ねていく。そして、おっしゃったように精度を高めていく、実効性を高める、そういったことに進んでいかなければいけないというふうに感じたわけでございます。

本市としましては、今回の訓練、さらに検証や分析、今アンケートの集計中でありまけれども、そういったもの含めて防災体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

また、今後はやはり広域で、避難先になる筑西市あるいは桜川市さんとの関係もありますし、おそらく実効性を高めるという意味では周辺自治体と共同で、これは県にも応援を当然いただかなければならない、そういったことも重ねていって、現在、策定を進めております広域避難計画の実効性の向上に向けて取り組んでまいりたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 訓練はやってみているんな課題が見えてきますので、やはり重要であるということ、貴重な経験であったというお話でございました。今後については、今、お話がありましたように、避難先への避難ということも含めて、避難先との合同での訓練というの、ぜひ計画していただきたいなというふうに思います。

やはり、実効性のある避難計画の策定には、広域避難先のご協力をいただきながら、繰り返し、原子力防災及び避難訓練を行い、実効性を高めていくことが重要だと思います。今後とも継続して訓練のほうの実施をお願いしたいと思います。

さて、今年の1月に、今、広域避難先の話が出ましたけれども、まさに広域避難先であります桜川市で受入れ人員不足2,195名が発覚し、問題となりました。私はこのとき一般質問でお聞きはしたんですが、人員不足の解消をやってくれということで、質問しましたところ、県と避難先により再調整を行っている、行っていくという回答をいただいております。それからもう既に8か月が経過しましたが、本市の広域避難先の受入れ人員不足は解消されたのでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

避難者の受入れ不足につきましては、避難所面積に非居住スペースが含まれていたことにより、1人当たり2平米の避難所面積が確保できず、不足が生じておりました。現在は、本市の避難先となっております筑西市、桜川市より新たな施設を追加していただき、避難者の受入れ不足は解消をしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、解消はしておりますというお話がありましたけれども、ああよかったですねとは、それで手放しでは喜ばない状況があると思います。それは依然として、1人の当たりの広さというのが2平米のままということだろうと思いますので。

この避難所の1人当たりスペースにつきましても、前回の質問で国際標準スフィア基準3.5平米以上で確保すべきという問いに、避難先に拡充を求められない、避難所運用上、賃貸住宅や応急仮設住宅の提供等を速やかに行うなど、滞在期間の短縮化を図り、住民負担軽減をできるだけ配慮するという答弁をいただいております。また、新型コロナウイルス感染症対策として、1人当たり4平米のスペースを確保要請もしております。それについては、感染症対策として、より多くのスペースを確保し、避難所での3密防止のため、両市に対し、さらなる施設の提供依頼を行っているとも回答をいただいております。

では、現在は感染症防止策も踏まえた広域避難所の1人当たり避難スペースは確保されているのでしょうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答え申し上げます。

コロナ禍におきましては、感染症対策を講じて避難所を運営することになることから、各避難所におきましては当初予定していた人数を収容できなくなることが想定されます。そのような状況になった場合には、県が筑西市、桜川市以外の第2の避難先を確保し、本市は県の指示により、収容できなくなった市民を第2の避難先に避難させることとなります。なお、1人当たりの避難所面積が見直され、第1の避難先で収容できなくなる人数が把握できれば、あらかじめ第2の避難先へ割り振ることも可能になると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） コロナ禍の感染症対策を講じての運営上、当初予定の避難所では不足が生じ、収容できない市民は第2の避難先へ避難ということですが、避難所へ行ってからの振り分けではとても対応し切れるものではありません。市民の不安を増大させるばかりとなってしまう。

去る9月には水戸市の広域避難先であります松戸市が、水戸市の避難所スペースの見直し調査依頼を受け、見直した結果、1人当たり4平米は必要につき、当初受入れ人員1人当たり2平米の人員を半分以下に減らして回答をしてきたと聞いております。この事例のとおり、広域避難先の1人当たりスペース見直しをすることは、広域避難計画の実効性を高めるためにも不可欠要因であると思います。

今後、広域避難先への避難所スペース見直しについて、市としてどのように考え、どう進めていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

避難先の避難所におきましては、避難スペースの見直しが必要になると考えており、県及び関係市町村で1人当たりの避難所面積の拡大と現在の避難先での避難所の拡充等について、現在、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 回答のとおりですね。県のほうでは新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針、これ、令和2年9月に策定されておりますが、改訂版が今年3月に出されております。その中で、避難所の1人当たり居住面積、これは通路を含みますけれども3平米、3.5平米、4平米と、各パターンで避難所のレイアウトの検討について、避難所ごとにレイアウトについて事前に、訓練やシミュレーションを行うよう定めています。

今年1月のときのように、いや実は確保できていませんでしたというような事態が起きないように、県や避難先との協議をしっかりと進めていただきたいと思います。

次は、10月19日の東京新聞の記事からですが、東海第二30キロ圏の病院、診療所の避難計画策定済みは3割という記事が載っておりました。原発事故が起きた際に入院患者等を安全に避難させる計画策定が求められている医療機関119機関、この中で策定済みは39施設で、3割にとどまるということが分かったと。県は催促を促しますけれども、新型コロナウイルス禍で余力がないところが多く、また策定済みの県立中央病院では救急車や車椅子のまま乗れる福祉バス等は必要台数に対して、保有台数が極端に少なく、計画の実効性に疑問符がつくということでした。

入所型社会福祉施設については、東京新聞10月27日付でございますが、対象は486施設ございまして、6割弱しか策定できていないと。策定済みの施設でも必要車両の確保等が課題となっているということ。大井川知事は全施設の計画が策定されなければ、実効性ある広域避難計画が整ったと認められないとの認識を示しています。行政も議会も市民の生命・財産を守り、安心・安全を確保する責務があり、本市の避難計画は策定途中ということですが、本市の原子力災害時における医療機関、入所型社会福祉施設の避難計画策定状況について、確認をしておきたいと思えます。

では、本市の医療機関及び入所型社会福祉施設で、避難計画の策定対象となる施設と策定状況について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

医療機関及び入所型社会福祉施設におきましては、施設ごとに避難計画を策定することになっており、県が主体となり進めているところでございます。

市内の医療機関及び入所型社会福祉施設のうち、原子力災害時の避難計画の策定が必要となる施設数につきましては、県に確認したところ、医療機関が9施設、社会福祉施設が20施

設になります。そのうち、避難計画の策定が済んでいる施設の数は医療機関が3施設、社会福祉施設が18施設でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、お答えいただきましたけれども、医療機関は約3割と、策定完了ということですね。これは県平均並みということで、入所型社会福祉施設の策定率が20施設中18ですから9割は終わっているということでございます。

では、市内の医療機関及び入所型社会福祉施設に関して、避難計画の策定が進んでいない理由についてどのように捉えているのか、また考えているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

医療機関及び社会福祉施設では、避難をする際、バスや福祉車両、状況によっては救急車の使用も考えられますけれども、入院や入居されている方の状況がその都度変わることから、避難に必要な車両の台数や種類が正確に把握できず、計画の策定が進まないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁にありましたように、入院や入居されている方の状況がその都度変わるということで、なかなか確定ができていないということも確かにあると思います。

しかし、先ほど申し上げたように、策定済みの県立中央病院でさえ、絶対数が足りない状況があります。さらに、寝たきりの方や車椅子の方などを含め、市内でも数百名の避難者を抱えて、必要車両をどう確保していけばいいかよく分からない。また、策定しようとしても作成依頼書が、作成マニュアルですけれども、これと一緒に送付されてきたままで、あとはできましたかという催促が来る。分からない点を担当課に聞くと、それは県に聞いてくれと言われる。

こういう対応では計画策定はできませんよね。避難計画作成依頼文には、県、所在市町村等と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するものと規定されていますと書かれています。

ということは、市町村と連携して、市町村と連携してとこの意味ですけれども、市の担当課で受けて質問の内容を確認し、県へ問合せをし、回答をしていくのが本来じゃないかなというふうに思うんです。そして、説明会を開催し、協定、策定に協力する、これは作り方は分からないということですから、そういったこともきちんとやっていく、そういうその事業者に寄り添った策定支援をすべきではないでしょうか。

今後の医療機関、社会福祉施設等の避難計画策定への支援と、本市の広域避難計画の進め

方をどのように考えているのか、市長に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 担当からあったように、いろんな課題があるようでございます。

医療機関及び社会福祉施設の避難計画策定につきましては、説明があったように県が主体となって進めております。今後、県では避難計画の策定がされていない施設に対しましては、説明会や個別協議を実施し、避難に必要な車両の想定についての考え方等を示して計画の策定の支援をすることとしているようであります。

医療機関の患者や施設の入所者を含め、要配慮者の避難につきましても、本市の広域避難計画におきましても重要な課題というふうに理解をしておりますので、市といたしましても医療施設や社会福祉施設の避難計画策定につきましては、今、議員からご指摘があったように、可能な限り県と連携を図って支援をしていきたいと考えております。

なお、本市が策定を進めています広域避難計画におきましても、在宅の避難行動要支援者の対応や安定ヨウ素剤の緊急配布などの課題もございます。いずれにしましても、冒頭に申し上げましたこともありますけれども、引き続き、県及び関係市町村との連携を深めていきまして、課題を解決しながら実効性ある計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 課題解決のために、今後も進めていくということでございますけれども、やはり、誰一人残してはいけません、避難ですから。まして福島のように、置いていかざるを得なかったという事実もありますけれども、本市においては、それは絶対許されることではありません。必ず避難させるということが非常に重要だと思います。これは肝に銘じておいていただきたいというふうに思います。

ということで、医療機関、社会福祉施設等への避難計画策定はマニュアルに沿って書いて出してくればいいということでは駄目なんです。どうやったら実効性が確保できるのか、説明会や個別協議をしっかりと行い、事業者に寄り添った協力支援をしっかりとお願いしたいと思っております。

先ほど、市長からも在宅の避難行動要支援者に対する対応、それから安定ヨウ素剤の緊急配布などの課題があるということもおっしゃってございました。避難当事者である住民の意向の確認と了承が必要ですが、今後についてはそれをどのように取りつけていくのか、複合災害に対する対策はどの程度進んでいるのか、確保済みという第2の避難先はどのようにすれば確認できるのか、感染症対策として密閉しながら換気せよという矛盾にはどう対応していくのか、避難時及び避難所で対応する職員の絶対的不足はどうするのか等々、多くの課題もあります。

避難計画策定については、東海第二原発も現在は冷却されておりますけれども、いつ何どき、この使用済み核燃料が事故を起こすかも分かりません。那珂市民の安心・安全を確保し、

生命・財産を守るのは行政であり、我々市議会の責務であります。よって、避難計画は策定が困難だから作れないではありません。現状で対応できる限りの市民の安全確保策を講じておく必要があると私は考えています。そのためにも避難計画策定については実効性のある、市民が納得できる避難計画を策定するよう強く要望しまして、この項の質問を終わります。

2つ目は、太陽光発電施設についてでございます。

下江戸地区の大規模太陽光発電施設が工事完了し、事業を開始したというけれども大丈夫なのかと、あちこちで聞かれる機会が多くあります。今回は下江戸地区の大規模太陽光発電施設について、市民の方が心配されていることについて、いくつかお聞きしたいと思います。

以前、概略はお聞きしておりましたが、改めて事業主や発電量等の詳細について教えていただけませんか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

名称は那珂ソーラーパーク太陽光発電所でございます。

事業者はアフターフィット大和那珂太陽光合同会社で、所在地は那珂市下江戸2310番の1ほか295筆になります。

事業面積は64万4,299平米、約64ヘクタールで、そのうち発電施設が25ヘクタール、調整池などのその他の施設が11ヘクタール、残りは残地森林が28ヘクタールとなっております。

また、発電出力は25万キロワット、約3,000世帯の年間電力使用量を発電いたします。

雨水排水施設につきましては、排水ポンプ監視システムを導入した調整池を2か所、浸透池が3か所ございます。

売電につきましては、令和3年11月に開始をし、事業期間は20年以上の予定となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

もう一つ重要なことなんですけれども、税収ってどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

納税者の税額につきましては、税務情報に該当いたしますので、お答えすることはできません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 非公開というのは分かりました。

たしか以前の情報で、年間数千万円というのは聞いたことがありますので、その理解でとどめておきます。

それから、もう一つ気になる点なんです、アフターフィット大和那珂太陽光合同会社と、今の事業者はそうになりましたけれども、これ、インターネットで調べると、法人登録はされているんですけども、中身が何もない状態なんで、どういう会社でしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

アフターフィット大和那珂太陽光合同会社は、株式会社 a f t e r F I Tと大和エナジーインフラ株式会社の出資による合同会社でございます。

株式会社 a f t e r F I Tにつきましては、2016年設立の東京都港区に本社を置き、主に再生可能エネルギー発電所開発事業を手がける会社でございます。現在、北海道を中心に国内17か所で太陽光発電事業を展開しております。

また、大和エナジーインフラ株式会社につきましては、大和証券のグループ会社で、再生可能エネルギー発電の開発及び事業投資に取り組んでいる会社でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今の事業者になるまで、会社名がたしか3回変わっていると思います。今回は大和証券グループ会社の投資大手との合弁ということになるんだろうと思いますけれども、今後、転売の可能性が想定されますけれども、将来にわたり適切な事業継続がされるのか、こういった点も内容を今後注意していく必要があると思います。環境課さんにはその辺、よろしくお願ひしたいと思います。

市として、工事完了や事業開始に伴う現場確認や審査等は実施されたんでしょうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現地確認につきましては、茨城県太陽光発電施設の適切な設置・管理に関するガイドラインの規定に基づく工事完了報告書の提出を受けて、環境課をはじめとする関係各課がそれぞれの観点から現地を確認しております。審査につきましては、森林法に基づき、林地開発の許可権者であります茨城県林政課が主となり、完了検査を実施しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） それでは、事業者名や緊急連絡先の表示、フェンス等の設置があるかどうか、これは確認されていますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

事業主名や連絡先は入り口近くに表示板を設置しております。また、フェンスにつきましても適切に設置をしておりました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、あったのはこういう板ですね、あとフェンス。

確認は済んでおるといふことで、分かりました。

環境課はじめ関係各課が現場を見られたといふことですよ。

次は、主として事業主との間で何か協定を結んでいるんでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

協定書の締結につきましては、工事着工前の令和元年12月25日に、那珂市環境基本条例第11条の規定に基づき、環境保全に関する協定書を締結しております。

協定書では主に太陽光発電施設の維持及び管理に関する事項や公害の防止に関する事項、そして太陽光発電施設の災害時及び廃止時の措置に関する事項などの内容で、協定を締結しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 先ほど、事業者名が3度変わっておるといふことがありましたので、協定書については、私も確認をさせていただきました。事業者が変更になっても有効性は担保されておりました。それで安心いたしました。

さらに、この協定書についても工事前から契約をされたといふことなので、大変いいことだなといふふうに思います。

次は、環境、景観、防災安全対策等について、いくつかお聞きします。

最初に排水処理のことなんですが、雨水排水は那珂中部用水へ排出と聞いておりますけれども、水質検査は実施するんでしょうか。また、いつ、どのように排水をするのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

まず、水質検査につきましては、放流先であります那珂中部用水の管理者である那珂川統合土地改良区と事業者の間で水質検査を実施する協定書を締結しております。実施につきましては、年に一度、事業者が採水検査をし、土地改良区に報告をするものでございます。検査結果につきましては、環境保全に関する協定書の規定に基づき、水質検査を含め、公害防止の観点から、市への報告を求めてまいります。また、排水につきましては、基本的に調整池がオーバーフローしたときだけ放流する予定でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 調整池がオーバーフローしたときだけの放流といふことで、この放流先については、那珂川統合土地改良区の用水路を経由して、最終的に久慈川といふことで

排水されるということは聞いております。用水路沿線には水田が多いわけですがけれども、放流に際しては住民の安全に配慮して、流域への連絡等を迅速に伝える仕組みを設けていただきたいと思っております。

また、調整池には大量の水がためられることとなります。この有効活用という点からいいますと、4月から8月末の那珂中部用水流域の稲作にこの調整池の水を活用することはできないのでしょうか。その際には水質検査が少なくとも年2回以上実施されるよう提案をしておきますけれども、ぜひ検討のほどをお願いしたいと思います。回答は後日で結構でございます。

想定外の降雨対策はどのようにしているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

降雨対策といたしましては、調整池を2か所設けてございます。

調整池は、雨水を一時的にためて用水路へ雨水の流量を調整することにより洪水等を防止する施設で、林地開発の技術基準では30年に一度の大雨に対応できる規模の施設を造ることとなっておりますけれども、当該発電所につきましては100年に一度の大雨を想定した規模の施設となっております。

また、パネルを設置しない残置森林となった場所の管理用道路に降った雨の対策といたしましては、浸透池を3か所に設けてございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 100年に一度の大雨という想定もされているということですが、最近では1時間に80ミリの大雨も降ることが現実にありますので、想定外は既にもう現実となっております。ということになりますと、想定外をどこまで想定するかという問題はありますけれども、今、想定できることをきちんとやっておいていただければなというふうに思います。

それから、次はパネル設置面の除草について、除草剤を使うのではないかなという心配される方がいますので、この除草剤等を使用したときの対策はどのようにされているのでしょうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

除草剤の使用につきましては、雨水排水の放流先が農業用の水路であることから、環境保全に関する協定書の中に農薬の使用制限を設け、当該事業区域内において除草する場合は農薬を使用しないものとする規定をしております。そのため、除草につきましては定期的に刈り払い機等を行う予定だと聞いております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 農薬は使わないということなので、安心いたしました。

次は、パネル設置場所についてでございますけれども、これ、盛土や斜面が多いふうに感じました。地震対策はどのようになっているんでしょうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

当該発電所につきましては、斜面が多い地形であったことから、原則、切土での整地を行い、盛土は管理用道路を造る際に一部を盛土で整地しております。また、パネルの土台となるところは全て、自然エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインに規定された地上設置型太陽光発電システムのガイドライン2019版の技術基準に基づき、震度5までの地震に耐えられるものとなっております。

また、コンクリートの架台を2メートルから4メートル程度埋設するなど、地震対策をしていると聞いております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 震度5までは耐震可能であるということでございますので、実際に見て感じた限りでは、堅牢な架台やパネル設置という印象ではありませんでした。もちろん、私は素人ですので、そういう印象を持ったんですけれども、耐震設計は震度いくつで見ているんでしょうかという担当者に問いかけましたところ、5までという回答がありました。これは今の説明のとおりですね。本市は6強、6弱を経験しているんですよと言いますと、えっという担当者の驚きの表情が浮かんだのが、今でももう忘れられません。もうやっぱり、本当に5で大丈夫なのかなというのはあるんですけれども、今後も災害時に発電できない事態はできるだけ避けられる手だてなり、耐震強度について一度検討していただければなというふうに思います。

次は、騒音、光反射、それから植栽の確保、生態系等、環境への配慮についてどのようになっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

太陽光発電から発生する音は、パワーコンディショナーのモーター音となりますけれども、騒音レベルの小さい音であることや、周辺に住宅がないことから騒音問題は発生しないものと確認をしております。

次に、光反射につきましては、当該発電所施設が周辺住宅や道路より高いところにあること、パネルの角度を15度という浅い角度で設置していること、また事業地の周りを造成森林が囲む形に6.6ヘクタールの植栽を行い、周辺に配慮をしており、県が行った林地開発の完了検査におきましても、計画のとおりでございました。

次に、生態系への影響でございますけれども、平成30年度から数回行われた周辺住民への説明会で心配がされていたイノシシ被害の増加は、現在確認をされておられません。また、今のところ、環境への影響はないと考えておりますけれども、必要に応じ、協定書に基づく立入検査を実施し、事業者には報告、改善を求めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 音とか光については、それから植栽等もあるということで、特に人家も周りにはありませんので一応安全は確保されているという回答でございます。

イノシシについてははないというお話でしたけれども、バードラインの南側の民家には以前にも増して、その庭先をうろつく回数が増えているという声も聞いております。確かにあの地域にはすんでいたのは間違いはないんで、どこへ行ってしまったのかちょっと不思議なんですけれども。

今後について、やはり動植物の生態系や保水力、二酸化炭素の吸収力等については定期的、定点での継続的な観察、観測が必要ではないかと思っております。

茨城大にあります地域気候変動適応センター等の専門機関と連携して、長期的に見ていくことを提案しておきますので、ぜひとも検討いただきたいと思っております。回答は後日で結構です。

次に、災害時や緊急時について、どのような体制で対応していただけるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

災害時や緊急時には、まず市にその内容を報告することとしております。そのため、事業者が中里地内に管理事務所を設置し、常時3名から4名の職員が待機し、すぐに対応できるように管理体制を整えております。

また、災害時の対応としましては、自然災害によって発電設備及び防災施設等が破損した場合や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合は人命を最優先とし、直ちに適切な措置を講じることや、施設外への影響が及ばないよう適切に対応をするものとしてございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 緊急及び災害時にはしっかりと対応をしていただきたいなというふうに思います。

次は、事業施設運営、維持管理について伺います。

太陽光発電施設の安全な運営、環境維持管理については、今後、定期的な確認及び指導管理が必要になりますが、どのように実施されていきますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

協定書におきまして、通常時の定期監査や管理の指導につきましては、取り決めをしておりませんので、現在のところ実施する予定はございませんが、問題や苦情が発生したときには立ち入って指導を行う考えであります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現行の協定書には通常時の定期検査や管理の指導については取り決めをしていないということですが、問題や苦情が発生してからでは遅いのではないのでしょうか。この点についても条例で定めておけば、市民の不安も解消されるのではないかと考えます。

次は、市民の多くの方が心配されたり不安に思っています事業終了後の設備撤去、廃棄、事業継続についてお聞きをします。

事業終了時の設備撤去や廃棄処理について、事業計画時には計画書が提出されていますか。また、廃棄処理費用積立制度は事業者が積み立てるようになっておりましたけれども、現状はどのようになっているんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

平成30年2月22日に提出されました事業概要書の添付書類としまして、撤去計画が提出をされております。また、廃棄費用の積立て状況は11月から売電開始でございますので、積立てはこれから開始をされる予定でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 廃棄用の積立てにつきましては、以前、国が買取り価格から廃棄用積立て分を差引きとする方式ということで聞いておりますけれども、自社積立てで行うということで間違いないですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

廃棄費用の積立てに関しましては、令和4年4月1日に改正予定の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に基づき、原則として、売電金額から源泉徴収的な方法で差し引かれる外部積立てが開始をされる予定でございます。

当該発電事業者につきましては、まずは自社積立て方式で開始をし、法律施行に伴って外部積立てとなる見込みでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。自社積立てだと、積立てしない場合も想定されます

ので、その確認も含めて適正な撤去廃棄を履行する上でも、撤去計画書の提出だけではなく、事業終了後、事業者が適正な撤去、廃棄処理の履行を義務づける等の詳細事項も含めて、事業者と市とで協定を結んでおくことが重要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、協定をすべきと考えまして、環境保全に関する協定書にその内容を盛り込んでございます。

事業終了後の適正な撤去・廃棄処理につきましては、事業終了時や太陽電池モジュール等の破損により廃棄物が生じたときは、速やかに関係法令に基づき、適正に処理するものとしております。

また、事業終了時の解体及び撤去に伴い発生する廃棄物の処分を確実に実施するため、かかる費用を算定し、積立ての時期と金額に関する計画を策定するものとしております。

その上で、積立て状況を経済産業省に報告をする都度、併せて市に報告をするものとしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） しっかりとチェックができるようにしてあるということですね。

協定締結事項の履行につきましては、しっかりと確認をしていただきたいなというふうに思います。また、履行されない場合も想定されますので、やはりこの点についても規制による事前の防止策というのを準備しておく必要があるなというふうに思います。

次は5番目になります。今後の太陽光発電施設の適正な設置、維持・管理について伺います。

地球温暖化防止対策推進、カーボンニュートラル推進のため、令和3年7月、資源エネルギー庁は2030年に再生可能エネルギーの比率、2019年の18%から38%へ引き上げています。特にこの再生エネルギーの中でも太陽光は主力を占めており、本件においても地域活性化を含め、太陽光発電拡大を推奨しています。

ここで、議長の許可を得まして資料を配付させていただきました。こちらに、那珂市の平成28年以降から現在まで、太陽光発電がどれぐらい設置されているか。件数で202件、面積でいうと158ヘクタールということでございます。昨日の武藤議員のお話にもありましたように、茨城空港から那珂市を見ると太陽光のパネルが多く光って見えるという話があったとおりでと思います。さらにこれからも、この太陽光発電は拡大されていくばかりでございます。

昨今、市内では近隣の住人は集中豪雨時の水害が心配である。二種農地が転用されていく。農地の減少が心配。傾斜地への設置箇所は土砂崩れが心配である、林地の太陽光発電施設貯蔵シートにより雨水が地下浸透せず市道へ冠水し通行障害がある、事業終了時に廃棄物等を

そのままにされてしまう心配、申請前に工事が始まり盛土され自宅や畑が雨が降るたび水害に遭ってしまう、現在も直っていない。

さらに、本市は緑豊かな、この緑の美しい環境で売っている市でございます。それが減っていく。県のガイドライン、市の要綱を定めているが法律の規制ではなくあくまでもお願いである。このガイドライン、要綱を守らない業者が工事を進めていくと、地元住民は不安が募るばかりである、等々の問題があり、小規模太陽光発電も管理できる体制が必要であります。住民不安解消の意味でも、相談窓口を開設し、対応や問題解決に当たる必要があると考えます。ぜひとも、相談窓口、これ専用ですけれども、設置していただけるよう要望をしておきます。

それから、現在、50キロワット未満の設備設置、これはガイドライン管理外ということで、49キロワットで申請する事業者もいるため、小規模の10キロワットから計画書等の提出を求めるガイドライン重視を徹底する意味でも、この小規模の発電設置について管理徹底をどのように進めていくのか、件数の把握も含めて伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

10キロワット以上、50キロワット未満の施設の設置につきましては、平成28年度の県ガイドライン制定から本年11月末までに129件の設置を把握しております。

本市では、県ガイドライン制定時から50キロワット未満であっても、事業概要書の提出を求めてまいりました。

また、令和3年2月からは、那珂市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱を制定し、10キロワット以上を対象に事業概要書の提出を求めていますので、今後も引き続き、施設の適正な設置及び維持管理につきましては適切な指導に努めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 時間の都合もありまして、次と次の質問を飛ばして、次は条例の制定の件のところを質問させていただきたいと思います。

先ほども本市のあちこちで困り事や不安の声を紹介しましたが、丁寧な相談対応に当たっていただきたいし、問題解決への支援協力もしていただけるよう再度お願いをしておきます。

やはり、ガイドラインや協定事項を事業者が遵守できない場合、市民が災害に巻き込まれたりすることになります。市民の不安を解消し、安心を確保する意味でも法規制は必要になります。太陽光発電施設は10キロワット以上から50キロワット未満の施設も計画書の提出、近隣への説明等の要請にとどまり、法的な規制や罰則もなく自由に施設設置が展開されております。

さらに、県のガイドライン、市の要綱だけでは規制力が弱く、事業終了後、設備撤去や廃棄処理についても協定を締結し、きちっと処理遂行できるよう条例を制定しますよう提案し

ますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、太陽光発電施設の設置には法的規制がない状況でございます。

条例制定につきましては、国や県の動向を注視することとし、環境省が示しました太陽光発電の環境配慮ガイドラインを基に、市の要綱や協定書を随時改正しながら、撤去や処理につきましては、適正に行うよう指導・管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 県のガイドラインや市の要綱で適正な設置、維持・管理を進めているので、条例制定は考えていないという答弁でございます。

太陽光発電に関する各市町村での諸問題については、既に15の市町村で条例を定めて対応しているの、県では条例制定は考えていないという、これは11月30日の県議会の一般質問での県のほうの答弁がそういうことの内容でありました。

県や市も条例を制定しないということになりますと、市民の安心・安全、環境の保全は誰が守ってくれるんでしょうか。また、県のガイドラインや市の要綱を守っていただくためにも、条例をぜひとも制定すべきであると提案しますので、再度、検討をお願いします。回答は後日で結構でございます。

それから、県も市もガイドラインで、条例は制定しないということになりますと、国でも現在は持っておりません。国への要望としまして、県や市のガイドラインや要綱での行政指導だけでは限界があります。住民被害の発生を抑止し、良好な景観、環境を守っていく観点からも、事業者と住民の合意形成を進める仕組みを構築し、法制化も併せて国は進めるよう要請していただきたいということを強く要望をしておきます。

再生エネルギーの開発普及は地球温暖化防止策の重要な施策となっておりますが、一方で緑環境は失われていくという残念な結果になっているのが現状でございます。つまり、地球温暖化防止について、太陽光発電は二酸化炭素排出削減へのプラス効果はあるが、樹木等の伐採は二酸化炭素吸収効果減少及び保水力の減少、生態系への影響など、マイナス面もあるということでございます。

市として、環境の保全と再生エネルギーである太陽光発電施設の拡大、市は2050年、カーボンゼロシティを目指しておりますけれども、これに向けてどうバランスを取っていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

日本は、2050年までに温室効果ガス46%削減を達成すると目標を掲げているため、化石燃料のように枯渇する心配がなく、CO₂を排出しないクリーンなエネルギー源として太陽

光発電を導入する取組は、これからも続いていくと考えられます。それと同時に森林の伐採が行われ、生態系へのマイナス影響があるのも事実だと思われま。これをどう両立していくかというのは大変難しいことだと考えております。まずはCO₂の排出量を減らすことが第一だと考えておりますが、それによる無秩序な太陽光パネル設置を放置することもできません。そのため、環境保全を念頭に置きながら、ガイドラインに沿った施設の設置と太陽光発電事業との地域の良い環境保全の両立を進めて、太陽光発電の拡大とゼロカーボンシティの実現に向けて、バランスを取ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 2050年、ゼロカーボンシティ実現に向けて、那珂市の主電源が再生可能エネルギー由来となるよう期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告11番、寺門 厚議員の質問を終了いたします。

◎議案等の質疑

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第12号及び議案第62号から議案第79号までの以上19件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第12号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、報告事項となっておりますので、報告をもって終了をいたします。

議案第62号から議案第79号までの以上18件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますのでご確認を願います。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時40分

令和3年第4回定例会

那珂市議会会議録

第4号（12月17日）

令和3年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年12月17日(金曜日)

- 日程第 1 議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例
- 議案第69号 那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例
- 議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第71号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第72号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第73号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 令和3年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第75号 令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第76号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 議案第77号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
- 議案第78号 茨城北農業共済事務組合の解散について
- 議案第79号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 発議第 3号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書
- 日程第 3 議案第80号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐 (総括)	大内秀幸君
次長補佐	三田寺裕臣君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

本会議場内の皆さんにご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。

また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力を願います。傍聴席につきましては、一席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどよろしく願いを申し上げます。

◎議案第62号～議案第79号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 続いて、日程第1、議案第62号から議案第79号までの以上18件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇を願います。

勝村委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第68号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例外3件です。

次に、結果でございます。

議案第68号、議案第70号、議案第76号、議案第77号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第68号及び第76号並びに第77号は、平成28年度に県央地域9市町村において定住自立圏を形成し、相互の役割分担の下、各種連携事業を進めてきたが、さらなる充実を図り、県央地域を発展していく目的から、那珂市定住自立圏形成協定に関する条例や協定を廃止し、令和4年度から連携中枢都市である水戸市といばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約を締結するものです。

議案第70号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

続きまして、産業建設常任委員会、大和田和男委員長、登壇を願います。

大和田委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大和田和男君） 産業建設常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例外7件でございます。

次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第65号は、都市計画法施行令の一部改正により、区域指定の区域における災害ハザード区域の除外が厳格化されたことから、当市の区域指定の区域から土砂災害警戒区域及び水防法における浸水想定区域のうち一定の区域を除外するため改正するものです。また、市街化調整区域の立地基準の一つである世帯分離における母屋の要件を緩和し、店舗等併用住宅からの世帯分離も許可対象とするため、併せて改正するものです。

議案第66号、第67号は、市街化調整区域等において新たに下水道に接続する場合及び農

業集落排水処理事業区域内において新たに下水道に接続する場合、接続に要する工事費等は原因者負担としているが、地方公営企業として経営の効率化・健全化を図る観点から、道路法に基づく道路管理者の占用許可に係る事務手数料を水道事業と同様にするため本条例の一部を改正するものです。

議案第70号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

委員より、複合型交流拠点施設「道の駅」基本構想・基本計画策定業務を債務負担行為で計上する理由について質疑があり、国の補助金である官民連携基盤整備推進調査費を活用したい。単年度の事業期間の補助金のため、基本構想・基本計画策定機関を長く確保するため、令和3年度中に事業者を選定することを目的として、債務負担行為により予算を担保したいとの答弁でした。

議案第74号、第75号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第78号は、農業保険法の規定により、共済事業の効率化を図るため、令和4年4月1日に茨城県内4団体による新組合を設立することに伴い、茨城北農業共済事務組合を解散することから、地方自治法第288条に規定された協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第79号は、茨城北農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分することから、地方自治法第289条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、富山 豪委員長、登壇願います。

富山委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外7件でございます。

次に、結果でございます。

議案第62号から第64号及び第69号から第73号は、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとなりました。

理由でございます。

議案第62号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が交付され、保育所等において作成、保存を行うものや、保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によるものに加え、電磁的方法による対応も可能である旨の規定が追加されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものです。

議案第63号は、那珂市学校管理規則第3条の規定の中で休業日から創立記念日が削除されたことに伴い、那珂市放課後学童保育対策事業条例に規定する学童保育所の休日から創立記念日を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第64号は、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことに対し、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持するため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に交付されたため、本条例の一部を改正するものです。

議案第69号は、かわまちづくり支援制度活用事業により整備された「那珂西リバーサイドパーク」について、令和4年4月1日から供用開始するに当たり、設置及び管理に関する条例を制定するものです。それに対し、委員から、利用に当たって禁止行為や立入禁止場所の表示など、注意書きの看板設置の要望がありました。

議案第70号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第71号、第72号、第73号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（福田耕四郎君） 休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第62号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第63号 那珂市放課後学童保育対象事業条例の一部を改正する条例、議案第64号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第66号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第67号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例、議案第69号 那珂市那珂西リバーサイドパークの設置及び管理に関する条例、議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第71号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第72号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第73号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第74号 令和3年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第75号 令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第76号 茨城県中央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、議案第77号 いばらき県中央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について、議案第78号 茨城北農業共済事務組合の解散について、議案第79号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、以上18件を一括して採決をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第79号までの以上18件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、発議第3号 中華人民共和国による人権侵害問題に対す

る調査及び抗議を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

萩谷委員長。

〔議会運営委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（萩谷俊行君） 発議第3号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書。

以上の意見書を、別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日。

那珂市議会議会運営委員会委員長萩谷俊行。

意見書の提出の理由でございます。

こちらは、ウイグルを応援する全国地方議員の会からの要請によるもので、日本ウイグル協会には数百人の在日ウイグル人が在籍しており、その在日ウイグル人から多くの被害実態を直接聞いたところ、にわかには信じ難い話もあったが、世界各国の政府の動き、国連での報告はこの証言を裏づけるものであり、この問題については、岸田総理大臣も総裁選時の公約として、ウイグル人の人権問題へ毅然とした対応を明記しておりました。我が国の国政、世界の情勢を鑑みるに、我々地方議会が令和3年12月の議会においてこぞって声を強く示すことは極めて重要であり、議員提案として意見書の採択、提出をしていただきたいとの内容でございます。

では、意見書を読み上げます。

中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的拘留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人権差別撤廃委員会は、平成30年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年10月には国連総会第3委員会ドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の実態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米務長官と中国の楊潔篪（ヤンチエチー）政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ国務長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド（民族大量

虐殺)と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリア・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

米上院は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付けるウイグル強制労働防止法を全会一致で可決させた。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当市内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。本年10月には、国連総会での共同声明は日米欧など43カ国となっている。

これらの世界の状況があるにも関わらず、日本政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっている。よって、那珂市議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

茨城県那珂市議会

なお、提出先は以下のとおりです。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) これより質疑に入ります。

質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(福田耕四郎君) なければ質疑を終結をいたします。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(福田耕四郎君) なければ討論を終結をいたします。

これより発議第3号を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認め、よって、発議第3号は原案のとおり意見書を提出することに決定をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案第80号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第80号につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第80号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第8号）。

提案理由についてご説明申し上げます。

予算総額に歳入歳出それぞれ8億8,895万7,000円を追加し、230億5,506万2,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費については、ふるさと寄附金「ふるさとの便り」事業において、寄附受領額の見込額に伴う返礼品に係る報償費等を増額するものです。

民生費については、子育て世帯への臨時特別給付金事業において、国による児童手当受給者及び高校生の保護者への1人10万円の現金給付に係る扶助費等を、また、市独自の支援として子育て臨時応援給付金事業において、国の給付対象外である世帯への1人10万円の現金給付に係る扶助費等をそれぞれ計上するものでございます。

衛生費については、不妊治療費助成事業において、申請件数の増に伴う扶助費を、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、ワクチン保管に係る備品購入費をそれぞれ増額するものでございます。

土木費については、橋梁長寿命化修繕事業において、橋梁点検箇所が増に伴う委託費を増額するものでございます。

教育費については、給食センター運営事業において、9月の学校臨時休校による給食休止に係る負担金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、寄附金、繰越金を増額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第80号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、委員会への付託を省略することに決定をいたします。これより討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第80号を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継

続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和3年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をはじめとする20件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決いただき、誠にありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、令和3年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする各種の議案につきまして、ご審議をいただき、また貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

早いもので本年も残すところ、あと半月となりました。振り返れば令和3年も、議員各位のご理解とご協力を賜りながら、市政運営において、着実に進展を図ることができました。改めて、敬意と感謝の意を表したいと存じます。

本定例会の初日には、令和4年度予算編成基本方針をお配りし、今後の財政運営の考え方を明示させていただきました。依然として厳しい財政状況にございますが、第2次那珂市総合計画に掲げた施策や那珂ビジョンである「可能性への挑戦」を着実に推進するため、徹底した節減合理化と創意工夫により、さらなる市政の発展に向け、職員共々、熱意をもって取り組んでまいり所存でございます。どうか議員各位におかれましては、これまで同様、私ども執行部の行政運営に対し、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いをいたします。

結びに、議員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられますよう、心からお祈り申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

今年一年本当にありがとうございました。どうぞ良いお年をお迎えください。

○議長（福田耕四郎君） 以上で令和3年第4回那珂市議会定例会を閉会をいたします。

18日間にわたりまして、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会副議長 木野 広宣

那珂市議会議員 石川 義光

那珂市議会議員 關 守